分野計画

港区生活安全・再犯防止推進計画（素案）

Minato City Safe-Community Promotion and Recidivism Prevention Plan (Draft)

【令和９(2027)年度～令和 12(2030)年度】

令和８（2026）年 10 月

港　　区

港区生活安全・再犯防止推進計画の策定にあたって（区長挨拶）

目　　次

第１章 計画の概要 ・・5
１ 計画策定の背景と目的 ・・ 6
２ これまでの計画の経緯 ・・ 7
３ 計画の位置付け ・・ 9
４ 計画の対象 ・・ 11
５ 計画の期間 ・・ 11
６ 計画の策定体制・経過 ・・ 11
７ 計画の推進・評価体制 ・・ 12

第２章 生活安全・再犯防止を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・13
１ 社会情勢の変化 ・・ 14
２ 生活安全・再犯防止を取り巻く現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
３ 区民意識 ～生活安全に関するアンケート調査～ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
４ 課題への対応方針 ・・・ 32

第３章 施策と基本方針 ・・・33
１ 本計画の施策 ・・・ 34
２ 施策の体系 ・・ 35
３ 施策展開に当たっての３つの手法・２つの視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第４章 具体的な取組 ・・39
１ 基本方針に基づく取組の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
【基本方針１】 生活安全に対する意識を育み、強くします・・・・・・・・・・・・・・ 43
【基本方針２】 生活安全に関する地域のつながりを強くします・・・・・・・・・・・ 62
【基本方針３】 安全・安心に過ごせる地域づくりを推進します・・・・・・・・・・・ 75

参考資料 ・・・

第１章 計画の概要

第１章 計画の概要

１ 計画策定の背景と目的

港区は、「区民の安全・安心の確保」を区政の重要な課題として位置付け、平成 18(2006)年に港区生活安全行動計画を初めて策定しました。以降、犯罪の発生状況や社会情勢、区民の意識等を踏まえて定期的に計画を改定し、防犯、防火、繁華街対策、公共空間の環境改善、地域における生活安全活動の支援などを総合的に推進してきました。

一方、特殊詐欺や点検を装った強盗、インターネットを介した犯罪、いわゆる「闇バイト」による犯罪への加担など、犯罪の手口や生活安全上のリスクは複雑化しています。また、犯罪をした者等が地域社会で安定した生活を送るためには、就労、住居、福祉、保健医療、教育等の支援につながることや、保護司をはじめとする民間協力者、関係機関及び地域の理解と協力が重要です。

こうした状況を踏まえ、区は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画として、令和７(2025)年３月に港区再犯防止推進計画を初めて策定し、再び犯罪に手を染めさせない環境づくりと、犯罪をした者等の立ち直り及び社会復帰を支える取組を進めています。

今回の計画策定では、「犯罪被害を防ぐ」だけでなく、若者をはじめとした「犯罪への加担防止」や、これと密接に関係する「再犯防止」までを一体的に進めるため、令和８(2026)年度に計画期間の最終年度を迎える港区生活安全行動計画を改定するとともに、計画期間中である港区再犯防止推進計画を一体の計画へ統合します。両計画の目的と役割を引き継ぎながら、犯罪被害の防止、犯罪への加担防止、再犯防止、立ち直り支援及び地域での見守りを相互に関連付け、港区に住み、働き、学び、訪れる全ての人が安全・安心を実感できるまちの実現に向けた方針と取組を示します。

２ これまでの計画の経緯

（１）港区生活安全行動計画

港区生活安全行動計画は、「安全で安心できる港区」の実現をめざし、防犯や防火等の生活安全事業について、区が取り組む目標、課題、施策及び具体的な事業を体系的に示すアクションプランです。平成 18(2006)年の初策定以降、３年ごとに改定を重ね、現行計画は令和６(2024)年度から令和８(2026)年度までを計画期間としています。

現行計画では、「子どもや女性」「高齢者、障害者」「繁華街」「全ての区民・地域」を対象とする４つの基本方針を設定し、「ネットワークづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の３つの手法と、「分かりやすく」「利用（参加）しやすく」の２つの視点により、体感治安の向上を図っています。

（２）港区再犯防止推進計画

港区再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画として、令和７(2025)年３月に初めて策定しました。計画期間は令和７(2025)年度から令和 11(2029)年度までの５年間です。

現行計画では、「再び犯罪に手を染めさせない環境づくり」と「犯罪をした者等の更生を支援する施策の推進」の２つの基本方針の下、再犯防止に着目した防犯対策、民間協力者の活動促進、就労・住居の確保、一人ひとりの特性に応じた支援、非行防止・修学支援等を推進しています。

時期	主な経緯
平成 18(2006)年	港区生活安全行動計画を初めて策定
令和６(2024)年２月	港区生活安全行動計画（令和６年度～令和８年度）を策定
令和７(2025)年３月	港区再犯防止推進計画（令和７年度～令和 11 年度）を初めて策定
令和８(2026)年度	両計画を一体の計画へ統合し、改定
令和９(2027)年度	統合・改定後の計画を開始（予定）

（３）今回の統合・改定

生活安全施策と再犯防止施策は、犯罪被害を未然に防ぐこと、犯罪に至る要因を減らすこと、地域や関係機関が連携することなど、共通する目的や取組を有しています。今回の統合・改定では、両計画を単に併記するのではなく、それぞれの法的な位置付けと対象を明確にしながら、共通・関連する施策を整理し、一貫した基本理念、基本方針及び施策体系の下で推進できる計画とします。

統合・改定の基本的な考え方

現行

1　現行の港区生活安全行動計画の４つの基本方針
（１）子どもや女性の安全安心を確保する
（２）高齢者、障害者の安全安心を確保する
（３）繁華街の安全安心を確保する
（４）全ての区民・地域に向けた安全安心を確保する

2　現行の港区再犯防止推進計画の２つの基本方針
（１）再び犯罪に手を染めさせない環境づくり
（２）犯罪をした者等の更生を支援する施策の推進

改定後

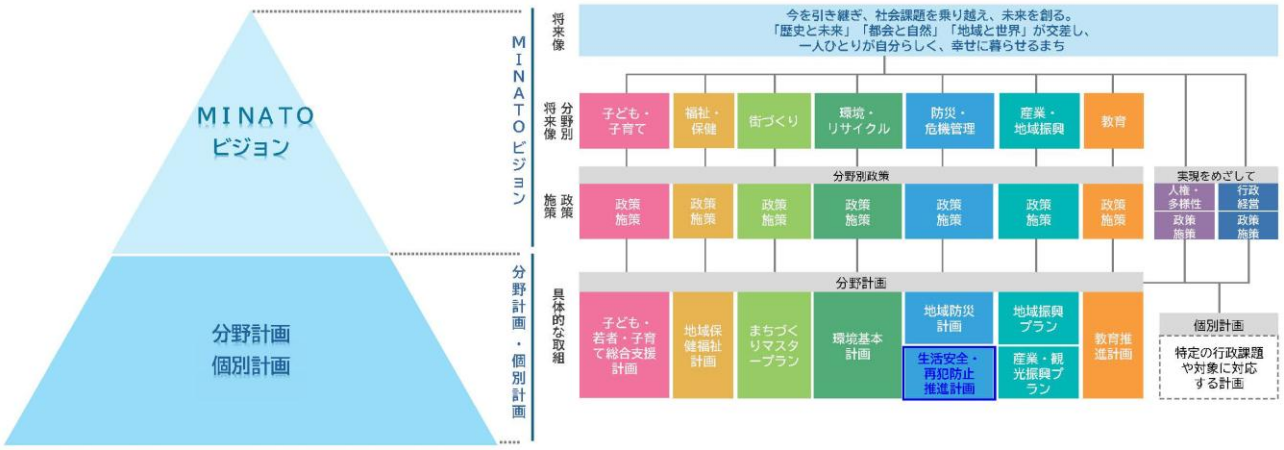
次期計画では、現行の生活安全行動計画が培ってきた分かりやすい施策体系と地域・関係機関との連携を引き継ぎつつ、再犯防止、立ち直り、社会復帰支援の視点を一体的に位置付けます。

【参考】ＭＩＮＡＴＯビジョンにおける生活安全施策
施策４「守り、守られる」犯罪に強いまちをつくる
① 生活安全に対する意識を育み、強くします
② 生活安全に関する地域のつながりを強くします
③ 安全・安心に過ごせる地域づくりを推進します

３ 計画の位置付け

（１）ＭＩＮＡＴＯビジョンとの関係

本計画は、港区の最上位計画であるＭＩＮＡＴＯビジョンに基づき、生活安全及び再犯防止に関する施策の方向性と具体的な取組を示す分野計画として位置付けます。策定に当たっては、ＭＩＮＡＴＯビジョンが示す将来像や政策・施策の方向性との整合を図ります。



（２）法令・条例及び関連計画との関係

生活安全に関する部分は、「安全で安心できる港区にする条例」を基本に据え、港区暴力団排除条例、港区客引き行為等の防止に関する条例その他の関係条例に基づく取組を総合的に示します。再犯防止に関する部分は、再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項に定める地方再犯防止推進計画として位置付けます。

また、防災、福祉、保健医療、住宅、子ども・若者、教育、地域振興、環境美化等の関連計画と連携し、庁内関係部署、警察署、消防署、国・東京都の関係機関、更生保護関係団体、地域団体及び事業者等との協働により施策を推進します。

区分	本計画との関係
最上位計画	ＭＩＮＡＴＯビジョンの将来像及び政策・施策の方向性を踏まえます。
生活安全	関係条例に基づき、防犯、防火、繁華街対策、公共空間の環境改善等の取組を体系化します。
再犯防止	再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項に基づく地方再犯防止推進計画として位置付けます。
関連分野	福祉、保健医療、住宅、子ども・若者、教育、地域振興、環境美化等の関連計画と連携します。

≪再犯防止に関する事業一覧≫

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項に基づく地方再犯防止推進計画としても位置付けます。

再犯防止に関する取組については、現行の港区再犯防止推進計画に掲載された取組を基本に、犯罪への加担防止等の観点から追加した取組を含め、次の３７取組として整理しました。これらの取組を生活安全に関する取組と一体的に推進します。

事業名	基本方針（取組番号）
児童虐待防止対策の推進	1-1-3
ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）対策及び加害者更生支援	1-1-4
インターネットによるトラブル・犯罪被害防止等への取組	1-2-3
特殊詐欺・強盗等の被害防止対策	1-2-5
区民防犯研修会	1-3-1
薬物乱用防止対策の推進	1-3-3
セーフティ教室の実施	1-3-4
港区再犯防止推進連絡会議	2-1-3
警察署・消防署等関係機関との連携	2-1-4
社会福祉法人港区社会福祉協議会の支援	2-1-5
保護司の活動支援	2-2-2
社会を明るくする運動の支援	2-2-3
民生委員・児童委員の活動支援	2-3-5
ひとり暮らし等高齢者の見守り体制及び生活支援の推進体制の充実	2-3-6
住宅・共同住宅の防犯対策助成	3-1-1
迷惑行為対策防犯カメラ貸与事業	3-1-4
青色防犯パトロール	3-2-1
客引き防止プロジェクト	3-2-3
港区暴力団排除条例に基づく取組	3-2-5
児童の非行・養護に関する相談援助	3-3-2
港区青少年対策地区委員会	3-3-3
高校生世代等のひとりで過ごせる居場所づくり	3-3-4
学習支援事業（中学生・高校生）	3-3-5
再犯防止の周知・相談・関係機関連携	3-3-6
生活困窮者の自立・就労・生活支援	3-3-7
住宅確保・入居支援	3-3-8
公的住宅の管理運営・入居支援	3-3-9
高齢者向け住宅の供給・居住支援	3-3-10
障害者相談支援体制の充実	3-3-11
障害者各種手当の相談	3-3-12
一般健康相談	3-3-13
自立支援医療（精神通院医療）	3-3-14
こころの健康相談（精神保健福祉相談）	3-3-15
福祉総合窓口事業	3-3-16
重層的支援体制整備事業の実施	3-3-17
地域包括ケアの推進体制の充実	3-3-18
高齢者相談センター（地域包括支援センター）による相談	3-3-19

※再犯防止分野の取組事業については、「ホゴちゃん」マークを付けて表示しています。

※「ホゴちゃん」とは・・・法務省の更生保護マスコットキャラクターである更生ペンギンの「ホゴちゃん」と「サラちゃん」を再犯防止分野の取組事業のシンボルマークとしています。

4 計画の対象

（１）生活安全に関する対象

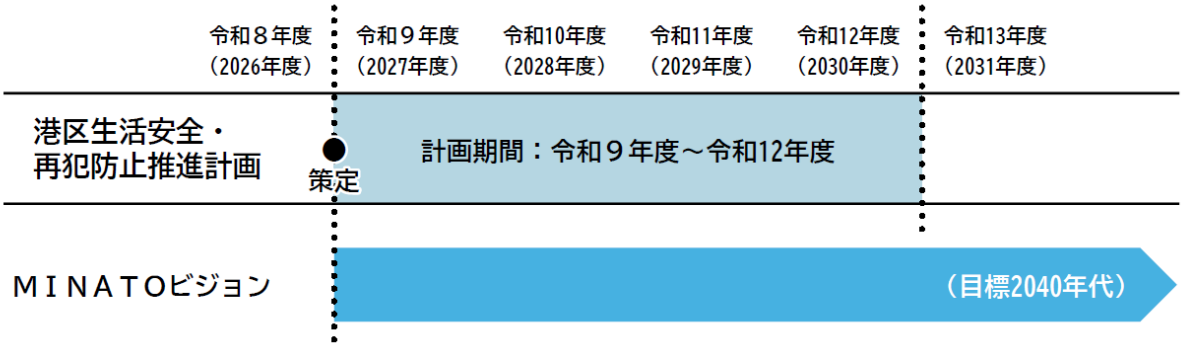
区民生活に身近な場所や繁華街等で発生する犯罪及び火災の防止、道路や公園等の公共空間における義務・マナー違反等の防止を対象とします。施策の対象には、区民だけでなく、在勤者、在学者、来街者、事業者、地域団体その他港区に関わる多様な主体を含みます。

（２）再犯防止に関する対象

再犯の防止等の推進に関する法律に定める「犯罪をした者等」に加え、犯罪からの立ち直りを支援する人や団体を対象とします。また、新たな犯罪被害を防ぐ観点から、犯罪への加担防止や再犯防止への理解促進など、広く区民等を対象とする取組も計画に位置付けます。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和９(2027)年度から令和 12(2030)年度までの４年間とします。なお、計画期間中においても、犯罪の発生状況、社会情勢、法制度、区民ニーズ及び各施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて取組の見直しや改善を行います。



6 計画の策定体制・経過

本計画の策定に当たっては、学識経験者、公募区民、事業者、区内警察署・消防署、関係団体及び区職員等で構成する港区生活安全行動計画・再犯防止推進計画策定会議において、計画の基本的な考え方、生活安全及び再犯防止を取り巻く現状と課題、施策の方向性、成果指標等について検討します。

また、庁内検討組織において、現行計画に基づく事業の実施状況や課題、統合後の事業体系等を検討します。さらに、生活安全に関するアンケート調査、関係機関・団体への確認、区民説明会、パブリックコメント等を通じて把握した意見を計画に反映します。

7 計画の推進・評価体制

（１）推進体制

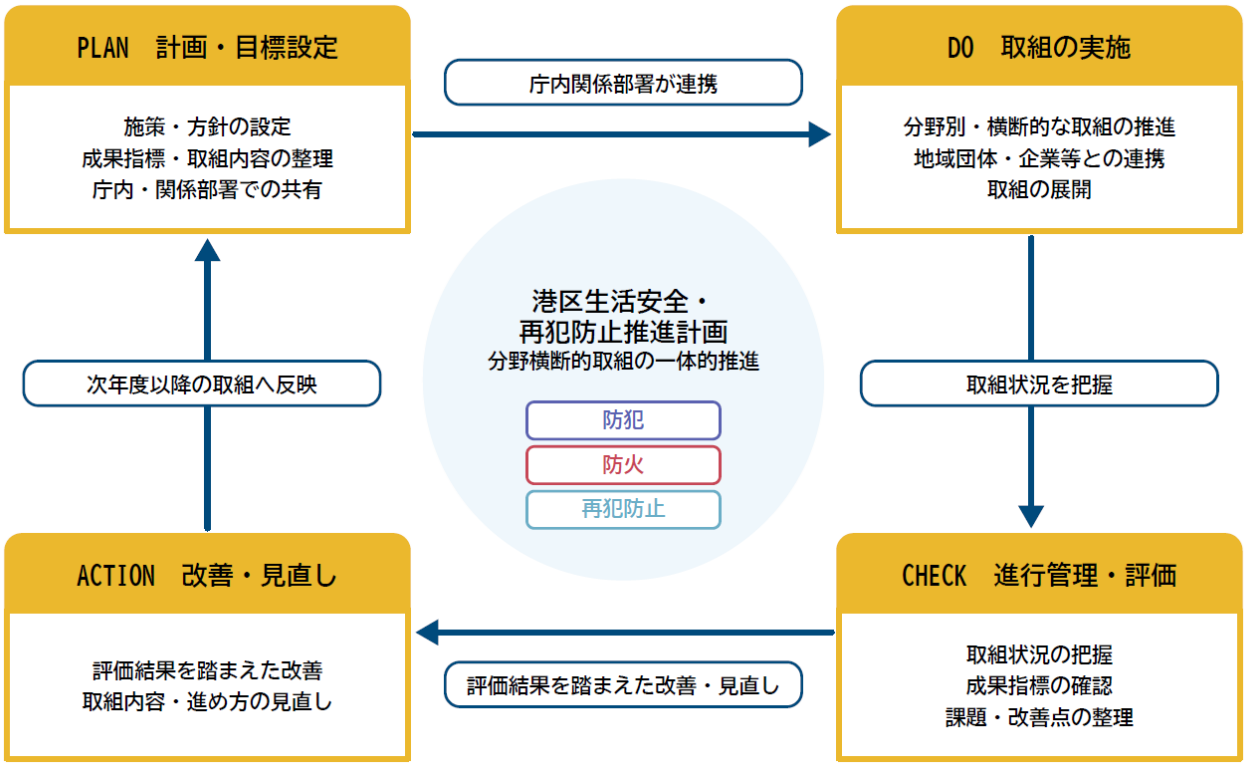
計画の推進に当たっては、生活安全を所管する部署を中心に、福祉、保健医療、住宅、子ども・若者、教育、地域振興、環境美化等の庁内関係部署が連携します。また、警察署、消防署、国・東京都の関係機関、保護司会等の更生保護関係団体、地域団体、事業者等との役割分担と連携を図り、取組を総合的に進めます。

（２）進行管理

計画に位置付ける成果指標及び各取組の実施状況を定期的に把握し、庁内検討組織等において進行管理を行います。評価結果や社会状況の変化を踏まえ、取組の改善や関係部署・関係機関との調整を行い、計画の実効性を高めます。

計画の推進・評価の流れ

庁内連携と分野横断の視点により、取組状況を把握しながら継続的に改善します。



第２章 生活安全・再犯防止を取り巻く現状と課題

第２章 生活安全・再犯防止を取り巻く現状と課題

１ 社会情勢の変化

近年、生活安全を取り巻く社会環境は大きく変化しています。特殊詐欺や点検を装った強盗、インターネットを介した犯罪など、犯罪の手口は多様化・複雑化しています。また、いわゆる「闇バイト」のように、ＳＮＳ等を通じて犯罪に加担する事例もみられるようになり、犯罪被害を受ける側だけでなく、意図せず、又は安易なきっかけから犯罪に関わるリスクも生じています。

一方、再犯防止をめぐっては、犯罪をした者等が地域社会で生活を立て直していくために、就労、住居、福祉、保健医療、教育等、複数の分野にまたがる支援が必要となる場合があります。また、保護司をはじめとする民間協力者や関係機関、地域との関わりも重要な要素となっています。

このように、生活安全と再犯防止を取り巻く状況は、犯罪の手口や犯罪との関わり方の変化に加え、地域社会や関係機関に求められる役割も多様化しています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、生活安全と再犯防止を取り巻く状況を的確に捉え、犯罪の手口や犯罪との関わり方の変化、支援ニーズの多様化等に対応していくことが重要です。

２ 生活安全・再犯防止を取り巻く現状

２－１　生活安全を取り巻く状況

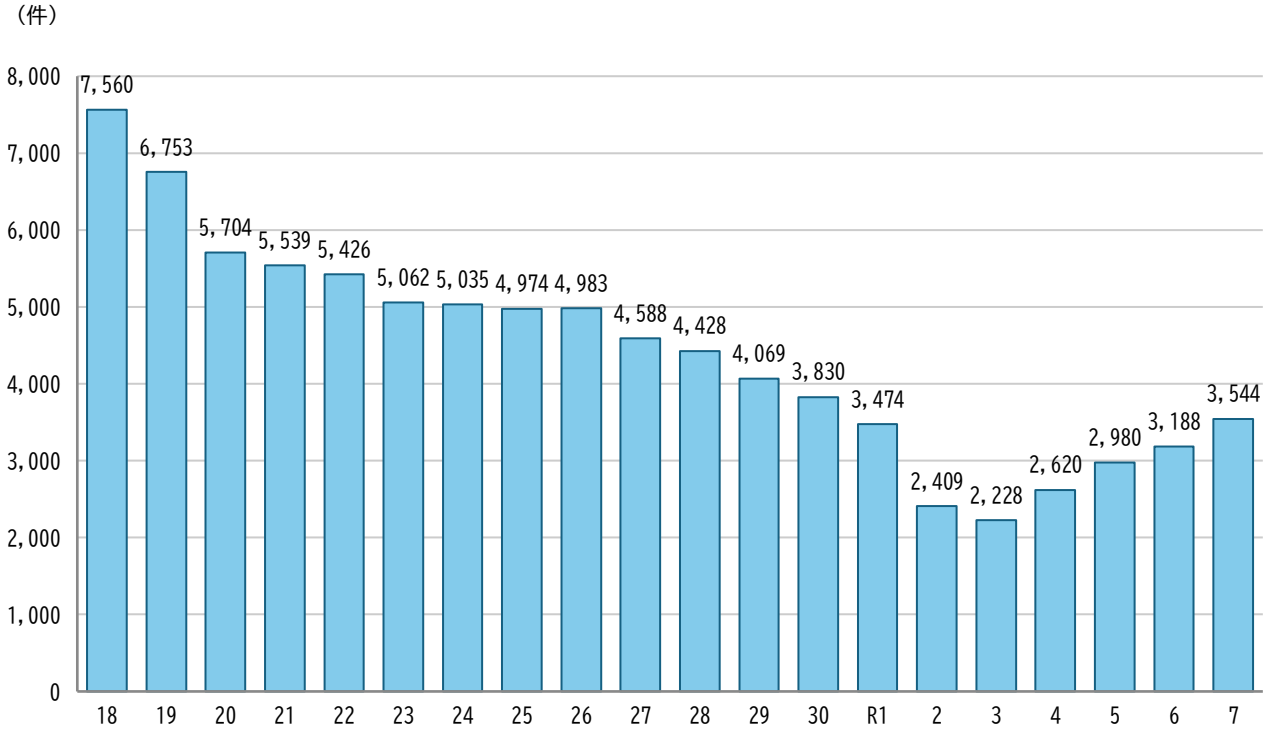
（１）犯罪発生状況の推移

港区の刑法犯認知件数は、平成 18(2006)年の 7,560 件から長期的に減少し、令和３(2021)年には 2,228 件となりました。その後は増加に転じ、令和７(2025)年には 3,544 件となっており、令和３年と比較すると約６割増加しています。ただし、平成 18 年と比較すると半数以下の水準であり、長期的には減少している一方、近年は増加傾向が続いている状況です。

罪種別に見ると、非侵入窃盗が最も多く、令和７(2025)年は 1,584 件となっています。また、詐欺等を含む「その他」は令和３(2021)年以降増加し、令和７年には 1,272 件となっています。粗暴犯についても、令和３年の 316 件から令和７年には 545 件へ増加していることから、暴行・傷害等の発生状況を地域別・時間帯別に把握し、地域特性に応じた対策を進める必要があります。

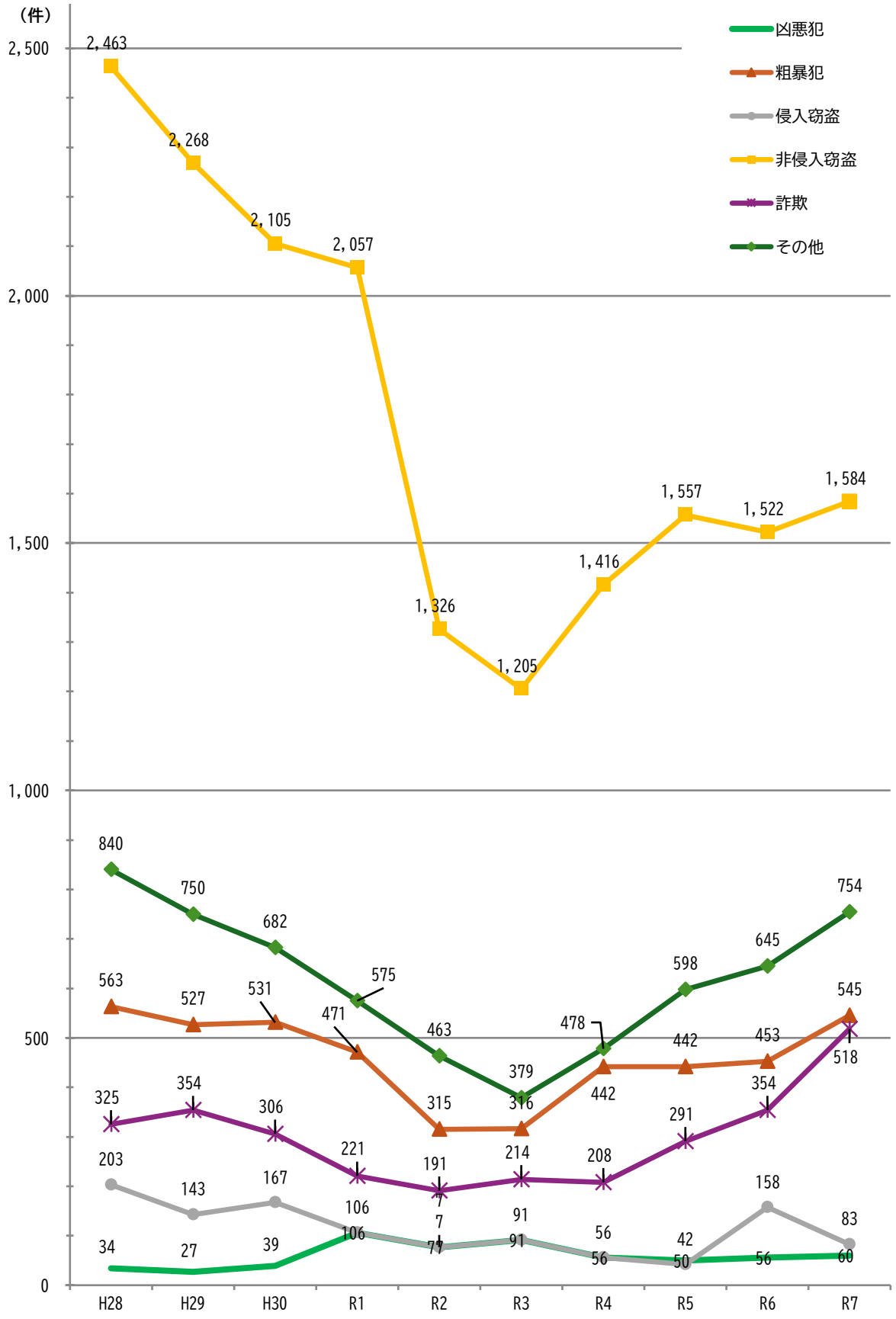
また、令和７（2025）年の「その他」1,272 件の内訳を見ると、詐欺が 518 件で 40.7%を占めています。なお、次ページのグラフでは、詐欺の発生状況を分かりやすく示すため、「その他」を「詐欺」と「その他」に分けて表示しています。

刑法犯認知件数推移



資料：「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」（警視庁）

港区内の罪種別刑法犯認知件数推移



資料：「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」（警視庁）

（２）地域特性に応じた犯罪発生状況

令和７(2025)年の総合支所管内別では、芝地区が 1,103 件と最も多く、次いで麻布地区が 910 件、赤坂地区が 592 件となっています。また、地区によって罪種別の構成に違いが見られ、芝地区や麻布地区では粗暴犯及び非侵入窃盗が比較的多くなっています。一方、高輪地区や芝浦港南地区を含め、各地区で詐欺等を含む「その他」も一定数発生しています。今後は、繁華街、業務地、住宅地など、それぞれの地域特性や犯罪発生状況に応じた防犯対策を進めることが重要です。

港区内総合支所管内別の罪種別刑法犯認知件数（令和７年）

総合支所管内	総合計（件数）	凶悪犯（殺人、強盗、放火、強制性交等）	粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝等）	侵入窃盗（事務所・出店荒らし、空き巣等）	非侵入窃盗（仮睡者狙い、自転車盗、万引き、すり等）	その他（詐欺、占有離脱物横領等）
芝地区	1,103	5	156	34	539	369
	144	-5	14	-62	88	109
麻布地区	910	24	168	25	349	344
	59	2	16	1	-7	47
赤坂地区	592	21	77	11	212	271
	21	10	23	-17	-39	44
高輪地区	459	5	82	5	249	118
	65	0	23	0	16	26
芝浦港南地区	480	5	62	8	235	170
	69	-2	16	3	4	48
その他（不詳）	0	0	0	0	0	0
	-2	-1	0	0	0	-1
合計（港区全体）	3,544	60	545	83	1,584	1,272
	356	4	92	-75	62	273
東京都全体	98,590	1,012	8,802	2,694	59,750	26,332
	4,527	8	931	439	149	3,000

※各地区の下段は、令和６年から令和７年までの増減数を示す。

※本表は警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」を基に集計しています。当該資料は公表当時の暫定値であるため、警視庁等が公表する東京都全体の統計値とは異なります。

資料：「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」（警視庁）

（３）特殊詐欺への対応

港区内の特殊詐欺被害は、令和 6（2024）年の 47 件から令和 7（2025）年には 101 件となり、54 件増加しています。また、被害額は約 2 億 9,176 万円から約 15 億 2,720 万円へ増加しており、被害が大きく拡大しています。

年次	令和６（2024）年	令和７（2025）年	増減数
被害額（約）	約２億 9,176 万円	約 15 億 2,720 万円	約 12 億 3,544 万円

特殊詐欺をめぐっては、近年、警察官等をかたる「ニセ警察詐欺」や、ＳＮＳを利用した投資詐欺・ロマンス詐欺など、手口が多様化しています。令和 8（2026）年１月から８月までの港区内では、ＳＮＳ型投資詐欺が 38 件、ＳＮＳ型ロマンス詐欺が 16 件発生しており、ＳＮＳを悪用した詐欺被害のさらなる拡大が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、令和８（2026）年から特殊詐欺の分類が見直され、「ニセ警察詐欺」が独立した手口として位置付けられるとともに、これまで別に整理されていた「ＳＮＳ型投資詐欺」及び「ＳＮＳ型ロマンス詐欺」が特殊詐欺に含まれることとなりました。

港区内特殊詐欺被害発生状況

分類	令和６（2024）年	令和７（2025）年	令和８（2026）年 ※１月から８月時点	増減（令和６年から令和７年）	令和８年被害額 ※１月から８月時点
ニセ警察	－	－	63	－	1,109,145,016
オレオレ詐欺	31	84	7	53	22,400,000
預貯金	0	2	0	2	0
架空料金請求	4	6	19	2	515,923,651
還付金	11	9	8	-2	7,257,555
融資・保証金	0	0	0	0	0
金融商品	0	0	2	0	6,126,500
ギャンブル	0	0	0	0	0
交際・あっせん	0	0	1	0	9,506,008
その他	0	0	5	0	16,768,796
キャッシュカード詐欺盗	1	0	0	-1	0
ＳＮＳ型投資詐欺	－	－	38	－	1,136,649,179
ＳＮＳ型ロマンス詐欺	－	－	16	－	495,229,409
計	47	101	159	54	3,319,006,114

資料：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

※令和８（2026）年は１月から８月までの集計値であり、令和６・７年の年間集計値とは集計期間が異なります。また、令和８年から特殊詐欺の分類方法が変更されているため、令和７年以前の数値との単純な経年比較はできません。このため、令和８年の数値は被害状況を把握するための参考値として掲載しています。

（４）火災・防火に関する状況

令和７年の消防署別の主な火災原因を見ると、区内全域 269 件のうち、電気関係が 163 件と最も多く、次いで「その他・不明」が 34 件、たばこが 31 件となっています。消防署別の総合計では、赤坂消防署が 90 件と最も多くなっています。

消防署別主な火災原因（令和７年）

消防署	総合計（件）	電気関係	ガス テーブル等	たばこ	放火（疑いを含む）	その他・不明
芝	82	49	8	10	2	13
麻布	65	36	7	5	7	10
赤坂	90	58	5	13	6	8
高輪	32	20	6	3	0	3
区内全域	269	163	26	31	15	34

資料：港区内消防署調べ（芝消防署、麻布消防署、赤坂消防署、高輪消防署）

（５）安全安心情報の発信状況

みんなと安全安心メールの配信件数は、令和６(2024)年の 47 件から令和７(2025)年には 86 件となり、39 件増加しています。令和７年は、不審者情報が 36 件と最も多く、次いで特殊詐欺関連が 21 件、刑法犯関連が 12 件となっています。

みんなと安全安心メール配信件数

配信内容	不審者情報	刑法犯（暴行など）	特殊詐欺関連	放火・火災予防関連	港区からのお知らせ	その他（意識啓発など）	合計（件）
令和６(2024)年	32	0	4	11	0	0	47
令和７(2025)年	36	12	21	3	4	10	86

資料：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

２－２　再犯防止を取り巻く現状

（１）全国・東京都における犯罪・再犯の状況

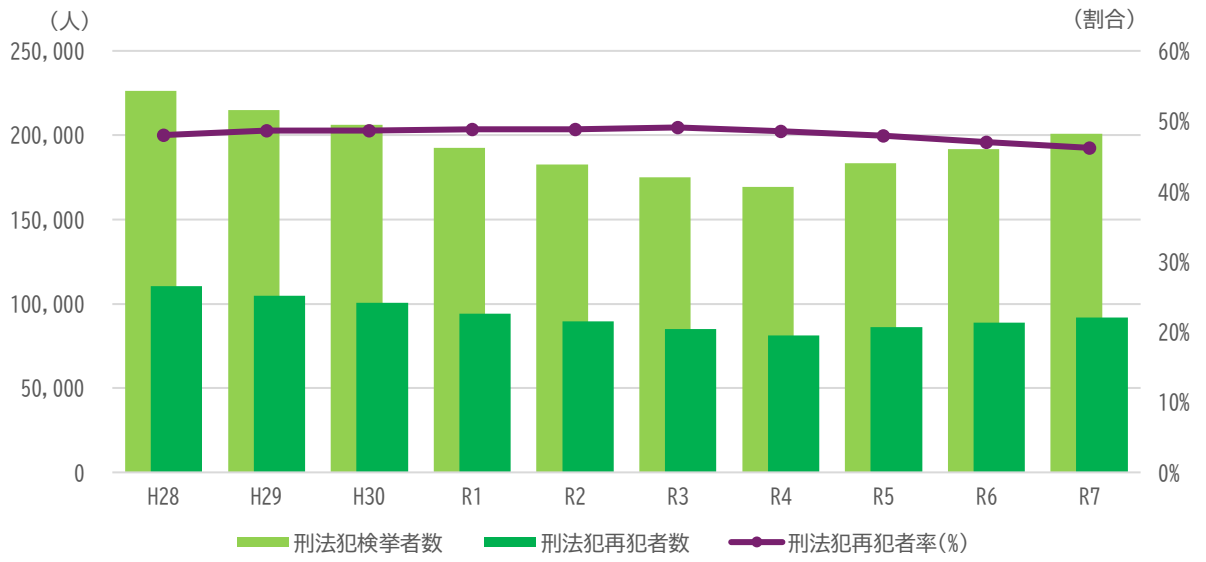
全国及び東京都の刑法犯認知件数は、平成 14(2002)年以降、長期的には減少してきましたが、令和４(2022)年以降は増加しています。一方、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は、近年もおおむね５割前後で推移しており、再犯防止は引き続き重要な課題となっています。

刑法犯認知件数及び刑法犯検挙人員の推移（全国・東京都）

	全国		東京都	
	刑法犯認知件数	刑法犯検挙人員	刑法犯認知件数	刑法犯検挙人員
平成 28(2016)年	996,120	226,376	134,619	31,044
平成 29(2017)年	915,042	215,003	125,251	28,530
平成 30(2018)年	817,338	206,094	114,492	28,468
令和元(2019)年	748,559	192,607	104,664	24,902
令和２(2020)年	614,231	182,582	82,764	23,271
令和３(2021)年	568,104	175,041	75,288	21,026
令和４(2022)年	601,331	169,409	78,475	20,911
令和５(2023)年	703,351	183,269	89,098	21,968
令和６(2024)年	737,679	191,826	94,752	23,731
令和７(2025)年	774,142	200,663	99,349	24,587

資料：警察庁「令和７年の刑法犯に関する統計資料」、警視庁「警視庁の統計（令和７年）」

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国）



資料：法務省提供数値

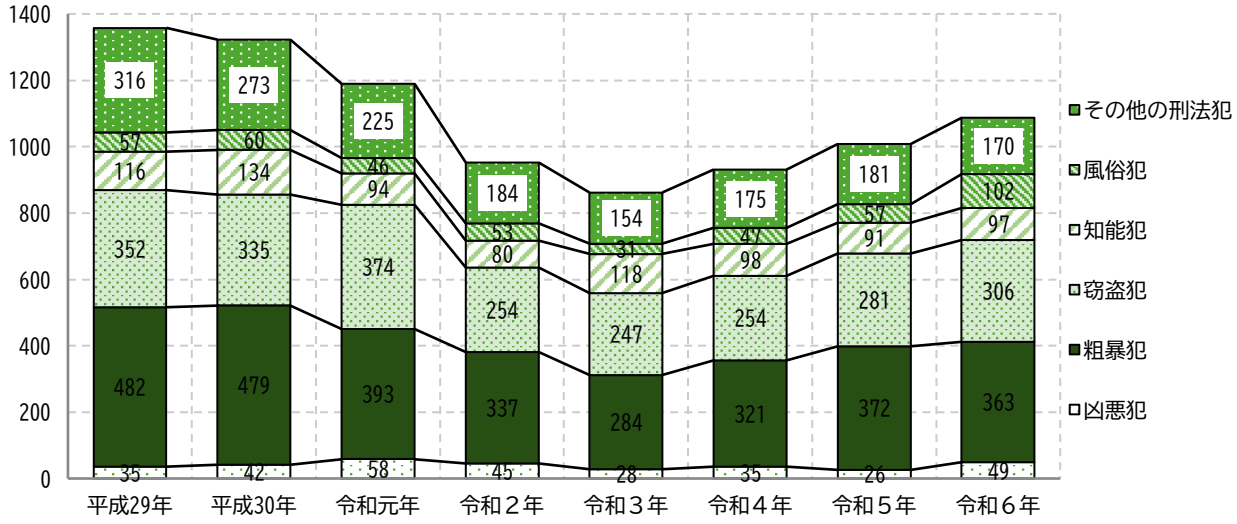
（２）港区における再犯者の状況

港区内の警察署における刑法犯及び薬物犯罪の検挙人員は、平成 29(2017)年の 1,581 人から令和３(2021)年には 1,014 人まで減少しましたが、その後は増加し、令和６(2024)年には 1,194 人となっています。

令和６年の検挙人員 1,194 人のうち、再犯者は 520 人で、再犯者割合は 43.6%となっています。再犯者割合は令和５年の 48.8%から 5.2 ポイント低下したものの、依然として検挙人員の４割を超えています。

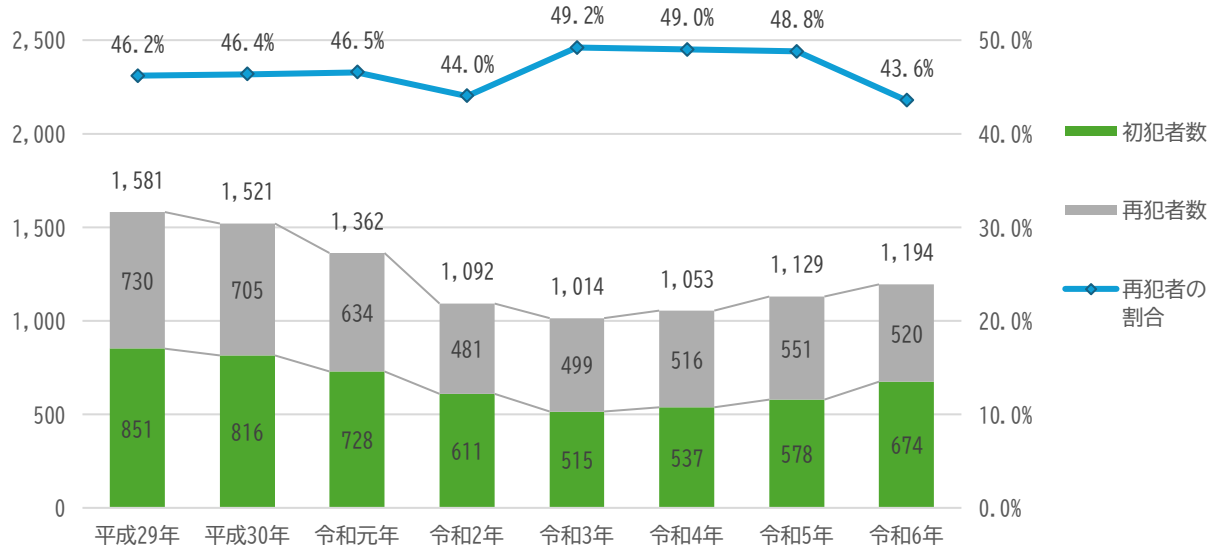
このうち刑法犯の検挙人員は 1,087 人で、粗暴犯が 363 人、窃盗犯が 306 人となっています。令和３年と比較すると、粗暴犯は 284 人から 363 人、窃盗犯は 247 人から 306 人、凶悪犯は 28 人から 49 人、風俗犯は 31 人から 102 人へ増加しています。一方、知能犯は 118 人から 97 人へ減少しています。

区内の刑法犯検挙人員の推移（罪種別・港区）



資料：法務省提供数値

区内の刑法犯・薬物犯罪検挙人員及び再犯者割合の推移（港区）



資料：法務省提供数値

警察署ごとの刑法犯（粗暴犯）検挙人員及び再犯者数

	平成 29（2017）年	平成 30（2018）年	令和元（2019）年	令和２（2020）年	令和３（2021）年	令和４（2022）年	令和５（2023）年	令和６（2024）年
愛宕	72（33）	79（40）	64（22）	58（27）	41（17）	64（32）	63（27）	92（37）
三田	35（14）	49（16）	52（19）	49（11）	40（14）	28（15）	33（17）	29（13）
高輪	76（29）	75（28）	66（28）	38（10）	26（9）	34（10）	53（22）	40（19）
麻布	183（91）	180（93）	118（57）	111（56）	105（53）	119（65）	124（67）	115（49）
赤坂	64（27）	56（24）	45（25）	45（17）	37（15）	34（13）	56（23）	35（8）
東京湾岸	52（24）	40（16）	48（13）	36（22）	35（17）	42（19）	43（15）	52（21）
計	**482（218）**	**479（217）**	**393（164）**	**337（143）**	**284（125）**	**321（154）**	**372（171）**	**363（147）**

資料：法務省提供数値

■（ ）内は、検挙人員のうち再犯者数を示す。

警察署ごとの刑法犯（窃盗犯）検挙人員及び再犯者数

	平成 29（2017）年	平成 30（2018）年	令和元（2019）年	令和２（2020）年	令和３（2021）年	令和４（2022）年	令和５（2023）年	令和６（2024）年
愛宕	59（42）	46（19）	49（30）	31（21）	40（27）	28（18）	39（25）	45（18）
三田	44（32）	42（20）	61（30）	40（19）	35（13）	36（15）	46（21）	49（16）
高輪	39（20）	32（16）	47（18）	41（17）	25（12）	26（14）	30（11）	40（17）
麻布	59（25）	88（43）	93（43）	58（28）	48（21）	45（21）	52（30）	57（28）
赤坂	48（29）	53（30）	63（29）	48（23）	48（24）	63（26）	55（34）	64（34）
東京湾岸	103（49）	74（35）	61（34）	36（23）	51（26）	56（31）	59（26）	51（17）
計	**352（197）**	**335（163）**	**374（184）**	**254（131）**	**247（123）**	**254（125）**	**281（147）**	**306（130）**

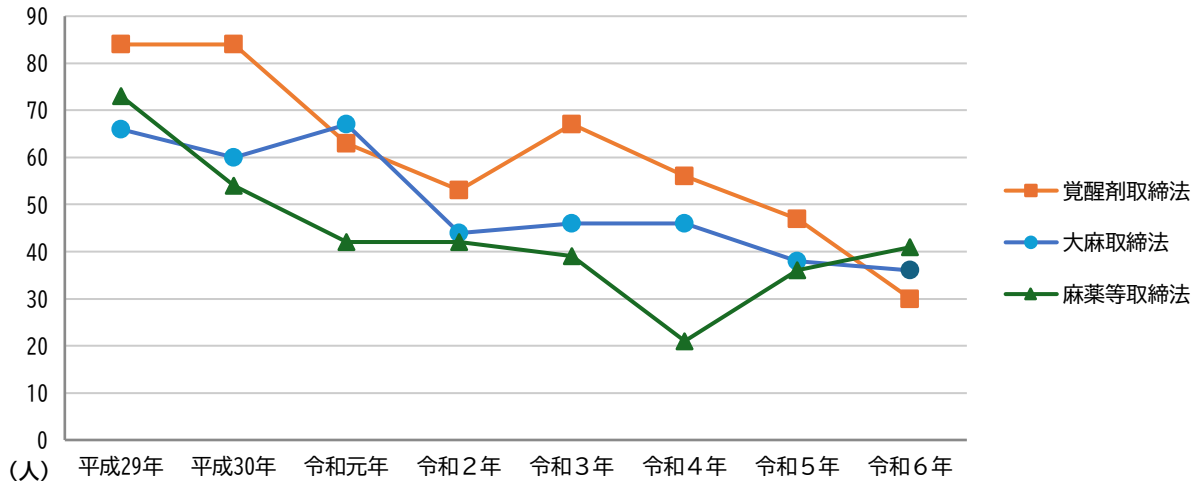
資料：法務省提供数値

■（ ）内は、検挙人員のうち再犯者数を示す。

（３）薬物犯罪の検挙状況及び再犯者割合

覚醒剤取締法による再犯者割合は、全国及び東京都と比べて低いものの、港区においても令和６(2024)年は 70.0%となっており、高い水準にあります。令和６年の大麻取締法による検挙人員 36 人のうち、20 歳代は 24 人で、全体の約 66.7%を占めています。若年層を主な対象とした薬物乱用防止教育・啓発を進めるとともに、薬物依存等の個々の背景や支援ニーズに応じて、保健医療・福祉等の相談・支援につなげる必要があります。麻薬等取締法による再犯者割合は年による変動が大きく、令和６年は 51.2%となっています。検挙人員が比較的少ないため、割合が大きく変動しやすいことに留意し、単年度の割合だけでなく、検挙人員及び再犯者数と併せて推移を把握する必要があります。

主な薬物犯罪の検挙人員の推移（港区）



資料：法務省提供数値

警察署ごとの大麻取締法による検挙人員及び再犯者数

	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和２ (2020)年	令和３ (2021)年	令和４ (2022)年	令和５ (2023)年	令和６ (2024)年
愛宕	1 (0)	4 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	3 (2)	3 (1)
三田	3 (2)	3 (0)	2 (2)	9 (1)	4 (1)	2 (1)	1 (1)	6 (2)
高輪	7 (6)	4 (3)	2 (2)	2 (0)	3 (2)	8 (4)	8 (4)	6 (1)
麻布	41 (17)	33 (16)	38 (21)	18 (6)	23 (14)	22 (18)	18 (9)	10 (5)
赤坂	1 (1)	11 (6)	12 (4)	8 (5)	4 (2)	6 (4)	3 (3)	3 (1)
東京湾岸	13 (8)	5 (2)	12 (8)	7 (3)	10 (5)	8 (5)	5 (5)	8 (6)
計	66 (34)	60 (28)	67 (38)	44 (15)	46 (25)	46 (32)	38 (24)	36 (16)

■（ ）内は、検挙人員のうち再犯者数を示す。

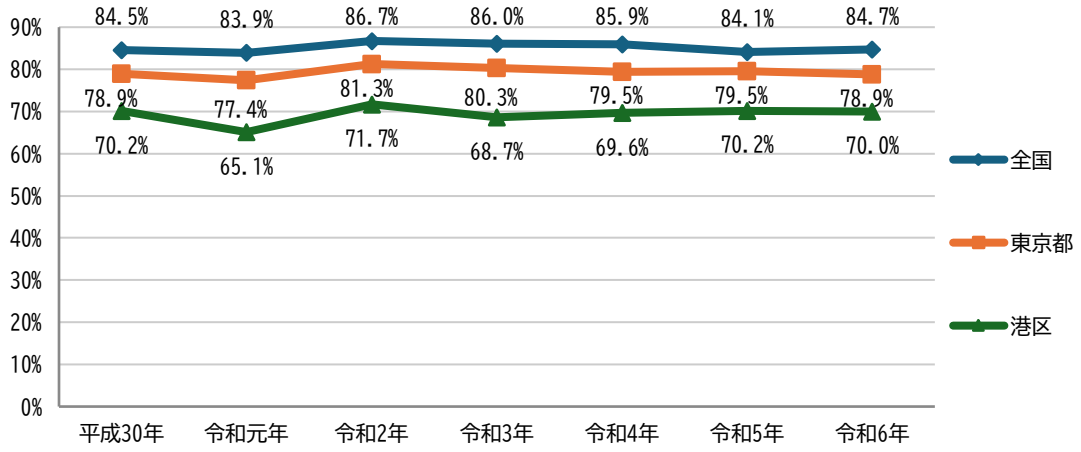
資料：法務省提供数値

大麻取締法による検挙人員の年齢層別推移

	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和２ (2020)年	令和３ (2021)年	令和４ (2022)年	令和５ (2023)年	令和６ (2024)年
20～29 歳	33	27	42	29	29	29	21	24
30～39 歳	22	17	13	12	9	14	10	9
40～49 歳	10	12	7	3	8	3	5	1
50～59 歳	1	4	5	0	0	0	1	2
60～64 歳	0	0	0	0	0	0	1	0
65 歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
計	66	60	67	44	46	46	38	36

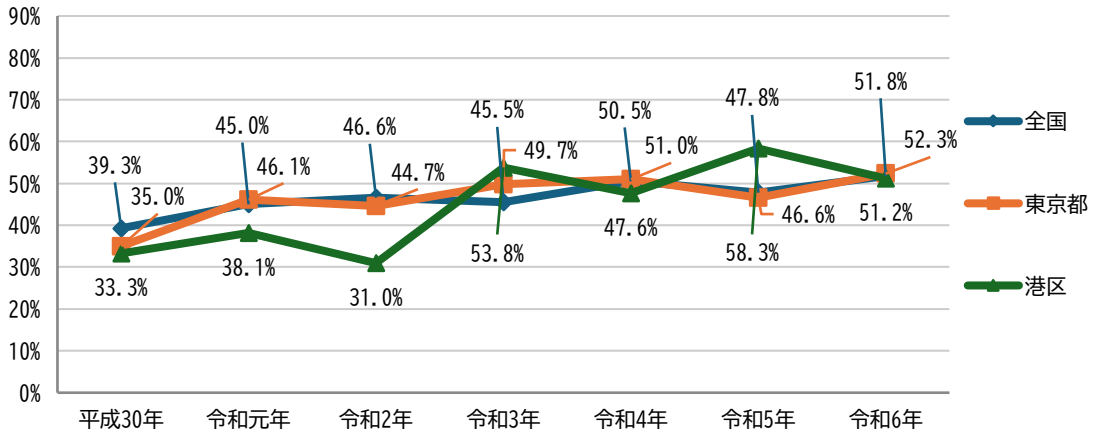
資料：法務省提供数値

覚醒剤取締法の再犯者の割合の推移



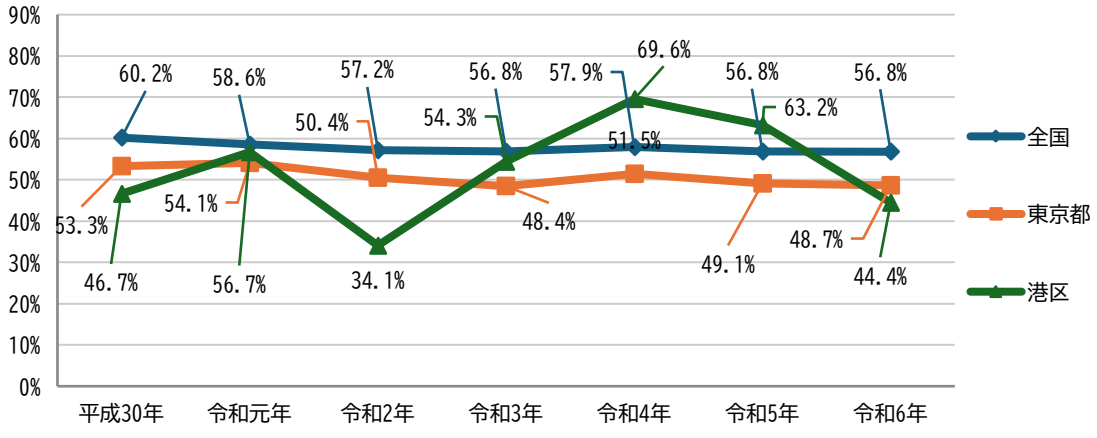
資料：法務省提供数値

麻薬等取締法の再犯者の割合の推移



資料：法務省提供数値

大麻取締法の再犯者の割合の推移

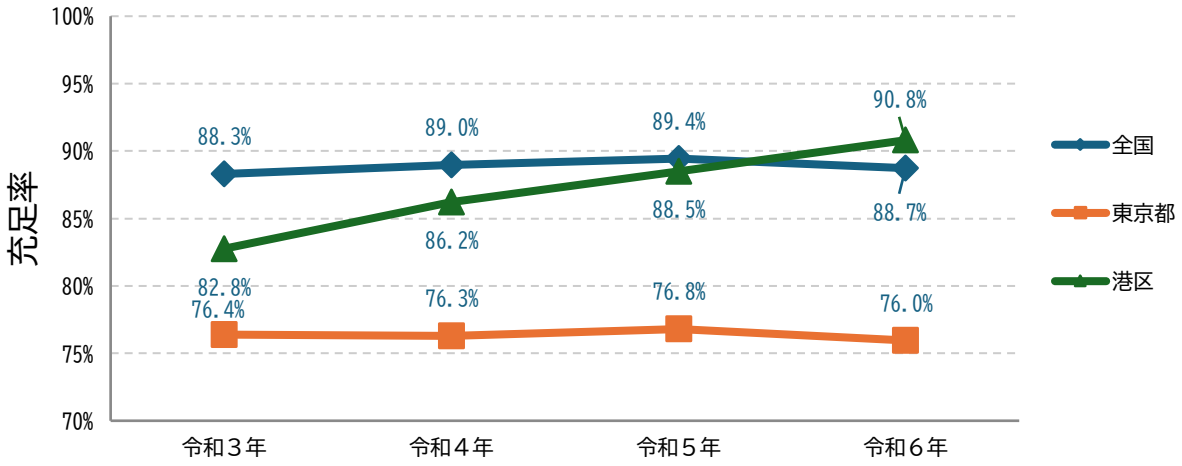


資料：法務省提供数値

（４）更生保護・社会復帰支援を取り巻く状況

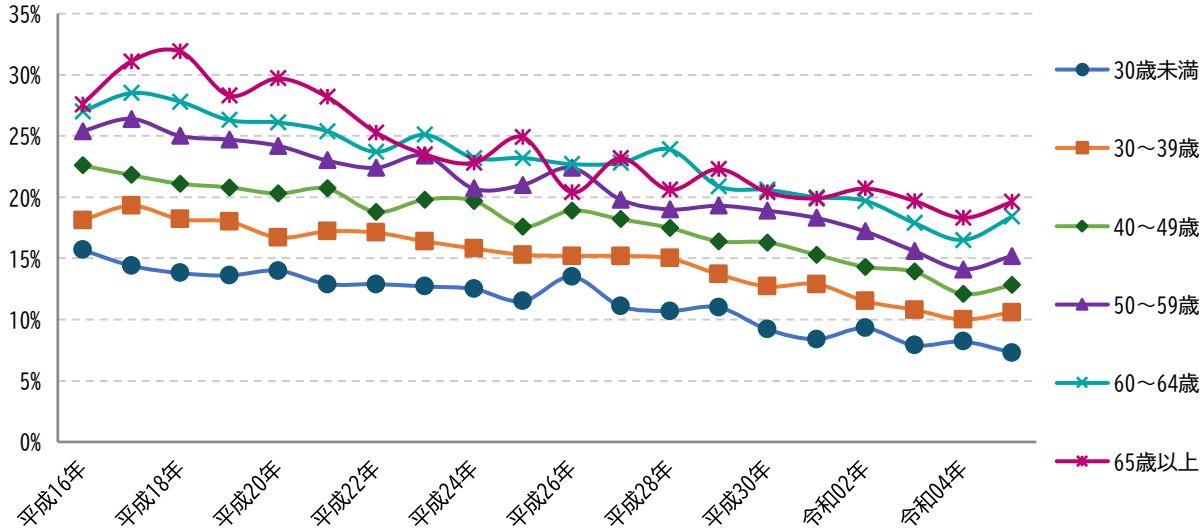
全国の年齢層別出所受刑者の２年以内再入率は、長期的には各年齢層で低下傾向にありますが、65 歳以上をはじめとする高齢層では、他の年齢層と比べて高い水準で推移しています。高齢者や福祉的な支援を必要とする人については、保健・医療・福祉等の関係機関と連携し、地域生活への円滑な移行を支援する必要があります。また、刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、全国より東京都で高く、令和５(2023)年には東京都で 40.2%となっています。安定した住居の確保は、就労や福祉サービスの利用等の基盤となることから、住宅、福祉、就労等の支援機関を適切につなぐことが重要です。再犯防止を進めるためには、犯罪をした者等の就労、住居、福祉、保健医療、教育等の課題に応じた支援に加え、保護司をはじめとする民間協力者の活動が重要です。港区の保護司の充足率は令和６年に 90.8%となり、全国及び東京都を上回っていますが、今後も担い手の確保や活動への理解促進、関係機関との連携を進める必要があります。

保護司の充足率の推移（全国・東京都・港区）



資料：東京保護観察所提供数値

年齢層別出所受刑者の２年以内再入率の推移（国）



資料：法務省「令和７年版犯罪白書」

刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合

年度	刑務所出所人員		刑務所出所時に帰住先がない者		刑務所出所時に帰住先がない者の割合	
	全国	東京都	全国	東京都	全国	東京都
平成 28(2016)年	22,947	1,426	4,739	438	20.7%	30.7%
平成 29(2017)年	22,025	1,392	3,890	311	17.7%	22.3%
平成 30(2018)年	21,060	1,335	3,628	325	17.2%	24.3%
令和元(2019)年	19,993	1,334	3,380	352	16.9%	26.4%
令和２(2020)年	18,931	1,220	3,266	372	17.3%	30.5%
令和３(2021)年	17,809	1,241	2,844	342	16.0%	27.6%
令和４(2022)年	17,143	1,066	2,678	281	15.6%	26.4%
令和５(2023)年	16,233	1,087	2,591	437	16.0%	40.2%
令和６(2024)年	15,069	－	2,179	－	14.5%	－

資料：法務省「令和７年版再犯防止推進白書」（全国）、法務省提供数値（東京都）

３　区民意識　～生活安全に関するアンケート調査～

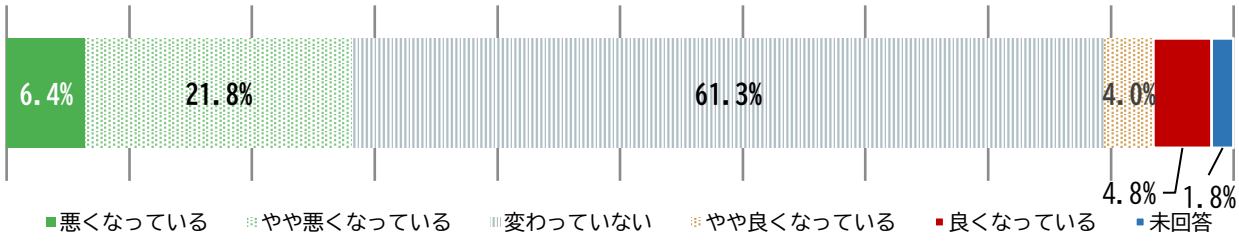
本計画を策定するに当たって、区民の方を対象に、生活安全及び再犯防止に関する意識や区の事業の認知度などについてアンケート調査を実施しました。

調査名称：	港区生活安全に関するアンケート調査
対象：	港区に住民登録のある満 18 歳以上の日本国籍 1,300 人、満 12～17 歳の日本国籍 100 人、満 18 歳以上の外国籍 100 人を無作為抽出、町会・自治会長 219 人、民生・児童委員 126 人、保護司 75 人、区立小・中学校及び幼稚園のＰＴＡ 会長 40 人
調査期間：	令和８年６月 12 日（金）～ ７月 10 日（金）
回答状況：	配布数 1,960 件、有効回収数 671 件（紙回答 306 件、電子回答 365 件）、有効回収率 34.23%

（１）居住地区の治安と犯罪に対する不安

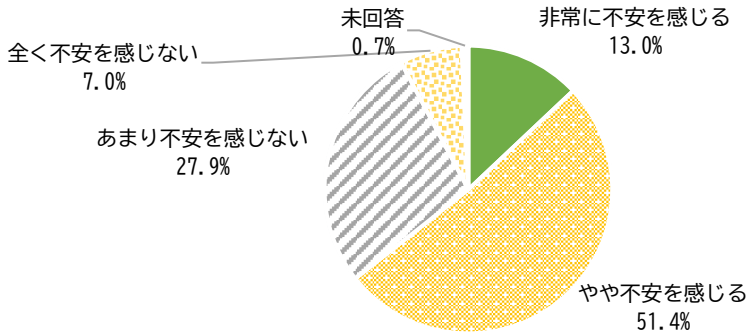
居住地区の治安について、「悪くなっている」「やや悪くなっている」と感じる人は 28.2%、犯罪被害に不安を感じる人は 64.4%となっています。不安を感じる犯罪では特殊詐欺が最も多く、繁華街では飲酒に伴う迷惑行為や客引きなどが主な不安要因となっています。

居住地区の治安に対する評価



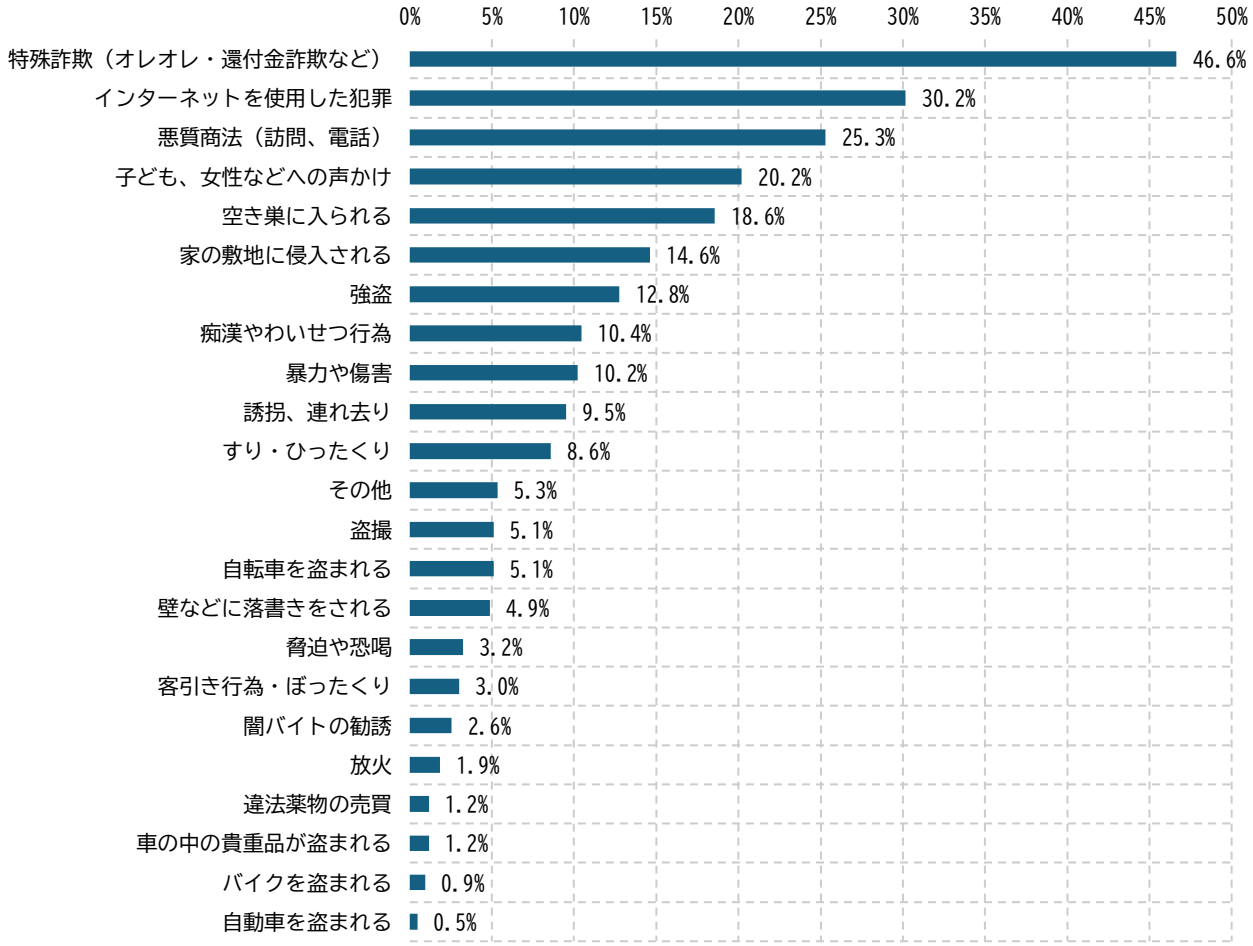
犯罪被害に対する不安

資料：港区「生活安全に関するアンケート調査」（令和 8 年）



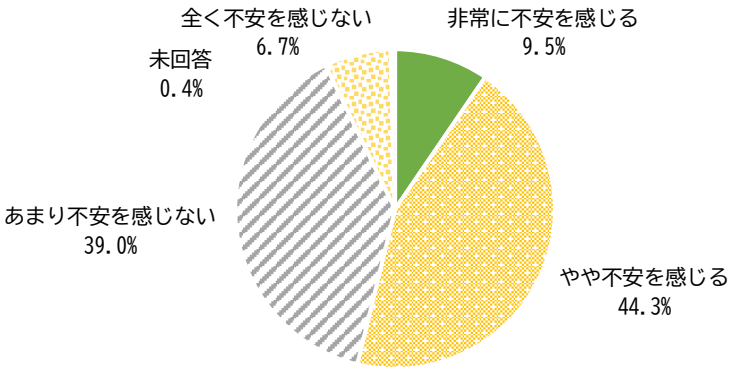
資料：港区「生活安全に関するアンケート調査」（令和 8 年）

不安を感じる犯罪・事案



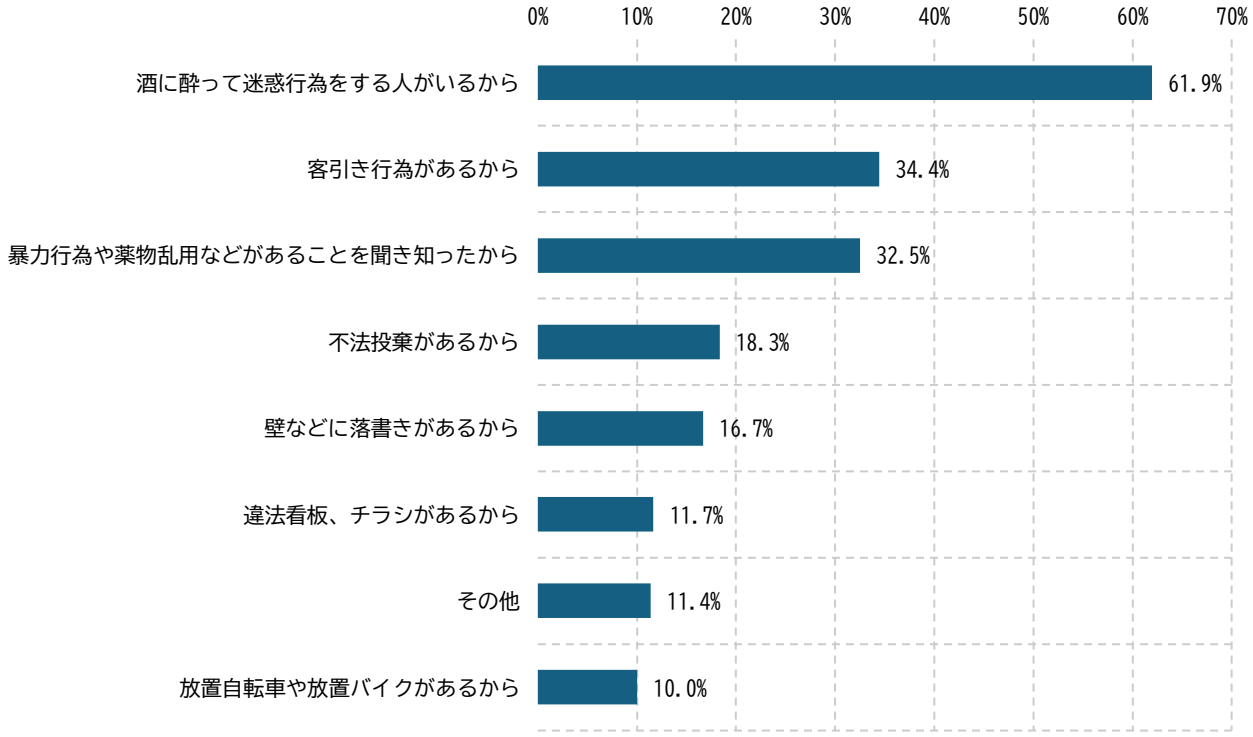
資料：港区「生活安全に関するアンケート調査」（令和 8 年）

繁華街に対する不安



資料：港区「生活安全に関するアンケート調査」（令和 8 年）

繁華街に不安を感じる理由

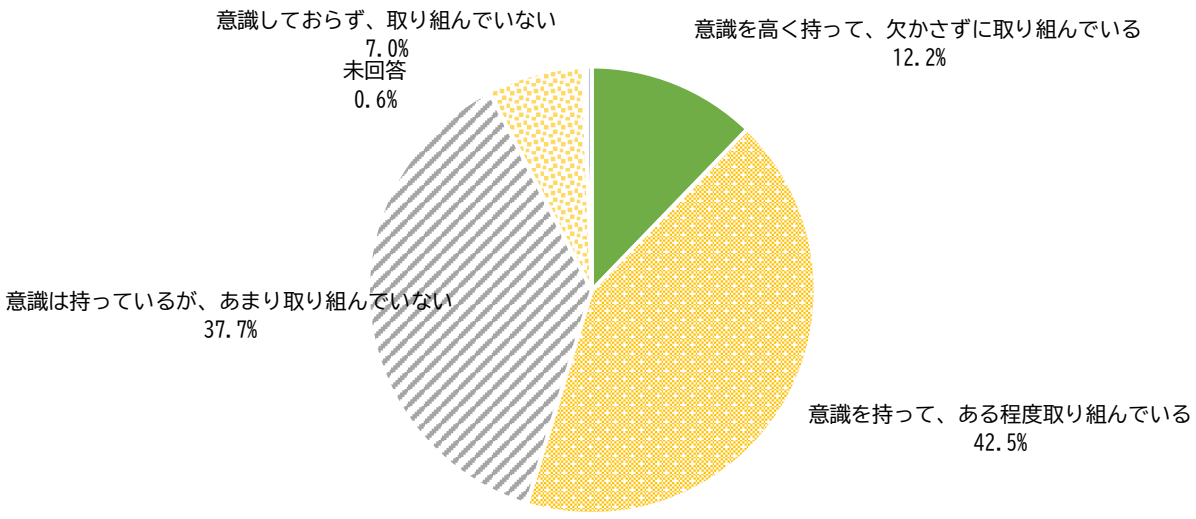


資料：港区「生活安全に関するアンケート調査」（令和 8 年）

（２）自身の防犯対策と地域活動への参加

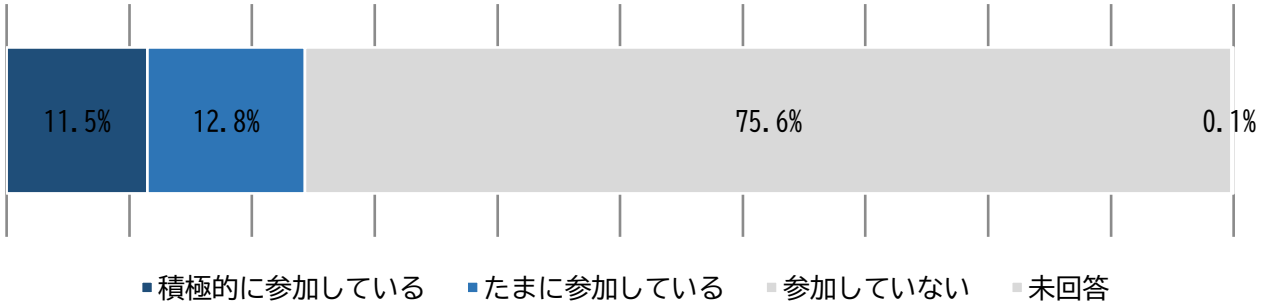
自身の防犯対策に取り組んでいる人は 54.7%である一方、地域の生活安全活動に参加していない人は 75.6%となっています。不参加の理由では、「活動を知らない」「忙しい」「参加の仕方がわからない」が多くなっています。

防犯対策への取組状況



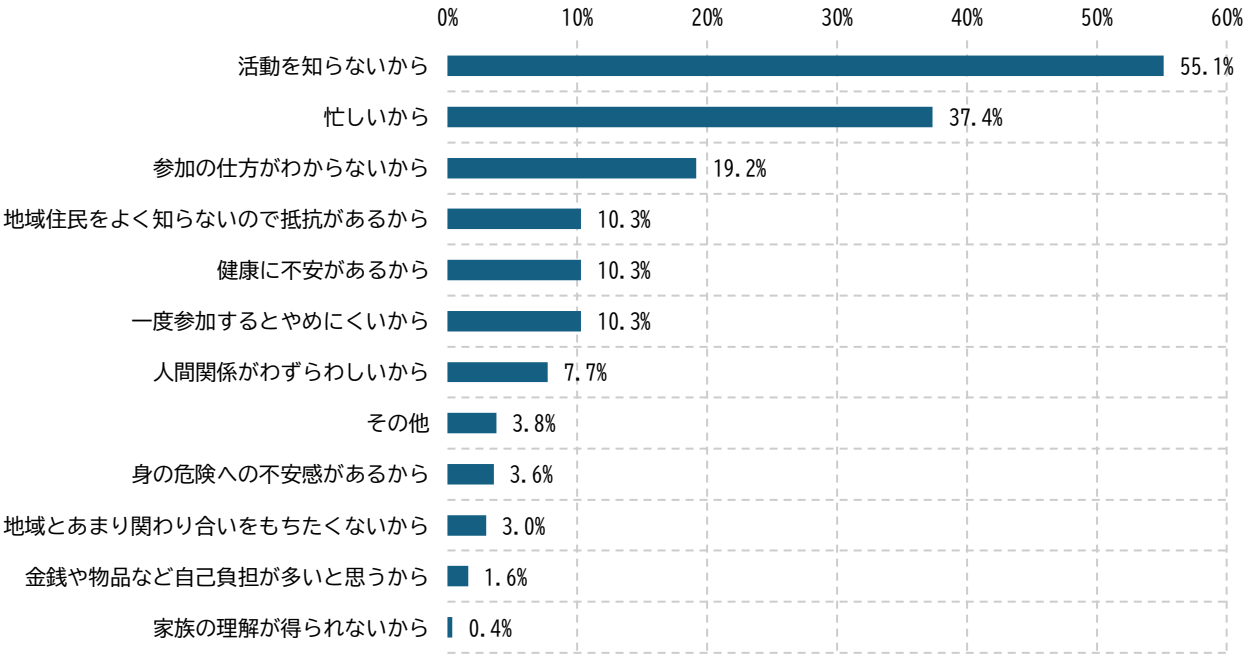
資料：港区「生活安全に関するアンケート調査」（令和 8 年）

地域の生活安全活動への参加状況



資料：港区「生活安全に関するアンケート調査」（令和 8 年）

活動に参加していない理由

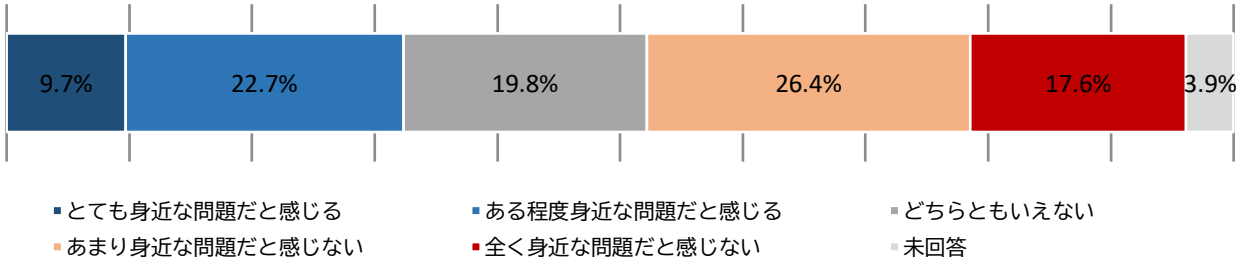


資料：港区「生活安全に関するアンケート調査」（令和 8 年）

（３）再犯防止・立ち直り支援に対する意識

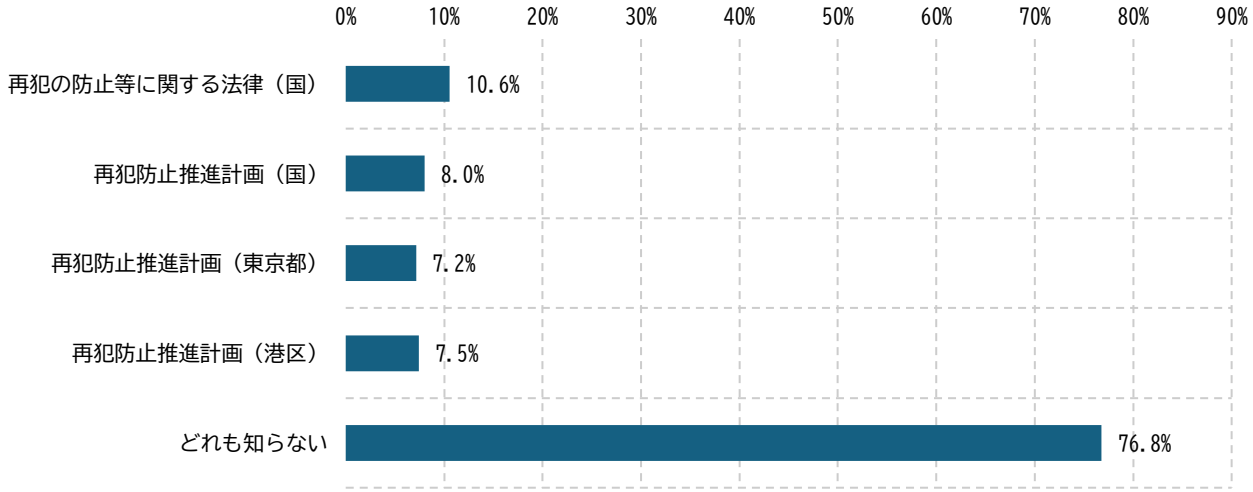
再犯防止・立ち直り支援を身近な問題と感じる人は約 3 割で、再犯防止に関する制度や計画を「どれも知らない」とする人は 76.8%となっています。また、再犯防止活動への協力意向がある人は 46.8%となっています。

再犯防止・立ち直り支援に関する問題の身近さ



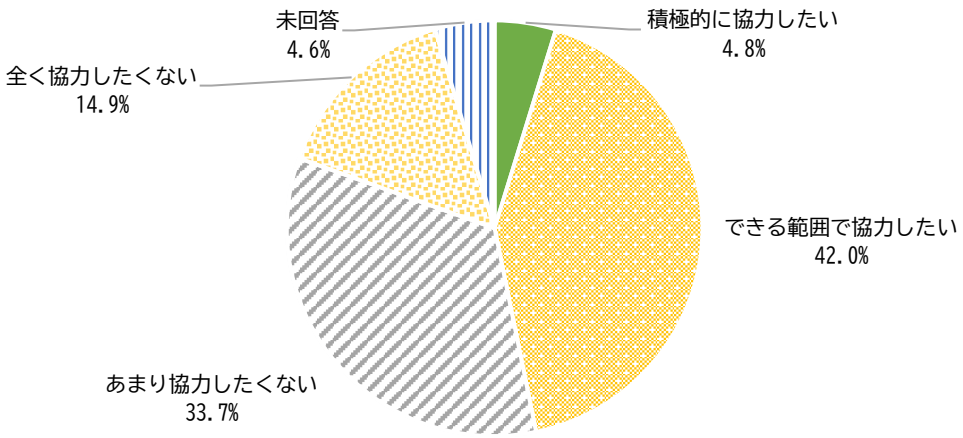
資料：港区「生活安全に関するアンケート調査」（令和 8 年）

認知している制度・計画



資料：港区「生活安全に関するアンケート調査」（令和 8 年）

再犯防止活動への協力意向



資料：港区「生活安全に関するアンケート調査」（令和 8 年）

４ 課題への対応方針

前節までに整理した社会情勢や犯罪発生状況、区民意識等を踏まえ、本計画において特に対応が必要な課題を、次の７つに整理しました。これらの課題は相互に関連していることから、生活安全と再犯防止の取組を一体的に捉え、区民、地域団体、事業者、関係機関等との連携のもと、総合的に対応していきます。

課題	内容	本計画における対応
体感治安・犯罪不安の把握と改善	犯罪件数は長期的には減少している一方、近年は増加傾向にあり、区民の犯罪不安や体感治安の状況を把握する必要がある。	犯罪発生情報だけでなく、対策の実施状況、解決情報、利用できる支援を分かりやすく発信する。
繁華街・公共空間の安全安心	客引き、飲酒に伴う迷惑行為、落書き、不法投棄、違法広告物等が不安要因となる。	地域、警察、事業者と連携し、指導、巡回、環境改善、啓発を一体的に推進する。
多様化・巧妙化する特殊詐欺等への対応	ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺、警察官等をかたる詐欺など、手口や接触手段が多様化し、被害が幅広い世代に及んでいる。	自動通話録音機、住まいの防犯対策、見守り、金融機関等との連携を強化するとともに、年代や利用する媒体等に応じた被害防止を進める。
若者の犯罪被害・加担防止	インターネット犯罪、薬物、闇バイト等により、被害者にも加害者にもなり得る。	学校、警察、地域団体、事業者と連携した情報モラル・薬物乱用防止・闇バイト対策を推進する。
地域活動の担い手不足	地域の生活安全活動への参加状況や、活動に関する認知度を把握し、参加しやすい仕組みを検討する必要がある。	単発・短時間、ながら見守り、企業参加、デジタル周知など、参加しやすい仕組みを整える。
再犯防止への理解促進	再犯防止は区民にとって身近に感じにくく、協力の仕方が分かりにくい。	再犯防止が新たな犯罪被害の防止につながること、保護司等の活動、相談窓口を周知する。
支援への接続	就労、住居、福祉、教育、相談支援が分野ごとに分かれている。	相談窓口と庁内・関係機関の連携を明確化し、支援を必要とする人を適切な制度につなぐ。

第３章 施策と基本方針

第３章 施策と基本方針

１ 本計画の施策

本計画は、生活安全に関する部分について「安全で安心できる港区にする条例」を基本に据えるとともに、港区の最上位計画であるＭＩＮＡＴＯビジョンに基づく分野計画として位置付けています。

ＭＩＮＡＴＯビジョンでは、防災・危機管理分野の将来像として、「今と未来を守るために備える。住民同士が支え合う防災・危機管理モデルシティ」が示されています。地域の絆を基盤に、一人ひとりが安全・安心を支える担い手となり、互いに支え合いながら暮らせるまちをめざしています。

また、防災・危機管理分野における生活安全に関する施策として、施策４「『守り、守られる』犯罪に強いまちをつくる」を掲げており、これを本計画の施策とします。

本計画の施策

「守り、守られる」犯罪に強いまちをつくる

この施策の実現に向け、それぞれの区民が防犯意識を高め、相互に守り、守られる関係を構築することで、安全・安心で犯罪に強いまちづくりを進めます。

また、犯罪被害を未然に防ぐ取組と併せて、犯罪への加担防止、再犯防止及び立ち直り支援を一体的に推進し、誰もが安全・安心に暮らし、働き、学び、訪れることのできる、犯罪に強いまちの実現をめざします。

2 施策の体系

第２章では、生活安全・再犯防止を取り巻く社会情勢、犯罪等の発生状況、区民意識等を踏まえ、本計画において対応が必要な課題を７つに整理しました。

これらの課題は、それぞれが独立しているものではなく、相互に関連しています。このため、本計画では、一つの課題に一つの施策や取組を対応させるのではなく、施策「『守り、守られる』犯罪に強いまちをつくる」の実現に向けて、計画全体で総合的に対応します。

具体的には、ＭＩＮＡＴＯビジョンに示された３つの基本方針を本計画の基本方針として位置付け、それぞれの基本方針の下に３つずつ、計９つの方針を設定します。

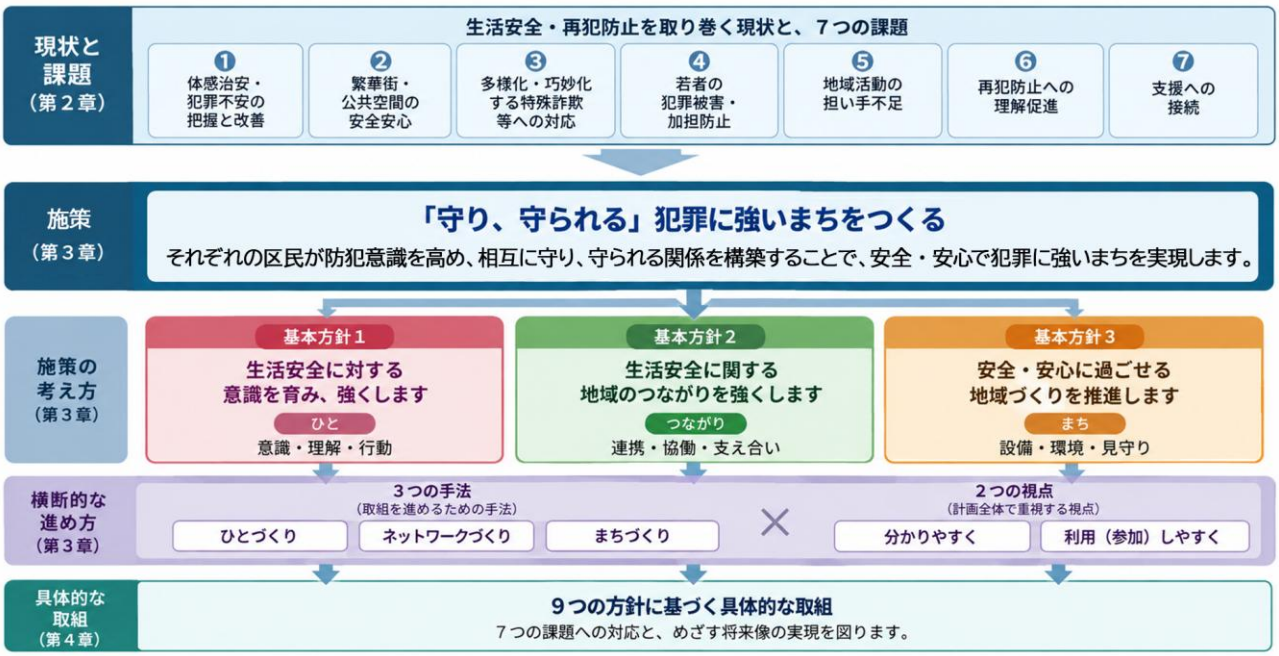
基本方針１では主に「ひと」、基本方針２では「地域や関係機関等のつながり」、基本方針３では「安全・安心なまち」に主眼を置きながら、生活安全と再犯防止に関する取組を一体的かつ体系的に整理します。

なお、再犯防止に関する取組は、特定の基本方針に限定するものではなく、犯罪への加担防止や再犯防止に関する理解促進、保護司等の活動支援、関係機関との連携、犯罪をした者等の立ち直りや社会復帰に向けた支援など、３つの基本方針を横断して位置付け、総合的に推進します。

また、各基本方針に基づく取組を進める際には、「ひとづくり」「ネットワークづくり」「まちづくり」の３つの手法を、取組の内容や目的に応じて横断的に取り入れるとともに、「分かりやすく」「利用（参加）しやすく」の２つの視点を計画全体を通じて重視します。

この施策体系に基づき、第４章では９つの方針に具体的な取組を位置付け、７つの課題への対応と、施策の実現を図ります。

【現状・課題を踏まえた施策展開の考え方】



【施策の体系】

施策	「守り、守られる」犯罪に強いまちをつくる

目標	それぞれの区民が防犯意識を高め、相互に守り、守られる関係を構築することで、安全・安心で犯罪に強いまちを実現します。

基本方針１	基本方針２	基本方針３
生活安全に対する意識を育み、強くします	生活安全に関する地域のつながりを強くします	安全・安心に過ごせる地域づくりを推進します
個人や地域の防犯意識を高め、犯罪から自分を守る行動を促します。	個人と地域が連携し、犯罪から区民を守る体制を整備します。	防犯設備支援や繁華街対策を強化し、安全・安心な地域環境をつくります。

【３つの基本方針と９つの方針】

３つの基本方針を具体化する施策の方向として、それぞれ３つの方針を位置付けます。第４章では、この９つの方針ごとに具体的な取組を整理し、生活安全と再犯防止に関する施策を一体的に推進します。

【基本方針１】生活安全に対する意識を育み、強くします

- 方針１：生活安全に対する関心や意欲を向上させる取組の充実
- 方針２：最新の犯罪手口や防火対策情報等の高度な分析と効果的な周知
- 方針３：児童や高齢者など、各世代に適切な防犯研修等の充実

【基本方針２】生活安全に関する地域のつながりを強くします

- 方針１：地域住民や事業者、関係機関等による有機的な連携体制の構築
- 方針２：防犯における自己の役割の認識や自助・共助の機運の向上
- 方針３：地域のつながりを深め、防犯における協働を促す取組の推進

【基本方針３】安全・安心に過ごせる地域づくりを推進します

- 方針１：防犯設備の支援等による個人と地域の防犯対策の促進
- 方針２：青色防犯パトロールや客引き対策、環境浄化等による安心感向上
- 方針３：まちの見守り活動や青少年の健全育成、再犯防止対策等の推進

３ 施策展開に当たっての３つの手法・２つの視点

前節で示した３つの基本方針・９つの方針に基づく取組を効果的に推進するため、本計画では、現行の港区生活安全行動計画で位置付けている「ひとづくり」「ネットワークづくり」「まちづくり」の３つの手法を継承します。

３つの基本方針が「何を実現するか」を示すのに対し、３つの手法は「取組をどのように進めるか」を示すものです。また、２つの視点は、取組を進める際に計画全体で共通して重視する考え方です。

３つの手法は、個々の取組をいずれか一つに分類するための区分ではなく、取組の内容や目的に応じて必要な手法を組み合わせながら、３つの基本方針に基づく取組全体を横断して進めるための考え方です。すべての取組に３つの手法すべてを用いるものではなく、取組の特性に応じて効果的な手法を取り入れていきます。

また、取組を進める際には、区民等が制度や取組、犯罪の状況を理解しやすい「分かりやすく」という視点と、必要な相談・支援や地域活動への参加につながりやすい「利用（参加）しやすく」という視点を、計画全体を通じて重視します。

これらの３つの手法と２つの視点を各基本方針に横断的に取り入れることで、生活安全と再犯防止に関する取組を相互に関連付け、より実効性の高い施策展開を図ります。

■ ３つの手法：取組を効果的に進めるための方法

ひとづくり	ネットワークづくり	まちづくり
担い手確保・育成、参加・理解促進	関係機関・地域・事業者等との連携	防犯設備・環境美化・見守り

３つの基本方針に横断的に取り入れ、
生活安全と再犯防止の取組を相互に関連付けて推進

■ ２つの視点：取組全体を通じて共通して重視する視点

分かりやすく	利用（参加）しやすく
制度・取組・犯罪の状況を理解しやすく	相談・支援や地域活動への参加につながりやすく

※ ３つの手法は個別の取組を分類するものではなく、取組の内容や目的に応じて必要な手法を組み合わせて活用します。２つの視点は、計画全体を通じて共通して重視します。

第４章 具体的な取組

第４章 具体的な取組

取組一覧

マーク（事業の説明ページでは マーク）は、現行の港区再犯防止推進計画に掲載された取組を基本に、犯罪への加担防止等の観点から、再犯防止に関連する取組を示しています。

【基本方針１】生活安全に対する意識を育み、強くします

方針	番号	事業名	ページ
1-1	1-1-1	港区安全の日	44
1-1	1-1-2	まちの通行マナーに関する啓発	45
1-1	1-1-3	児童虐待防止対策の推進	45
1-1	1-1-4	ドメスティック・バイオレンス(ＤＶ)対策及び加害者更生支援	46
1-1	1-1-5	危機対応向上訓練	47
1-2	1-2-1	みんなと安全安心メールによる生活安全情報の配信	48
1-2	1-2-2	不審者等の緊急情報のメール配信	49
1-2	1-2-3	インターネットによるトラブル・犯罪被害防止等への取組	50
1-2	1-2-4	外国人に向けた生活安全情報の周知・啓発	51
1-2	1-2-5	特殊詐欺・強盗等の被害防止対策	52
1-2	1-2-6	火災予防のための意識啓発	54
1-3	1-3-1	区民防犯研修会	56
1-3	1-3-2	子どもの防犯学習・啓発	56
1-3	1-3-3	薬物乱用防止対策の推進	57
1-3	1-3-4	セーフティ教室の実施	58
1-3	1-3-5	安全安心ハンドブックの作成・配布	59
1-3	1-3-6	高齢者への防犯に関する講座の実施	59
1-3	1-3-7	高齢者の消費者被害防止の推進	59
1-3	1-3-8	「障害児・者を支援する人への研修」の実施	60

【基本方針２】生活安全に関する地域のつながりを強くします

方針	番号	事業名	ページ
2-1	2-1-1	ながら見守り連携事業	63
2-1	2-1-2	安全対策協議会の実施	63
2-1	2-1-3	港区再犯防止推進連絡会議	64
2-1	2-1-4	警察署・消防署等関係機関との連携	64
2-1	2-1-5	社会福祉法人港区社会福祉協議会の支援	65
2-1	2-1-6	高齢者虐待防止の推進	65
2-1	2-1-7	高齢者セーフティネットワークの構築の推進	65
2-1	2-1-8	障害者虐待防止の推進	66
2-2	2-2-1	「子ども 110 番」の充実	67
2-2	2-2-2	保護司の活動支援	68
2-2	2-2-3	社会を明るくする運動の支援	68
2-2	2-2-4	消防団への支援	69
2-3	2-3-1	各地区生活安全活動推進協議会の活動	70
2-3	2-3-2	新橋地区の安全・安心まちづくりの推進	72
2-3	2-3-3	六本木地区の安全・安心まちづくりの推進	72
2-3	2-3-4	赤坂地区の安全・安心まちづくりの推進	73
2-3	2-3-5	民生委員・児童委員の活動支援	74
2-3	2-3-6	ひとり暮らし等高齢者の見守り体制及び生活支援の推進体制の充実	74

【基本方針３】安全・安心に過ごせる地域づくりを推進します

方針	番号	事業名	ページ
3-1	3-1-1	住宅・共同住宅の防犯対策助成 	77
3-1	3-1-2	街頭防犯カメラ整備補助事業	79
3-1	3-1-3	防犯灯設置・維持管理の支援	80
3-1	3-1-4	迷惑行為対策防犯カメラ貸与事業 	81
3-1	3-1-5	建物への防犯設備の整備促進（建築確認申請前の事前協議）	81
3-1	3-1-6	区有施設の防犯カメラの管理・運用	81
3-1	3-1-7	子どもの施設への防犯対策の実施	82
3-1	3-1-8	区有施設安全総点検	82
3-1	3-1-9	区有施設における不審者侵入対策	82
3-1	3-1-10	区立小学校の警備	83
3-1	3-1-11	学童クラブにおける安全管理・危機管理体制の強化	83
3-1	3-1-12	区立公園・児童遊園における安全対策	84
3-1	3-1-13	区有施設への警備員等の配置	84
3-1	3-1-14	街頭消火器の設置・消火器薬剤補充支援	85
3-2	3-2-1	青色防犯パトロール 	86
3-2	3-2-2	地域団体のパトロール活動等への支援	87
3-2	3-2-3	客引き防止プロジェクト 	88
3-2	3-2-4	ＭＩＮＡＴＯフラッグ制度	89
3-2	3-2-5	港区暴力団排除条例に基づく取組 	90
3-2	3-2-6	落書き消去事業	91
3-2	3-2-7	道路上の違反広告物等路上放置物の撤去	91
3-2	3-2-8	民有地の不法投棄対策	91
3-2	3-2-9	みなとタバコルールの推進	92
3-2	3-2-10	放置自転車対策	93
3-2	3-2-11	雑居ビルの防火安全対策の推進	93
3-2	3-2-12	日常の安全・安心を確保する環境づくりの取組	94
3-2	3-2-13	道路、公園等施設の巡回・点検	94
3-2	3-2-14	運河に架かる橋りょうのライトアップ	94
3-3	3-3-1	子どもの見守り・安全対策等の推進	95
3-3	3-3-2	児童の非行・養護に関する相談援助 	97
3-3	3-3-3	港区青少年対策地区委員会 	98
3-3	3-3-4	高校生世代等のひとりで過ごせる居場所づくり 	98
3-3	3-3-5	学習支援事業（中学生・高校生） 	98
3-3	3-3-6	再犯防止の周知・相談・関係機関連携 	99
3-3	3-3-7	生活困窮者の自立・就労・生活支援 	102
3-3	3-3-8	住宅確保・入居支援 	102
3-3	3-3-9	公的住宅の管理運営・入居支援 	103
3-3	3-3-10	高齢者向け住宅の供給・居住支援 	103
3-3	3-3-11	障害者相談支援体制の充実 	104
3-3	3-3-12	障害者各種手当の相談 	104
3-3	3-3-13	一般健康相談 	104
3-3	3-3-14	自立支援医療（精神通院医療） 	105
3-3	3-3-15	こころの健康相談（精神保健福祉相談） 	105
3-3	3-3-16	福祉総合窓口事業 	105
3-3	3-3-17	重層的支援体制整備事業の実施 	105
3-3	3-3-18	地域包括ケアの推進体制の充実 	106
3-3	3-3-19	高齢者相談センター（地域包括支援センター）による相談 	106

1　基本方針に基づく取組の展開

本章では、第３章で示した３つの基本方針及び９つの方針に基づき、各基本方針の基本的な考えと成果指標を示すとともに、方針ごとの取組の方向性及び主な取組を示します。

具体的な取組の推進に当たっては、「ひとづくり」「ネットワークづくり」「まちづくり」の３つの手法と、「分かりやすく」「利用（参加）しやすく」の２つの視点を横断的に取り入れ、区民、地域団体、事業者、関係機関等との連携を図りながら、生活安全と再犯防止に関する施策を一体的に推進します。

【基本方針１】生活安全に対する意識を育み、強くします

基本的な考え：個人、地域それぞれが犯罪から自分を守る意識を高め、世代を問わない防犯研修会等を充実し、個人及び地域それぞれの行動変容を促します。

成果指標：「港区生活安全に関するアンケート調査」における防犯対策未実施世帯の割合

令和８（2026）年度末（実績値）	令和 12（2030）年度末（目標値）	MINATO ビジョンにおける 2040 年代の目標値
12.4%	11.0%	10.0%以下

【基本方針２】生活安全に関する地域のつながりを強くします

基本的な考え：特殊詐欺の被害増加や凶悪な闇バイト強盗等から区民を守るため、個人と地域それぞれが有機的に連携できる体制を整備します。

成果指標：関係団体との連携事業数

令和８（2026）年度末（実績値）	令和 12（2030）年度末（目標値）	MINATO ビジョンにおける 2040 年代の目標値
10 件	12 件	16 件以上

【基本方針３】安全・安心に過ごせる地域づくりを推進します

基本的な考え：区民や来街者が安全・安心に過ごせる地域環境をつくるため、実効性のある防犯設備支援や繁華街対策などの取組を強化します。

成果指標：防犯カメラ整備補助金の累計交付団体数

令和８（2026）年度末（実績値）	令和 12（2030）年度末（目標値）	MINATO ビジョンにおける 2040 年代の目標値
179 団体	227 団体	347 団体以上

【基本方針１】生活安全に対する意識を育み、強くします

犯罪の手口や発生形態は、社会環境や生活様式の変化に伴い多様化・巧妙化しています。近年、インターネットや携帯電話等を利用した犯罪も増加しており、年齢や居住地域を問わず、誰もが被害者となる可能性があります。そのため、行政や警察などによる対策だけでなく、区民一人ひとりが最新の犯罪手口や地域の状況を正しく理解し、自らの問題として捉えることが重要です。

また、防犯に関する知識を得るだけでなく、戸締まりの徹底、防犯機器の活用、不審な連絡への適切な対応など、具体的な行動へ結び付けることで被害を未然に防ぐことができます。児童、高齢者、事業者など、それぞれの特性に応じた防犯意識の向上を図り、自らを守る力を高めるとともに、地域全体に防犯行動を広げることで、安全・安心な暮らしを支える基盤づくりを進めます。

方針	番号	事業名	ひとづくり	ネットワークづくり	まちづくり
1-1	1-1-1	港区安全の日	●	●	●
1-1	1-1-2	まちの通行マナーに関する啓発	●		
1-1	1-1-3	児童虐待防止対策の推進	●	●	
1-1	1-1-4	ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）対策及び加害者更生支援	●	●	
1-1	1-1-5	危機対応向上訓練	●		
1-2	1-2-1	みんなと安全安心メールによる生活安全情報の配信	●	●	
1-2	1-2-2	不審者等の緊急情報のメール配信	●		
1-2	1-2-3	インターネットによるトラブル・犯罪被害防止等への取組	●	●	
1-2	1-2-4	外国人に向けた生活安全情報の周知・啓発	●		
1-2	1-2-5	特殊詐欺・強盗等の被害防止対策	●	●	●
1-2	1-2-6	火災予防のための意識啓発	●		
1-3	1-3-1	区民防犯研修会	●	●	
1-3	1-3-2	子どもの防犯学習・啓発	●	●	
1-3	1-3-3	薬物乱用防止対策の推進	●	●	
1-3	1-3-4	セーフティ教室の実施	●		
1-3	1-3-5	安全安心ハンドブックの作成・配布	●		
1-3	1-3-6	高齢者への防犯に関する講座の実施	●		
1-3	1-3-7	高齢者の消費者被害防止の推進	●	●	
1-3	1-3-8	「障害児・者を支援する人への研修」の実施	●	●	

■ 方針１　生活安全に対する関心や意欲を向上させる取組の充実

犯罪や事故、虐待、ＤＶなど、身近な生活の中には様々な安全上のリスクがあります。一人ひとりがこうしたリスクを自分事として捉え、必要な知識を身に付け、具体的な行動につなげることが重要です。

区民の生活安全に対する関心や意識を高めるため、分かりやすい情報提供や参加しやすい啓発・学習の機会を充実するとともに、住まいの防犯対策への支援などを通じて、自ら安全を守る行動を後押しします。

１－１－１　港区安全の日



所管課：防災危機管理室防災危機対応力強化担当

平成 18（2006）年６月３日、特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝において同住宅に居住する当時 16 歳の高校生が、エレベーターの扉が開いたまま上昇するという不具合により亡くなるという痛ましい事故が発生しました。区は、事故を風化させることなく、区民全体がエレベーター等の安全について考える機会とするため、また、安全を最優先としていく区の姿勢が今後も変わることがないことを区の内外に示すため、６月３日を「港区安全の日」としました。

区は、「港区安全の日」に関連して、事故のご遺族及びその支援者からなる赤とんぼの会との共催による講演会を開催しているほか、事故の風化防止を目的としたパネル展、区民を対象としたセミナーを行っており、今後も様々な情報媒体を活用した情報発信を実施していきます。

（１）「6.3 安全な社会づくりを目指して」の共催

所管課：防災危機管理室防災危機対応力強化担当

事故のご遺族とその支援者からなる赤とんぼの会は、毎年６月３日に、集会「6.3 安全な社会づくりを目指して」を開催してきました。平成 30（2018）年度からは、この集会を区との共催として、講演会を開催しています。

（２）パネル展「6.3　あの日を忘れない～シティハイツ竹芝エレベーター事故を教訓とした安全への取組」

所管課：防災危機管理室防災危機対応力強化担当

エレベーター事故の状況や戸開走行事故の重大性、事故後の区の安全対策等について広く区民に周知するため、令和元（2019）年度からパネル展を開催しています。

パネル展については、今後も、区有施設ロビー等で開催していくほか、区ホームページ等にパネルの内容を掲載することで、できるだけ多くの人たちに区の安全に対する取組を知っていただけるよう情報発信を行っていきます。

１－１－２　まちの通行マナーに関する啓発



所管課：防災危機管理室生活安全担当

スマートフォンを操作しながら歩行したり、自転車で走行する「ながらスマホ」は、視野が極端に狭まり無防備・不注意な状態となることから、ひったくり犯や痴漢などに隙を狙われやすくなります。

「ながらスマホ」によって注意力が低下することで、事件や事故に巻き込まれたり、他人に怪我をさせるなど、被害者にも加害者にもなってしまう行為です。

区では、安全・安心の観点から、広報みなとや安全安心メールなどで注意喚起を行い、安心して過ごせるまちをめざし、啓発活動に取り組みます。

１－１－３　児童虐待防止対策の推進





所管課：子ども家庭支援部子ども家庭支援センター

（１）児童虐待未然防止等に関する啓発

所管課：子ども家庭支援部子ども家庭支援センター

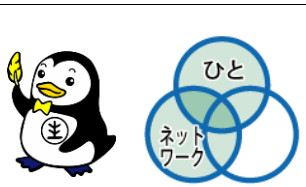
リーフレットの作成・配布やワークショップを通じて、区民の児童虐待の未然防止・早期発見に対する関心と意識を高めます。子ども自身が相談先や相談方法を知ることができるよう、子ども向けリーフレット等で周知します。

（２）児童虐待の未然防止対策

所管課：子ども家庭支援部子ども家庭支援センター

港区要保護児童対策地域協議会を中心に、民生委員・児童委員、医療機関、家庭裁判所、警察署、乳児院、保育園、幼稚園、学校、保健所、児童相談所等の連携を強化し、児童虐待、いじめ、不登校等の課題を抱える児童・家庭を早期に把握して支援します。子ども家庭支援センターを中心に支援を充実させるとともに、子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業を実施し、居住実態を把握できない児童についても迅速に安全確認を行います。また、「港区児童虐待対応マニュアル」の改定や関係機関向け研修の充実により、関係機関の対応力と支援力を高めます。

１－１－４　ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）対策及び加害者更生支援



所管課：総務部人権・男女平等参画担当
子ども家庭支援部子ども家庭支援センター

（１）ＤＶ、ストーカー行為に関する意識啓発

所管課：総務部人権・男女平等参画担当
子ども家庭支援部子ども家庭支援センター

①　講座・パネル展等の開催

男女平等参画センター（リーブラ）では、人権尊重や男女平等の観点から、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、講座やパネル展等を通じて、ＤＶ、ストーカー、デートＤＶ防止に向けての啓発や情報提供を行います。

②　ＤＶに関するガイドブックの作成・配布

ＤＶに関する知識やＤＶ被害者が相談できる機関等について記載した冊子を配布し、ＤＶ被害者や周囲の人へ必要な情報提供を行っています。また、デートＤＶに関するリーフレットを作成、配布し、若年者に向けた啓発を行うことで、ストーカー行為や婚姻後のＤＶ被害・加害の予防を促進します。

（２）ＤＶに関する相談体制の整備

所管課：総務部人権・男女平等参画担当
子ども家庭支援部子ども家庭支援センター

①　心のサポートルーム

男女平等参画センター（リーブラ）の「心のサポートルーム」では、ＤＶやデートＤＶに関する相談を受けています。臨床心理士、公認心理師等の資格を有する相談員が対応し、状況によっては警察署等のより専門的な機関につなぎます。

②　子どもと家庭の総合相談

令和３（2021）年４月から、家庭相談センターは子ども家庭支援センターに統合され、子どもと家庭に関する総合的な相談体制になりました。配偶者暴力相談支援センター機能を有する子ども家庭支援センターにおいて、相談員がＤＶ被害者からの相談を受け、関係機関と連携し自立までの一貫した支援を実施します。

（３）ＤＶ加害者の更生支援

所管課：子ども家庭支援部子ども家庭支援センター

ＤＶ加害者の更生を促すために民間団体が実施するＤＶ加害者更生プログラムの利用に係る経費の一部を助成することにより、ＤＶ加害者の更生を促し、配偶者に対する暴力の根絶を図ります。

１－１－５　危機対応向上訓練



所管課：防災危機管理室防災危機対応力強化担当

身近で起こりうる事件、事故、また、テロや他国からの武力攻撃、新たな感染症のまん延など、多様化する危機に迅速かつ的確に対応できる危機対応力の向上を図ります。

多様な危機事案を想定した実動訓練の実施、危機事案の発生時を想定した情報伝達訓練の実施を通じて、あらゆる危機に迅速かつ的確に対応できるように、組織的な危機対応能力と職員の危機管理意識を強化していきます。

関連計画等

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

■ 方針２　最新の犯罪手口や防火対策情報等の高度な分析と効果的な周知

犯罪の手口や火災を取り巻く状況は、社会環境や情報通信技術の変化に伴い、複雑化・多様化しています。被害や犯罪への加担、火災等を未然に防ぐためには、最新の情報を迅速かつ的確に届けることが重要です。

警察署や消防署等の関係機関と連携して、犯罪や火災の発生状況、最新の手口や予防策等の情報を収集・分析・整理し、メール、ホームページ、ＳＮＳ、冊子等の多様な媒体を活用して発信します。また、年齢や使用言語など対象に応じた、分かりやすく受け取りやすい情報提供を進め、区民一人ひとりの適切な行動につなげます。

１－２－１　みんなと安全安心メールによる生活安全情報の配信



所管課：防災危機管理室生活安全担当

暴行・公然わいせつ、声かけ、盗撮、詐欺等の犯罪発生情報、特殊詐欺や悪質商法と思われる電話に関する情報、電気火災の予防情報など、防犯・防火や施設の安全対策等に役立つ情報や知識を、区民、警察署・消防署等の関係機関及び区有施設を含む区職員から広く収集し、事前に登録した方へ夜間・休日を含め迅速にメールで配信します。

また、犯罪の発生情報だけでなく、青色防犯パトロール車両によるパトロールの実施や犯罪の解決情報など、区民の安全・安心につながる情報も積極的に発信します。特に緊急性が高い情報は、区ホームページのほか、区公式 X（旧 Twitter）、区公式 LINE 等のＳＮＳ（※）や区有施設のデジタルサイネージ（※）と自動連携し、日本語・英語・中国語・ハングルの多言語で発信します。みんなと安全安心メールは、紙の冊子やチラシを持ち歩く必要がなく、情報を即時に受け取ることができます。子どもやその保護者、女性、高齢者、障害者を主な対象とするとともに、教育関係者、地域に密着して活動する事業者、防犯活動を行う人、高齢者や障害者を支援する事業者・関係機関職員にも利用を促進します。登録者を増やし、受信した情報を見守りや注意喚起に活用することで、安全・安心の輪を広げます。特に特殊詐欺については、毎月、区内の被害件数、被害総額、主な手口等を配信し、高齢者だけでなく、その家族や友人・知人等にも広く注意喚起することで、被害防止につなげます。

※ ＳＮＳ：Social Networking Service の略。インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、双方向のやり取りができる X（旧 Twitter）、Facebook、LINE 等のメディアのこと。

※ デジタルサイネージ：電子看板のこと。ネットワークに接続することで即時に情報を配信でき、街中の大型スクリーン、コミュニティバスや電車内の小型画面等、様々な形態があります。

１－２－２　不審者等の緊急情報のメール配信



所管課：子ども家庭支援部子ども政策課
教育委員会事務局学校教育部学務課

（１）児童施設災害時緊急メール配信サービス

所管課：子ども家庭支援部子ども政策課

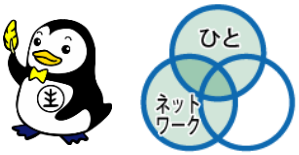
災害時や緊急時に、保育園・児童館等の利用者で、あらかじめ登録した保護者のメールアドレスに、区又は各施設から安否情報や緊急情報を配信します。また、登録者に対しては、アンケート形式で返信を求めることで、区や各施設において災害時や緊急時の「お迎えの可否」等を確認します。

（２）緊急メール配信

所管課：教育委員会事務局学校教育部学務課

メール配信等を希望する区立・私立幼稚園の保護者、区立小・中学校の保護者、放課 GO→ に登録している児童の保護者に不審者等の緊急情報を一斉配信します。また、災害時の安否確認ができる仕組みを導入しています。

１－２－３　インターネットによるトラブル・犯罪被害防止等への取組



所管課：防災危機管理室生活安全担当

（１）トラブル防止のために

所管課：防災危機管理室生活安全担当

現在、インターネット上での他人への誹謗中傷、差別的な書き込みなど、人権やプライバシーの侵害が大きな問題となっています。情報を受信・発信するときは、それによって生じるリスク、社会的責任、法的責任を自分自身が負わなければなりません。書き込む前に人権侵害や中傷になるか、トラブルや犯罪に巻き込まれないか、よく考える必要があります。これらの被害を防止するため、日々の安全・安心を確保するため、みんなと安全安心メールや広報みなとなど、様々な媒体を使用し適切な表現で周知・啓発を行います。

（２）犯罪被害防止について

所管課：防災危機管理室生活安全担当

インターネットが急速に発達し、情報の入手、メールや買い物、ネットバンキングなど非常に便利になった一方、それを悪用した犯罪も増加し、手口も巧妙化しています。
特に近年は、実在する金融機関や宅配事業者、通販サイト等を装ったメールやＳＭＳから偽サイトへ誘導し、ＩＤ・パスワード、クレジットカード情報などを盗み取るフィッシングが大きな問題となっています。これによって、個人の重要な情報が犯罪者に渡り、不正送金や不正取引などの被害につながる危険性が高まっています。
また、企業に対しては、ネットワークに侵入してデータを暗号化するとともに、顧客や従業員の個人情報、取引先情報などを盗み出し、その公開を材料に金銭を要求するランサムウェア攻撃が深刻化しています。情報漏えいは、企業の業務停止だけでなく、顧客や取引先への被害拡大、社会的信用の低下など、事業継続に大きな影響を及ぼすおそれがあります。
区は、警視庁、東京商工会議所港支部と協力し、企業のサイバーセキュリティ対策や最新のインターネット犯罪の事例を紹介するなど、中小企業や区民向けのサイバーセキュリティ対策セミナーを開催しています。
現在は、ＳＮＳ型投資詐欺やロマンス詐欺をはじめ、フィッシング、アカウントの乗っ取り、ランサムウェアなど、個人・企業を問わず情報や財産を狙う犯罪の脅威が高まっています。 今後も、インターネット犯罪や情報漏えいに関する最新の手口、被害を防止するためのセキュリティ対策について、「みんなと安全安心メール」、区ホームページ、Ｘ（旧 Twitter）等を活用して積極的に情報発信し、事業者や区民への注意喚起を行っていきます。

（３）闇バイトなど、犯罪加害者にならないために

所管課：防災危機管理室生活安全担当

インターネットやＳＮＳで、高額な報酬を目的に安易にバイト募集に応募した結果、特殊詐欺の「出し子」や「受け子」、強盗といった犯行に加担させられる、いわゆる「闇バイト」が社会的に問題になっています。また、受験シーズンに、受験会場に向かう受験生を狙った痴漢行為をあおるような投稿が相次いだことも、大きな問題となりました。区では、これらの投稿や書き込みの危険性についても積極的に情報発信し、安易な考えから犯罪加害者にならないよう、区民への注意喚起を行っていきます。

１－２－４　外国人に向けた生活安全情報の周知・啓発



所管課：防災危機管理室生活安全担当

（１）安全安心ハンドブックの配布

所管課：防災危機管理室生活安全担当

ハンドブックは、４言語版（日本語・英語・中国語・ハングル）を作成し、区ホームページでも公開します。区民の生活安全意識の向上を図るため、区民一人ひとりが取り組むことができる防犯・防火対策をハンドブックにまとめ、正しい「知識」と「備え方」を広く周知します。自宅や街中での防犯対策のほか、子どもの防犯対策では、連れ去り等の子どもが被害に遭いやすい場所について説明するとともに、親子での約束事など被害を防止するための対策を紹介します。女性の防犯対策では、痴漢等の女性が被害に遭いやすい犯罪や場所、防止対策について、高齢者の防犯対策では、特殊詐欺等の高齢者が被害に遭いやすい犯罪の特徴について説明するとともに、被害を防止するための対策を紹介します。防火対策では、区内の火災発生状況や、電気火災の予防に役立つ知識（電気コードについて、ドアでの挟み込みや、家具等で踏みつけたままでの使用をしないよう注意することなど）など、防火に関する情報を分かりやすく説明します。「インターネットよりも、直接手にとることのできる冊子の方が利用しやすい。」との意見もあることから、各総合支所の窓口など、外国人の目にとまりやすい場所には、冊子を置くなどの取組を行い、より多くの区民に活用してもらいます。

（２）外国人に向けた周知啓発のための取組の推進

所管課：防災危機管理室生活安全担当

外国人に対して安全安心に関する情報を発信していくとともに、外国人観光客等によるトラブルを防止するために、令和６年度に改定した安全安心ハンドブックに「ごみを路上にポイ捨てしてはいけない」などの日常生活におけるルールを記載しています。また、警察署との連携を深め、外国人が被害に遭った事案やトラブルなどについても情報共有できる体制を構築し、多言語に対応できる区のホームページ等を活用して情報発信を行えるようにしていきます。小学校等に通う外国籍の児童の保護者などを通じて、区内に居住又は勤務する日本語のできる外国人への安全安心メールへの登録の呼びかけを行ってもらうなど、外国人の安全・安心を確保するための情報を効果的に周知・啓発できるよう取り組んでいきます。

１－２－５　特殊詐欺・強盗等の被害防止対策





所管課：防災危機管理室生活安全担当

還付金詐欺等の特殊詐欺、点検業者を装った強盗、インターネット利用中に偽の警告画面を表示するサポート詐欺など、巧妙化・多様化する手口に対応するため、警察署、金融機関等の関係機関と連携し、広報紙、動画、メール、地域の会合等を通じて、最新の手口と被害防止策を繰り返し周知します。区内では、特殊詐欺の被害件数・被害額が令和６（2024）年から令和７（2025）年にかけて増加し、令和８（2026）年はニセ警察詐欺やＳＮＳ型投資詐欺・ロマンス詐欺などの被害も確認されています。被害の大半が犯人からの電話を契機とし、被害者の約７割が 65 歳未満となっています。こうした状況を踏まえ、実践的な学習と自動通話録音機の普及を組み合わせて被害防止を推進します。

（１）区民参加型対策講座の実施

所管課：防災危機管理室生活安全担当

実際に発生している最新事例を題材に、警察署と連携した体験型の講座を実施し、区民が被害防止策を実践できるようにします。高齢者・障害者の支援者にも参加を呼びかけ、受講内容を家族や知人と共有するよう促します。参加者アンケートを講座内容や周知方法に反映し、より分かりやすく参加しやすい講座とします。

（２）自動通話録音機の貸与

所管課：防災危機管理室生活安全担当

呼出音の前に警告音声を流し、通話を録音する自動通話録音機を区内の全世帯へ無料で貸与し、犯人からの電話を受けにくい環境を整えます。平成 27（2015）年７月に事業を開始し、被害者の若年化を踏まえて令和８年度から対象を 65 歳以上の方がいる世帯から全世帯へ拡大しました。設置が困難な方には事業者を派遣し、高齢者相談センター等と連携して相談受付と設置を支援します。令和６（2024）年７月の調査では、固定電話所有者の約 60%が本事業を知らないと回答していることから、防犯講座、区民まつり、会合、チラシ等による対面周知を強化し、利用者が事業を知った経路も把握して効果的な周知につなげます。

トピックス

こんなサインに注意！

「高額報酬」／「今すぐ送金」／「個人情報を送って」／「匿名アプリへ移動」

ＳＮＳやインターネット上には、ＳＮＳ型投資詐欺やロマンス詐欺、フィッシング、いわゆる「闇バイト」など、犯罪被害や犯罪への加担につながる様々な危険があります。便利なサービスである一方、相手の顔が見えにくく、知らないうちに犯罪の「入口」に近づいてしまうことがあります。「必ずもうかる」「高額報酬」などとうたう、対応や送金を急がせる、個人情報を求める、匿名性の高いアプリへ誘導するといった連絡には注意が必要です。不審な連絡や募集を受けたときは、すぐに送金したり個人情報を伝えたりせず、いったん立ち止まりましょう。既に応募してしまった場合なども、一人で抱え込まず、家族や警察等に早めに相談することが大切です。

港区では、みんなと安全安心メールや区ホームページ等を活用し、最新の犯罪手口や被害防止に関する情報を発信しています。学校においても、情報モラル教育等を通じて、インターネット上のトラブルや犯罪への対応について学ぶ取組を進めています。

特殊詐欺・強盗から身を守るチェックリスト

- ☐ 知らない電話にはすぐ出ず、留守番電話等を活用する
- ☐ 警察・区役所等を名乗られても一度切って確認する
- ☐ お金・口座情報・個人情報を求められても応じない
- ☐ 区職員を名乗る電話で口座情報等を伝えない
- ☐ 知らない訪問者にはすぐ玄関を開けず確認する
- ☐ 在宅時も玄関を施錠する
- ☐ 不審に感じたら警察・区等に相談する

困ったときは：緊急の場合は 110 番
緊急ではない警察相談は #9110（警視庁総合相談センター）
港区の生活安全に関する相談：港区防災課生活安全推進担当
03-3578-2272

１－２－６　火災予防のための意識啓発



所管課：防災危機管理室生活安全担当

令和７（2025）年の区内の火災発生件数は 269 件で、過去５年で最多となっています。火災を予防するために必要な知識を周知し、火災予防意識の啓発を行う必要があります。消防署と密に連携して最新の火災事例や火災予防知識を共有し、インターネット等の多様な媒体を駆使して周知・啓発します。また、消防署では春・秋の火災予防運動等の機会を捉え、都民の火災予防意識を啓発するためのチラシ等を配布するなど、火災の発生及び被害の軽減を図るために様々な取組を実施しています。

トピックス

～急増！モバイルバッテリーなどのリチウムイオン電池火災～

モバイルバッテリーやスマートフォンなどに使われているリチウムイオン電池は、落下などの衝撃や異常な発熱、高温となる場所での使用などにより、発火するおそれがあります。東京消防庁管内では、リチウムイオン電池などの充電式電池による火災が急増しています。また、港区内でも、リチウムイオン電池を含む製品がごみに混入したことにより、清掃車両や処理施設で火災が発生しています。不要になった充電式電池は、区の分別方法を確認し、適切に処分しましょう。

港区では、令和７（2025）年９月から充電式電池を不燃ごみの日に回収しています。電極部分をテープ等で絶縁し、他の不燃ごみとは別の半透明の袋に入れて出してください。

関連計画等

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

防火チェックリスト

ご家庭での火災を防ぐため、日頃の生活を振り返ってみましょう。当てはまる項目にチェックを入れ、チェックが付いた項目については、使用方法や生活習慣を見直しましょう。

【リチウムイオン電池（モバイルバッテリー等）関係】

- ☐ 膨らみ、変形したものを使用している。
- ☐ 製品に「PSE マーク」がついていない。
- ☐ 充電中や使用中に異常な熱を発している。
- ☐ 過去に落下させたり、分解したことがある。
- ☐ 指定されたもの以外の充電器を使用している。
- ☐ 自治体が指定した廃棄方法以外で廃棄している。

【コンセント、コード関係】

- ☐ コンセント付近にほこりがたまっている。
- ☐ コードが損傷している。半断線している。
- ☐ たこ足配線をしている。

【ガステーブル関係】

- ☐ コンロの周りに燃えやすいもの（キッチンペーパー等）を置いている。
- ☐ 鍋を火にかけたままその場を離れることがある。

【タバコ関係】

- ☐ 寝たばこをしている。
- ☐ 灰皿に吸い殻がたまっている。

【火災対策全般】

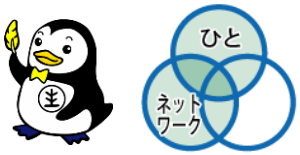
- ☐ 住宅用火災警報器を付けていない。付けているが電池が切れている。
- ☐ 自宅用に消火器を持っていない。持っているが使用方法を知らない。

■ 方針３　児童や高齢者など、各世代に適切な防犯研修等の充実

犯罪の手口や被害に遭うリスクは、年齢や生活状況等によって異なるため、それぞれの特性に応じた防犯知識や対応力を身に付けることが重要です。

子どもや高齢者をはじめ、女性、障害者など、それぞれが直面しやすい犯罪やトラブルを踏まえ、関係機関や地域と連携しながら、防犯研修や学習機会、分かりやすい情報提供を充実します。対象に応じた参加しやすい取組を通じて、一人ひとりが自ら身を守るための知識と行動力を高めます。

１－３－１　区民防犯研修会



所管課：防災危機管理室生活安全担当

子どもや女性等に対する暴行、公然わいせつ、声かけ、盗撮等の犯罪被害を防ぐため、東京都及び区内警察署と連携して区民防犯研修会を開催します。犯罪機会論に基づき、犯罪が発生しやすい場所や状況を学ぶ講義に、施設周辺のフィールドワークや身を守るための体験を組み合わせ、区民が防犯知識を実際の場面で活用できる力を養います。

参加者アンケートにより内容や周知方法を改善し、区民一人ひとりの防犯意識と知識を高め、犯罪の未然防止につなげます。

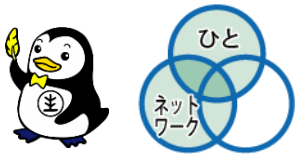
１－３－２　子どもの防犯学習・啓発



所管課：各総合支所管理課
子ども家庭支援部子ども若者支援課

地域安全マップの作成等の防犯学習を、児童館、学童クラブ、子ども中高生プラザ等で地域と連携したワークショップとして実施し、子どもの自己決定力、行動力及び問題解決能力を育みます。

１－３－３　薬物乱用防止対策の推進



所管課：みなと保健所生活衛生課
教育委員会事務局学校教育部教育指導担当

（１）薬物乱用防止対策

所管課：みなと保健所生活衛生課

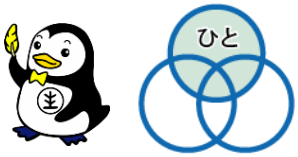
覚醒剤、大麻等の違法薬物による心身への影響を踏まえ、東京都知事から委嘱された薬物乱用防止指導員で構成する東京都薬物乱用防止推進港区協議会と協働し、地域のイベントや区民まつり等で子どもを含む区民への啓発活動を行います。区は、健康で明るい都民生活の確立をめざす同協議会の活動を支援します。

（２）薬物乱用防止教室の実施

所管課：教育委員会事務局学校教育部教育指導担当

教育委員会と同協議会が連携し、全区立小・中学校で薬物乱用防止教室を年１回実施します。ポスター・標語コンクールへの応募も促進し、児童・生徒の意識を高め、薬物乱用の健康被害や犯罪への関与を防止するための取組を推進します。

１－３－４　セーフティ教室の実施



所管課：教育委員会事務局学校教育部教育指導担当／先端教育担当
教育委員会事務局教育推進部教育長室

教育委員会は、児童・生徒の健全育成と非行・犯罪被害の防止を図るため、保護者・区民、家庭、学校、地域社会及び関係機関と連携し、各区立小・中学校の実態に応じたセーフティ教室を年１回実施します。

（１）防犯・事故防止教育の充実

所管課：教育委員会事務局学校教育部教育指導担当
教育委員会事務局教育推進部教育長室

学校施設内や通学路等の危険から子どもを守るため、学校・家庭・地域が連携した教育を行います。幼稚園では、警察署等の協力を得て定期的な防犯訓練を実施します。

（２）情報モラル教育の推進

所管課：教育委員会事務局学校教育部先端教育担当

インターネット上のトラブルや犯罪を防ぐため、情報社会で適正に行動するための考え方と態度を身に付ける情報モラル教育を推進します。

（３）インターネット被害・薬物乱用防止教室の推進

所管課：教育委員会事務局学校教育部教育指導担当／先端教育担当

インターネット被害や薬物被害を防ぐための知識と対応を学ぶ教室を実施し、意識啓発を進めます。

（４）消防署、総合支所、地域と連携した総合防災教室の実施

所管課：教育委員会事務局学校教育部教育指導担当

学校、消防署、各総合支所及び地域が連携し、消火、煙、避難所・トイレ設営等の体験を通じて、幼児・児童・生徒が火災や災害時の危険と対処方法を学ぶ総合防災教室を実施します。

１－３－５　安全安心ハンドブックの作成・配布



所管課：防災危機管理室生活安全担当

区民一人ひとりが実践できる防犯・防火対策をハンドブックにまとめ、正しい知識と備え方を周知します。自宅や街中での対策に加え、子どもについては連れ去り等が起きやすい場所、親子の約束事、インターネット利用上の注意、女性については痴漢等が起きやすい場所と被害防止策、高齢者については特殊詐欺等の特徴と対策を掲載します。また、区内の火災発生状況や、電気コードの挟み込み・踏みつけ等による電気火災の予防情報を分かりやすく紹介します。ハンドブックは日本語・英語・中国語・ハングルの４言語版を作成し、区ホームページで公開します。冊子での情報提供を希望する区民にも届くよう、学童クラブ、子ども中高生プラザ等に配架するとともに、ながら見守り連携事業の協定事業者等の協力を得て高齢者へ配布し、幅広い活用を促進します。

１－３－６　高齢者への防犯に関する講座の実施



所管課：保健福祉支援部高齢者支援課
産業・地域振興支援部産業振興課
各総合支所管理課

各地区に設置している高齢者相談センター（地域包括支援センター）では、警察署から講師を招き、「特殊詐欺」など高齢者が被害に遭いやすい犯罪の被害防止を目的とした講座などを実施し、啓発を行います。いきいきプラザでは、スマートフォンの操作に慣れていない人向けの講座を開催して、高齢者へのデジタル活用支援を行う中で、フィッシング詐欺への注意喚起など、詐欺被害の未然防止に努めます。また、消費者センターでは、高齢者が被害に遭いやすいフィッシング詐欺や点検商法などの消費者被害防止を目的として、いきいきプラザなどの高齢者施設で出前講座を実施し、啓発を行います。

１－３－７　高齢者の消費者被害防止の推進



所管課：保健福祉支援部高齢者支援課

高齢者が消費者被害や詐欺事件の被害者とならないためには、高齢者への適切な情報提供とともに身近な場所での相談機能の充実が欠かせないことから、高齢者相談センター（地域包括支援センター）やふれあい相談員が高齢者からの相談に応じます。必要に応じて消費者センターに引き継ぎ、さらに警察署などの関係機関とも連携し、高齢者の消費者被害の防止と早期解決を推進します。

１－３－８　「障害児・者を支援する人への研修」の実施



所管課：保健福祉支援部障害者福祉課

「障害児・者を支援する人への研修」では、障害児・者に関する理解を深めることを目的に、区内在住者、在勤者、障害福祉サービス提供事業所の職員などを対象に、障害者福祉に関する知識や、介護技術についての講義を実施しています。この研修のプログラムの中に、成年後見制度の利用など、犯罪被害の防止をテーマとした講義を取り入れ、引き続き開催していきます。

関連計画等

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

コラム

外国人にも伝わる「安全・安心」
― やさしい日本語と多言語で、ルール・マナーを共有する ―

港区には、様々な国籍や言語の人が暮らし、働き、訪れています。防犯・防火、緊急時の対応、生活上のルールなど、安全・安心に関する情報は、相手に伝わる形で届けることが大切です。

港区では、難しい言葉や表現を避けた「やさしい日本語」と多言語を活用して情報を発信しています。また、「みんなと安全安心ハンドブック」を日本語・英語・中国語・ハングルで公開するなど、外国人にも分かりやすい情報提供を進めています。

外国人向けの安全・安心情報はこちら

「みんなと安全安心ハンドブック」
防犯・防火など、港区で安全に暮らすための情報を多言語で紹介しています。 ⇒

二次元コード

「ウェルカムパッケージ」
暮らしに必要な情報をまとめて確認できます。 ⇒

二次元コード

【基本方針２】生活安全に関する地域のつながりを強くします

特殊詐欺や匿名・流動型犯罪グループによる強盗等への対策では、一人ひとりが警戒するだけでなく、犯罪の予兆や身近な異変を早期に把握し、注意喚起や声掛け、相談、通報などの適切な対応へつなげることが重要です。こうした予兆や異変は、日頃から地域や周囲との関わりを持ち、互いに気に掛け合う関係性があってこそ把握しやすくなります。地域のつながりは、異変を見逃さず被害を未然に防ぐための重要な防犯基盤です。

また、複雑化・巧妙化する犯罪に効果的に対応するためには、区民、事業者、地域団体、警察、行政その他の関係機関が、それぞれの強みを生かして連携することが必要です。地域の見守り力や情報力、事業者の発信力、関係機関の専門的知見や対応力などを結び付けることで、より実効性の高い防犯対策が可能となります。それぞれが防犯上の役割を認識し、有機的に連携することで、地域全体の防犯力の向上を図ります。

方針	番号	事業名	ひとづくり	ネットワークづくり	まちづくり
2-1	2-1-1	ながら見守り連携事業		●	●
2-1	2-1-2	安全対策協議会の実施		●	
2-1	2-1-3	港区再犯防止推進連絡会議		●	
2-1	2-1-4	警察署・消防署等関係機関との連携		●	
2-1	2-1-5	社会福祉法人港区社会福祉協議会の支援		●	
2-1	2-1-6	高齢者虐待防止の推進	●	●	
2-1	2-1-7	高齢者セーフティネットワークの構築の推進		●	
2-1	2-1-8	障害者虐待防止の推進	●	●	
2-2	2-2-1	「子ども 110 番」の充実		●	●
2-2	2-2-2	保護司の活動支援	●	●	
2-2	2-2-3	社会を明るくする運動の支援	●	●	
2-2	2-2-4	消防団への支援		●	●
2-3	2-3-1	各地区生活安全活動推進協議会の活動		●	●
2-3	2-3-2	新橋地区の安全・安心まちづくりの推進		●	●
2-3	2-3-3	六本木地区の安全・安心まちづくりの推進		●	●
2-3	2-3-4	赤坂地区の安全・安心まちづくりの推進		●	●
2-3	2-3-5	民生委員・児童委員の活動支援	●	●	
2-3	2-3-6	ひとり暮らし等高齢者の見守り体制及び生活支援の推進体制の充実		●	●

■ 方針１　地域住民や事業者、関係機関等による有機的な連携体制の構築

地域の安全・安心を守るためには、区民や地域団体、事業者、警察・消防、福祉・教育・刑事司法関係機関など、多様な主体がそれぞれの役割を生かしながら連携することが重要です。

日常的な見守りや情報共有、関係機関による協議等を通じて、地域における連携体制を強化するとともに、犯罪や虐待等の兆候を早期に把握し、必要な相談や支援につなげるなど、地域全体で安全・安心を支えるネットワークづくりを推進します。

２－１－１　ながら見守り連携事業



所管課：防災危機管理室生活安全担当

訪問や店舗営業等を通じて区民と接する地域密着型事業者と協定を締結し、日常業務の中で子ども、女性、高齢者、障害者等を見守る「ながら見守り連携事業」を推進します。協定事業者は、業務用車両で通学路等を通行する際に速度を落として周囲に目を配るほか、訪問先や店舗で危険を察知した場合に声かけ、区・警察署等への通報、一時保護や付き添い等を行います。また、事業者と地域との日常的なつながりを生かし、安全安心メール、自動通話録音機、特殊詐欺被害防止、電気火災等の予防情報をチラシ等で周知します。平成 28（2016）年９月の開始以降、19 事業者と情報共有・見守り活動を実施しており、今後も多様な業種との協定を拡大して地域の目を増やし、安全・安心の輪を広げます。

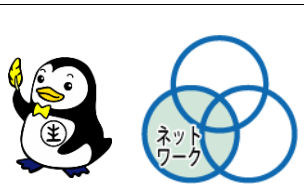
２－１－２　安全対策協議会の実施



所管課：教育委員会事務局学校教育部教育指導担当

教育委員会が幼稚園・小・中学校の安全指導・生活指導の担当教員、各幼稚園・小学校のＰＴＡの代表、各警察署のスクールサポーター等で構成する安全対策協議会において、子どもたちの危険を予測し、回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成を図るための安全教育を推進します。

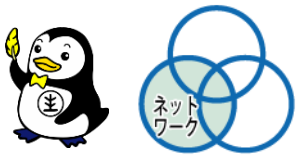
２－１－３　港区再犯防止推進連絡会議



所管課：防災危機管理室生活安全担当

港区再犯防止推進計画に基づき、区及び区内の刑事司法関係機関その他関係機関、団体等の課題への対応等について包括的に協議することを目的として開催します。会議のメンバーは、保護司を中心として実際に再犯防止に関わる団体、様々な年代の方に参加していただき、情報の共有や具体的な意見交換を行います。

２－１－４　警察署・消防署等関係機関との連携



所管課：防災危機管理室生活安全担当
教育委員会事務局学校教育部教育指導担当

（１）港区生活安全協議会の運営

所管課：防災危機管理室生活安全担当

港区生活安全協議会（会長：港区長）は、安全で安心できる港区にする条例に基づき、区の生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議するために設置しています。地域の安全・安心を確保するためには、地域の区民や事業者、警察署、消防署等の行政機関との協働が不可欠です。このため港区生活安全協議会は、警察署、消防署及び防火・防犯協会、交通安全協会、各地区の環境美化協議会、商店街連合会等、生活安全に係る関係団体で構成しています。関係団体それぞれが、安全で安心できるまちづくりに向けた取組を推進するため、活動事例の紹介や情報交換を行い、地域の防犯・防火体制の強化に努めます。

（２）港区長と区内警察署長との連絡調整会議の運営

所管課：防災危機管理室生活安全担当

港区と区内６か所の警察署との連携をより一層強化し、治安向上を図るために締結した「港区と区内警察署との生活安全に関する覚書」に基づき、「港区長と区内警察署長との連絡調整会議」を運営します。会議では、具体的な生活安全施策や生活安全に関する地域の課題など最新情報を共有することにより、区と区内警察署の連携した取組を推進します。

（３）警察との連携

所管課：教育委員会事務局学校教育部教育指導担当

警察と教育委員会及び学校等との連携について、学校・警察連絡協議会の場を活用するほか、学校警察連絡制度などの学校と警察との相互連絡の枠組みやスクールサポーターなどの制度を活用して、情報の共有化と共通認識の醸成を図っています。

２－１－５　社会福祉法人港区社会福祉協議会の支援





所管課：保健福祉支援部保健福祉課

社会福祉協議会では、失業等による生活困窮世帯に対し、自立を支援するための貸付制度などを行っています。また、“社会を明るくする運動”港区推進委員会の委員として、地域での活動に参加しています。犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進している港区社会福祉協議会の活動を支援します。

２－１－６　高齢者虐待防止の推進



所管課：保健福祉支援部高齢者支援課

高齢者の養護者や施設従事者による虐待の早期発見と適切な対応などについて記載した「港区高齢者虐待防止対応マニュアル」を活用するとともに、関係機関の職員に対する研修を実施し、職員の対応力の向上を図っています。また、民生委員・児童委員、町会・自治会、港区医師会、介護事業者、港区社会福祉協議会、警察署、消防署や高齢者相談センター（地域包括支援センター）などの関係機関で構成する「高齢者地域支援連絡協議会」を設置し、地域全体で高齢者虐待防止に取り組んでいます。さらに、介護者が抱える問題を相談できる「介護家族の会」や「みんなとオレンジカフェ（認知症カフェ）」の活用などにより、高齢者の虐待防止を推進します。

２－１－７　高齢者セーフティネットワークの構築の推進



所管課：保健福祉支援部高齢者支援課

「高齢者地域支援連絡協議会」や各地区の「高齢者支援連絡会」での情報交換や協議を踏まえ、地域の様々な機関と協働し、日々の見守りや災害時の安全確保、虐待防止、消費生活被害の防止などを目的として、高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築を推進します。また、高齢者の居場所や地域の人との交流の場となり、地域における見守りにも通じるサロン的な場づくりを充実します。

２－１－８　障害者虐待防止の推進



所管課：保健福祉支援部障害者福祉課

障害者福祉課内に設置している障害者虐待防止センターの障害者虐待防止相談ダイヤルにおいて通報等を受理し、障害者虐待、権利侵害の防止や、虐待の早期発見・早期対応を推進します。さらに、子ども家庭支援センター、高齢者相談センター（地域包括支援センター）や民生委員・児童委員等との連携を強化し、港区障害者虐待防止・養護者支援事業について周知・啓発などを行い、障害者に対する虐待の予防や早期発見、養護者支援の取組を推進します。

関連計画等

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

■ 方針２　防犯における自己の役割の認識や自助・共助の機運の向上

地域の安全・安心を維持していくためには、行政や関係機関による取組だけでなく、一人ひとりが地域の一員として自らできることを考え、地域全体で支え合うことが重要です。

子どもの見守り、更生保護活動、地域における防犯・防災活動などへの理解を深めるとともに、地域活動を担う人や団体の活動を支援します。区民や地域団体等がそれぞれの役割を認識し、参加しやすい環境を整えることで、自助・共助による安全・安心な地域づくりを進めます。

２－２－１　「子ども 110 番」の充実



所管課：子ども家庭支援部子ども若者支援課

子ども 110 番とは、子どもが不審者等から追いかけられた場合に、子ども 110 番協力者が子どもを保護し、警察署や保護者に通報して、子どもの安全を図る仕組みです。区立小学校ＰＴＡ連合会と連携し、また「ながら見守り連携事業」で協定を結んだ事業者との連携等により、協力者の拡充を図ります。区は協力者マップや学区域共通のステッカーの作成及び配布、協力者のための保険（見舞金支給制度）への加入等の支援を実施し、地域の安全体制を整備します。

子ども 110 番を知っていますか？

①　危険を感じたら、近くの「子ども 110 番」協力者のところへ逃げる

②　「子ども 110 番」のシールが目印

③　協力者が子どもを保護し、警察や保護者へ連絡

港区では、区立小学校区ごとの「子ども 110 番協力者マップ」を作成しています。お子さんと一緒に、自宅や通学路の近くにある「子ども 110 番」を確認しておきましょう。

「令和８年度 港区子ども110番協力者マップ」
お住まいの地域の「子ども110番」を確認できます ⇒

二次元コード

２－２－２　保護司の活動支援

所管課：保健福祉支援部保健福祉課

保護司は、犯罪や非行に及んだ人たちの更生保護や、犯罪や非行の防止の相談・助言・指導を行っています。区では、港区保護司会の協力により、更生保護と青少年の健全育成に関する相談窓口となる、「港区更生保護青少年サポートルーム」を開設しています。

面接等で区有施設が利用できるよう活動場所を確保するなど、引き続き保護司の活動を支援することで、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進します。また、保護司の日々の活動に対して、更に意欲的に取り組める仕組みを検討します。港区更生保護女性会や港区ＢＢＳ会の取組も含め、更生保護ボランティアの活動を積極的に支援します。

トピックス

若者の力で立ち直りを支える「港区ＢＢＳ会」

ＢＢＳ会（Big Brothers and Sisters Movement）は、非行など様々な問題を抱える少年たちに、兄や姉のような身近な存在として寄り添い、その立ち直りを支援する青年ボランティア団体です。令和７（2025）年７月には、区内の大学生を中心として「港区ＢＢＳ会」が発足しました。保護司会などの関係団体と連携しながら、更生保護活動に参加しています。

ＢＢＳ会では、少年たちの話し相手となったり、学習を支援したりする「ともだち活動」や、地域での犯罪・非行防止に向けた啓発活動などに取り組んでいます。

犯罪や非行からの立ち直りには、本人の努力だけでなく、周囲の理解や支えが重要です。港区では、保護司会や更生保護女性会、ＢＢＳ会などの活動を支援し、地域全体で立ち直りを支える環境づくりを進めます。

２－２－３　社会を明るくする運動の支援

所管課：保健福祉支援部保健福祉課

全ての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に展開される全国的な運動です。区では、区長を委員長とし、保護司会を中心に関係団体で「“社会を明るくする運動”港区推進委員会」を組織してこの運動を実施しています。毎年７、８月を強調月間とし、みなと区民の集い、青少年健全育成大会in六本木、区内小・中学校の児童・生徒を対象に作文コンテストを行っています。区内５地区の地区推進委員会では、駅頭広報活動などを行っています。

２－２－４　消防団への支援

所管課：防災危機管理室防災危機対応力強化担当

消防団は火災などの災害活動をはじめ、応急救護の普及活動や災害を未然に防ぐための啓発活動など、幅広い活動を行っています。会社員や自営業、学生や主婦など様々な職業や年齢層の人たちが、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、地域に密着した活動を行っています。区では、地域の防災リーダーとして重要な役割を担っている消防団の活動をより積極的に支援するため、区独自に装備品の助成などを行っています。

【事業内容】

・装備品の助成

・公務災害に備えた共済掛金の負担

・活動費、訓練出動手当、異常乾燥出動手当の支給

・歳末警戒用燃料補助

・港区内消防団ポンプ操法大会の実施

・港区内消防団交流促進事業の実施

・消防団員の表彰

関連計画等

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

■ 方針３　地域のつながりを深め、防犯における協働を促す取組の推進

地域の安全・安心を高めるためには、地域の実情をよく知る区民、町会・自治会、商店会、事業者、学校、警察・消防などが、それぞれの立場を生かしながら継続的に協働することが重要です。

各地区の生活安全活動推進協議会等を核として、パトロールや啓発活動、環境美化など、地域の特性や課題に応じた活動を支援します。また、多様な主体が参加しやすい機会を広げることで地域のつながりを深め、地域ぐるみで安全・安心を守る取組を推進します。

２－３－１　各地区生活安全活動推進協議会の活動



所管課：各総合支所協働推進課

地域の生活安全活動及び環境美化活動によって、犯罪や火災が起きにくい環境づくりを推進するため、各総合支所は、各地区生活安全活動推進協議会（町会・自治会、商店会、事業者、自主防犯団体、警察署・消防署等関係機関で構成）の活動を支援し、パトロールやキャンペーン、清掃活動など地域の実情に応じた活動を協働して実施します。

（１）芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会

所管課：芝地区総合支所協働推進課

「清潔できれいなまち」とするため、協議会が実施する路上・歩行喫煙、ポイ捨て禁止、まちの環境美化と安全を図ることを目的とした「芝地区クリーンキャンペーン」を支援しています。「芝地区クリーンキャンペーン」は、芝地区を６つのエリアに分け、年 10 回実施しています。町会・自治会、商店会、ＰＴＡ、事業者等が参加し、地域の清掃活動や、喫煙マナーの啓発活動、放置自転車や路上看板への警告札貼付活動等を実施しています。平成 29（2017）年９月からは協議会メンバーの町会員・参加事業者からなる「落書き消去班」も結成され、新橋駅周辺等で配電用地上機器、街路灯、施設塀等の落書き消去にも取り組み、よりまちの美観を向上するための活動を強化しています。

（２）麻布地区の生活安全と環境を守る協議会

所管課：麻布地区総合支所協働推進課

麻布地区の生活安全活動推進協議会である「麻布地区の生活安全と環境を守る協議会」は、地区の生活安全の確保及び環境美化をめざし、「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」や地区内の学校等と連携しながら、研修会、クリーンキャンペーン（ごみ拾いや落書き消去）、「六本木安全安心憲章」「みなとタバコルール」等ルール啓発などの自主的な活動を展開しています。これらの活動が円滑に進むよう、必要物品の貸与や職員の参加等により支援します。

（３）赤坂青山安全・環境美化推進協議会

所管課：赤坂地区総合支所協働推進課

地域住民や子どもの安全・安心のために夜間防犯パトロールや、たばこ吸い殻のポイ捨て・路上喫煙の禁止などたばこに関するマナーの周知徹底と環境美化意識を高めるために管内 10 か所のエリアで実施されている地域清掃活動を支援しています。また、赤坂・青山地域の主要な６駅で実施される「赤坂青山美しいまちマナーのまち」キャンペーンの中で、落書きの発見活

動を協働で実施しています。これらの活動を通して町会・自治会、商店会、地元企業、各団体の連携を深め、地域コミュニティの形成を促します。

（４）高輪地区生活安全・環境美化協議会

所管課：高輪地区総合支所協働推進課

協議会は、パトロール、道路･公園、自転車･バイク対策、環境美化の四つの専門部会を中心として、地域住民自らが安全・安心なまちづくりのために地域のパトロールや各啓発活動を行います。

①パトロール専門部会

防犯・防災等、地域の安全の観点から関係機関と連携・協力して、夏の夜間パトロール、春のパトロール及び落書き消去などの活動を行います。

②道路・公園専門部会

高輪地区に関わる道路工事の方針と進捗状況、公園・児童遊園の整備状況について調査するほか、通学路点検を行います。

③自転車・バイク対策専門部会

自転車・バイクの交通安全マナー改善に重点を置き、駅前での啓発活動のほか、イベントに出向き児童向けの自転車の交通安全教室を行います。

④環境美化専門部会

地域の清掃活動、路上・歩行喫煙、ポイ捨て禁止の啓発活動のほか、地球温暖化対策の一環として公園や商店会のイベントで打ち水を行います。

（５）芝浦港南地区安全・美化協議会

所管課：芝浦港南地区総合支所協働推進課

地域における環境美化と安全対策を推進するため、清掃や防犯啓発活動を行うキャンペーンを、芝浦・海岸地区、港南地区、台場地区の各地区で実施しています。このキャンペーンでは、喫煙マナー・モラル向上のため「みなとタバコルール」の啓発活動も併せて行っており、各地区２回ずつ、計６回実施しています。また、年に２回の協議会の開催や、防犯、交通安全などの生活安全に関する研修会を年に１回実施しています。今後も引き続き、区民・事業所・関係団体等と協働し、芝浦港南地区安全・美化協議会の活動を支援していきます。

トピックス

犯罪が起きにくいまちのつくり方
― 設備・見守り・環境改善を組み合わせる ―

犯罪を防ぐためには、防犯カメラなどの設備だけでなく、地域での見守りやパトロール、まちをきれいに保つ活動などを組み合わせることが大切です。港区では、地域住民や事業者、警察等が連携し、防犯パトロール、通学路の点検、清掃・環境美化、防犯カメラの設置支援など、地域の状況に応じた取組を進めています。

地域での取組例

高輪地区：パトロール、通学路点検、落書き消去等

芝浦港南地区：地域・事業者・関係団体等による清掃・環境美化活動等

２－３－２　新橋地区の安全・安心まちづくりの推進



所管課：芝地区総合支所協働推進課／まちづくり課

道路上にテーブルや椅子を置いての営業行為等は、安全な通行を妨げる要因となっています。地区総合支所では、区内有数の繁華街である新橋駅周辺において、道路不法占用対策、路上喫煙対策、客引き行為等防止対策、青色防犯パトロールの４業務を連携したパトロールによる巡回指導を実施しています。今後も、定期的なパトロールにより、快適に通行できる道路を確保し、より安全で安心できるまちづくりを推進します。

２－３－３　六本木地区の安全・安心まちづくりの推進



所管課：麻布地区総合支所協働推進課

（１）六本木地区安全安心まちづくり推進会議の支援

所管課：麻布地区総合支所協働推進課

六本木地区安全安心まちづくり推進会議は、平成 18（2006）年に発足した、区民・事業者・関係行政機関が協力して六本木地区に特化した治安対策等を検討し推進する組織です。六本木地区安全安心まちづくり推進会議の活動を支援します。

（２）六本木安全安心プロジェクト

所管課：麻布地区総合支所協働推進課

六本木地区安全安心まちづくり推進会議は、平成 25（2013）年７月、六本木地区の５つの主要課題「防犯」「環境美観」「路上喫煙」「道路使用」「営業活動」に対するまちのルールを規定した「六本木安全安心憲章」を制定しました。六本木安全安心憲章を周知・浸透させていくため、憲章のデザインを活用した街頭キャンペーン及び各種媒体への広報掲出、港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認証制度の取組を、「六本木安全安心プロジェクト」として継続的に実施します。

（３）清潔できれいなまちの実現

所管課：麻布地区総合支所協働推進課

清潔できれいなまちを実現するため、六本木交差点周辺において歩道上のガム痕の除去、早朝清掃等を実施します。

２－３－４　赤坂地区の安全・安心まちづくりの推進

所管課：赤坂地区総合支所協働推進課／まちづくり課

（１）「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」への支援

所管課：赤坂地区総合支所協働推進課

平成 21（2009）年に指定暴力団稲川会総本部の移転阻止運動を実施するなど、暴力団排除活動の意識が高い赤坂地区について、一層安全で安心できるまちとするため、港区生活安全協議会の認定を経て、平成 23（2011）年に「安全・安心まちづくり推進地区」に指定しました。赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会は、繁華街特有の課題を有する赤坂地区に特化した環境美化や暴力団排除を推進するための活動を行っています。町会・自治会、商店会、事業者、警察署等関係機関が一体となり、協議会の運営や夜間パトロール等を実施します。

（２）看板パトロール

所管課：赤坂地区総合支所まちづくり課

道路上に設置された商業看板は、安全な通行を妨げるとともに、まちの美観を損ねる要因となっています。赤坂地区総合支所では、地域の団体と協働して、人の往来が特に多い地下鉄駅前、繁華街を中心に、公道上に置き看板を「出しづらい」意識・雰囲気をつくることを目的としたパトロールを実施します。区民、行政及び警察署が一体となり、定期的なパトロール（看板パトロール）を実施することで、まちの美観を向上させ、快適に通行できる道路を確保し、より安全で安心できるまちづくりを推進します。

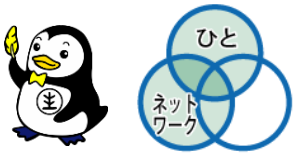
トピックス

繁華街の安全・安心
― 地域・事業者・関係機関が連携して守る ―

新橋・六本木・赤坂などの繁華街では、客引きや迷惑行為、環境美化など、地域の特性に応じた課題があります。港区では、地域住民、事業者、警察等と連携し、パトロールや客引き対策、清掃・環境美化などを一体的に実施しています。地域ごとの取組として、六本木安全安心憲章や赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会など、それぞれの地域の特性に応じた安全・安心のまちづくりを進めています。

新橋　客引き対策・巡回・環境美化
六本木　安全安心憲章に基づく取組
赤坂　地域・事業者・関係機関の連携

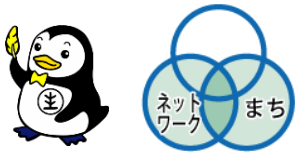
２－３－５　民生委員・児童委員の活動支援



所管課：保健福祉支援部保健福祉課

民生委員・児童委員は、日頃から地域の中で、常に区民の立場に立ってプライバシーを守りながら支援を必要としている人への情報提供など、福祉に関する相談や支援を行っています。また、“社会を明るくする運動”港区推進委員会の委員として、活動に参加しています。犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進している民生委員・児童委員の活動を支援します。民生委員･児童委員の活動に対しては、区独自で活動費を上乗せ支給するとともに、相談者や委員同士との連絡などに活用できるスマートフォンを配付するなどの支援を行っています。タブレットの貸与やリーフレットによる周知啓発など、支援の拡充を進めます。

２－３－６　ひとり暮らし等高齢者の見守り体制及び生活支援の推進体制の充実



所管課：保健福祉支援部高齢者支援課

ふれあい相談員が、高齢者サービス等を利用していないひとり暮らし高齢者等を訪問し、的確な支援につなげることができるよう、高齢者の生活に寄り添った支援や見守りの体制を充実します。また、地域における支え合い活動を推進する生活支援コーディネーターが中心となり、地域資源の開発に取り組むとともに、関係機関との情報共有や連携を強化し、住民主体の地域活動を促進するなど、生活支援の推進体制の充実を図ります。

コラム

みんなで支える地域の安全
― 住む人も、働く人も、できることから ―

地域の安全を守るために、特別な活動を始める必要はありません。買い物や散歩、通勤・通学など、日常生活の中で少し周囲に目を配ることも、地域の見守りにつながります。港区では、区民や地域団体によるパトロールに加え、事業者が日常業務をしながら地域を見守る「ながら見守り連携事業」を実施しています。住む人、働く人、事業者など、それぞれができる範囲で地域に目を向けることで、安全・安心の輪が広がります。

こんなことも地域の見守りに
・散歩や買い物をしながら周囲に目を配る
・子どもや高齢者など、困っている人に気付いたら声を掛ける
・不審な状況を見かけたら、警察や区等へ知らせる

関連計画等

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

【基本方針３】安全・安心に過ごせる地域づくりを推進します

区民や来街者が安全・安心に過ごせる地域をつくるためには、防犯意識の向上や地域の連携に加え、犯罪や迷惑行為が起こりにくい環境を整備することが重要です。地域の課題は一様ではなく、住宅地、通学路、公園、商店街、繁華街など、場所の特性や利用する人、時間帯によって異なります。このため、防犯カメラや防犯灯等の設備整備、防犯設備への支援、青色防犯パトロール、環境浄化活動など、地域の実情に応じた対策を進め、犯罪の抑止と区民の安心感の向上を図ります。

また、安全・安心な地域づくりのためには、発生した犯罪への対応だけでなく、将来にわたり地域の安全を維持する視点も重要です。繁華街における客引きや悪質商法への対策を進めるとともに、青少年の健全育成や、地域の安全を持続的に確保するための再犯防止及び立ち直り支援等の取組を推進することで、犯罪や非行が生じにくい地域環境の形成を図ります。こうした取組を総合的に進めることで、誰もが安全・安心に暮らし、活動することができるまちづくりを推進します。

方針	番号	事業名	ひとづくり	ネットワークづくり	まちづくり
3-1	3-1-1	住宅・共同住宅の防犯対策助成	●		●
3-1	3-1-2	街頭防犯カメラ整備補助事業			●
3-1	3-1-3	防犯灯設置・維持管理の支援		●	●
3-1	3-1-4	迷惑行為対策防犯カメラ貸与事業		●	●
3-1	3-1-5	建物への防犯設備の整備促進（建築確認申請前の事前協議）			●
3-1	3-1-6	区有施設の防犯カメラの管理・運用			●
3-1	3-1-7	子どもの施設への防犯対策の実施			●
3-1	3-1-8	区有施設安全総点検			●
3-1	3-1-9	区有施設における不審者侵入対策			●
3-1	3-1-10	区立小学校の警備			●
3-1	3-1-11	学童クラブにおける安全管理・危機管理体制の強化		●	●
3-1	3-1-12	区立公園・児童遊園における安全対策			●
3-1	3-1-13	区有施設への警備員等の配置			●
3-1	3-1-14	街頭消火器の設置・消火器薬剤補充支援			●
3-2	3-2-1	青色防犯パトロール			●
3-2	3-2-2	地域団体のパトロール活動等への支援		●	●
3-2	3-2-3	客引き防止プロジェクト			●
3-2	3-2-4	ＭＩＮＡＴＯフラッグ制度		●	●
3-2	3-2-5	港区暴力団排除条例に基づく取組		●	●
3-2	3-2-6	落書き消去事業	●	●	●
3-2	3-2-7	道路上の違反広告物等路上放置物の撤去		●	●
3-2	3-2-8	民有地の不法投棄対策			●

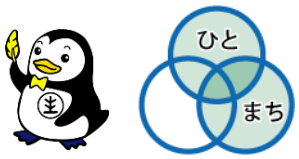
方針	番号	事業名	ひとづくり	ネットワークづくり	まちづくり
3-2	3-2-9	みなとタバコルールの推進	●	●	●
3-2	3-2-10	放置自転車対策			●
3-2	3-2-11	雑居ビルの防火安全対策の推進		●	●
3-2	3-2-12	日常の安全・安心を確保する環境づくりの取組			●
3-2	3-2-13	道路、公園等施設の巡回・点検			●
3-2	3-2-14	運河に架かる橋りょうのライトアップ			●
3-3	3-3-1	子どもの見守り・安全対策等の推進		●	●
3-3	3-3-2	児童の非行・養護に関する相談援助		●	
3-3	3-3-3	港区青少年対策地区委員会	●	●	
3-3	3-3-4	高校生世代等のひとりで過ごせる居場所づくり			●
3-3	3-3-5	学習支援事業（中学生・高校生）	●		
3-3	3-3-6	再犯防止の周知・相談・関係機関連携	●	●	
3-3	3-3-7	生活困窮者の自立・就労・生活支援	●	●	
3-3	3-3-8	住宅確保・入居支援		●	●
3-3	3-3-9	公的住宅の管理運営・入居支援			●
3-3	3-3-10	高齢者向け住宅の供給・居住支援			●
3-3	3-3-11	障害者相談支援体制の充実		●	
3-3	3-3-12	障害者各種手当の相談	●		
3-3	3-3-13	一般健康相談	●		
3-3	3-3-14	自立支援医療（精神通院医療）	●		
3-3	3-3-15	こころの健康相談（精神保健福祉相談）	●		
3-3	3-3-16	福祉総合窓口事業		●	
3-3	3-3-17	重層的支援体制整備事業の実施	●	●	
3-3	3-3-18	地域包括ケアの推進体制の充実		●	
3-3	3-3-19	高齢者相談センター（地域包括支援センター）による相談		●	

■ 方針１　防犯設備の支援等による個人と地域の防犯対策の促進

犯罪や火災等の被害を未然に防ぐためには、一人ひとりの防犯意識を高めることに加え、住宅や公共施設、通学路、公園など、日常生活の様々な場面において安全を確保する環境づくりが重要です。

住宅・共同住宅への防犯設備の導入支援、防犯カメラや防犯灯等の整備、区有施設や子どもが利用する施設の安全対策などを進めます。また、必要な支援を利用しやすい環境を整えることで、個人と地域双方の防犯・防火対策を促進し、犯罪や事故等が起こりにくいまちづくりを推進します。

３－１－１　住宅・共同住宅の防犯対策助成



所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

全国的な強盗事件の多発や、都内の令和７（2025）年の空き巣等における侵入口のうち表出入口が 56.1%を占める状況を踏まえ、警察署と連携し、個人宅及び共同住宅の防犯設備の整備を支援します。

（１）住まいの防犯対策助成事業

所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

区内に居住し住民登録をしている世帯を対象に、補助錠、防犯フィルム、防犯カメラ等の設置費用の一部を助成し、侵入されにくい住まいづくりを促進します。令和７年度からは過去の利用状況にかかわらず再申請を可能とし、区ホームページや防犯相談等を通じて利用を促進します。

（２）共同住宅防犯対策助成事業

所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

区内共同住宅の管理組合等又は所有者を対象に、共用部分への防犯カメラシステム、センサー付きライト等の新設費用の一部を助成します。専門家による防犯診断を実施して効果的な対策につなげ、助成による設置から７年経過後は更新費用について再申請を可能とします。

トピックス

住まいの防犯対策を見直してみましょう
―防犯設備セルフチェック―

空き巣や強盗などの被害を防ぐためには、玄関や窓など、住まいの防犯対策を日頃から確認しておくことが大切です。補助錠や防犯フィルム、録画機能付きインターホン、防犯カメラなど、住まいの状況に応じて複数の対策を組み合わせることで、防犯性を高めることができます。

自宅の防犯設備をチェックしてみましょう。

住まいの防犯対策チェックリスト

- ☐ 玄関ドアに補助錠などの防犯対策をしている
- ☐ 窓に補助錠や防犯フィルムなどを設置している
- ☐ 訪問者を確認できるインターホンを設置している
- ☐ 区職員を名乗る電話で口座情報等を伝えない
- ☐ 玄関や窓の周囲に、侵入の足場や死角になる場所がないか確認している
- ☐ 必要に応じてセンサーライトや防犯カメラを設置している

チェックがつかなかったところはありませんか？

「住まいの防犯対策助成事業」
港区では、住まいの防犯対策にかかる費用の一部を助成しています⇒

二次元コード

３－１－２　街頭防犯カメラ整備補助事業



所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

町会・自治会や商店会等の地域団体が、プライバシーへの配慮や、防犯活動の実施など区が定める基準を満たした上で、区民等の安全確保及び犯罪の未然防止などを目的として、公道上に設置する防犯カメラについて補助金を交付します。

令和８（2026）年度には、「安全で安心できる港区」の実現に向け、地域の防犯意識を更に向上し、地域団体による自主的な防犯対策を強化するため、整備補助事業を拡充しました。設置団体が街頭防犯カメラを安全に管理・運用できるよう、区も、保守点検状況や更新時期等を把握し、必要な支援を行っていきます。さらに、区内の街頭防犯カメラについては、地域団体が自主的な防犯対策として設置していることを、区ホームページ等を通じて周知し、地域団体の活動を支援します。街頭防犯カメラは、日々、機能等が向上しています。区内で設置・更新される街頭防犯カメラの機能等の情報収集に取り組み、地域団体からの設置・更新の相談の際に、区からもアドバイスします。また、防犯カメラに係る事業は、防犯カメラの購入助成など複数あることから、それぞれの事業の内容や対象等を分かりやすく整理して周知し、効果的な利用を推進します。

（１）防犯カメラ整備費

所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

町会、自治会、商店会等の地域団体が、公衆の安全や犯罪の未然防止などを目的として、道路などに設置する防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む）の整備（新設、増設、交換及び大規模な改修）に要する経費の一部を補助します。

地域団体は防犯カメラの設置に当たり、整備台数及び設置箇所について管轄の警察署に相談し、助言を受けることとします。

補　助　率：49／50（１台当たり 65 万円上限）

補助限度額：1,960 万円

（２）防犯カメラ運用経費

所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

防犯カメラ整備費の助成により、町会等が設置した防犯カメラの運用（電気料金、電柱使用料等）に要する経費を補助します。

１台当たり：20,000 円上限

（３）防犯カメラ維持管理経費

所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

「防犯カメラ整備費」の助成により、町会等が設置した防犯カメラについて適切に維持管理を行うため、保守点検や修繕に要する経費を補助します。特に、防犯カメラの落下等の事故を防止するために重要な、保守点検については、年１回以上、専門業者による点検を実施することとします。

保守点検費：１設置団体当たり 200 万円上限

修　繕　費：１台当たり 20 万円上限

３－１－３　防犯灯設置・維持管理の支援



所管課：各総合支所まちづくり課／協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

（１）私道の防犯灯設置等への工事費補助

所管課：各総合支所まちづくり課

町会・自治会等がまちの安全及び明るさを確保するため私道内に防犯灯を新設、建替又は撤去する場合に工事費を補助します。

（２）町会・自治会等が設置した防犯灯等の維持管理の補助

所管課：各総合支所協働推進課

町会・自治会等が設置した防犯灯の維持管理費の一部を港区町会等補助金交付要綱に基づき、補助金として交付します。

（３）防犯灯設置の周知

所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

町会・自治会等がまちの安全等を確保するために、私道への防犯灯を設置していることを知らない人もいることから、町会・自治会等による生活安全のための取組であることを、区ホームページや安全安心メール等で情報発信していきます。

３－１－４　迷惑行為対策防犯カメラ貸与事業





所管課：防災危機管理室生活安全担当

落書き、不法投棄、吸い殻のポイ捨て等の迷惑行為や、不審者ののぞき、建物修理業者を名乗る不審な訪問等に対応するため、区内の建物等の所有者・管理者又はその許諾を得た方に、電源工事が不要な電池式の防犯カメラ（トレイルカメラ）を無償で貸与し、設置・撤去費用を区が負担します。対象は区内在住者、中小企業者、マンション管理組合、町会・自治会等の地域団体とし、貸与期間は原則３か月、必要に応じて３か月を限度に延長します。電池代等の維持管理費は申請者負担とします。相談時には区職員が現場を確認し、迷惑行為の状況やプライバシーに配慮した設置方法と手続を案内します。撤去時には効果や改善点を確認し、事業の改善に反映します。撮影画像の警察への提出により問題が解決した事例等を生活安全協議会等で共有し、区内警察署と連携して様々なケースでの活用を周知します。

３－１－５　建物への防犯設備の整備促進（建築確認申請前の事前協議）



所管課：防災危機管理室生活安全担当

「安全で安心できる港区にする条例」第７条「建築主の責務」に基づき、建物の防犯設備の整備を促進するため、共同住宅（一棟の戸数が７戸以上のもの）・ホテル（旅館業法第２条第１項に規定する旅館業に係る建物）・雑居ビル（３以上の階数を有し、かつ延べ面積が 100 ㎡を超える建築物で、２以上の店舗が入居する建築物）を建築（大規模修繕を含む）しようとする建築主に対し、建築確認申請前に建物所管地域の警察署へ協議を行うよう求めます。

３－１－６　区有施設の防犯カメラの管理・運用



所管課：防災危機管理室生活安全担当
各施設管理所管課

混雑状況の把握と犯罪の未然防止を図るため、「港区有施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する基準」に基づき、保育園、子ども中高生プラザ、いきいきプラザ、障害保健福祉センター等の区有施設に防犯カメラを設置します。子ども、高齢者、障害者をはじめとする利用者の安全・安心を確保するとともに、プライバシーに配慮して適切に管理・運用します。

３－１－７　子どもの施設への防犯対策の実施



所管課：各総合支所管理課
教育委員会事務局学校教育部学校施設担当
子ども家庭支援部子ども若者支援課／保育課

子どもが過ごす施設において、施設のオートロック化や、非常通報装置「学校 110 番」の運用、校内非常通報システムの設置など、犯罪の未然防止や不審者の侵入防止の体制を整えます。

３－１－８　区有施設安全総点検



所管課：防災危機管理室防災危機対応力強化担当

平成 18（2006）年６月のシティハイツ竹芝におけるエレベーター事故の教訓を踏まえ、毎年度、定められた点検項目に沿って、全区有施設を対象に安全点検を行います。

点検項目には、路面や校庭・園庭、砂場などに危険物が放置されていないか、樹木に倒木の危険・枯れ枝はないか、遊具の取付金具がゆるんでいないか、バルコニーの手すりの高さは十分か（1.1 メートル以上）をはじめ、消火設備の前に物が置かれていないか、コンセントにたこ足配線、ほこりかぶり、指入れ等の危険性はないかなど、施設の安全確保に関する約 260 項目を設けており、施設の用途や設備の状況に応じて必要な点検を実施しています。保育園や小・中学校等の子どもが利用する施設では、教職員や施設管理担当職員が日常の施設の使用状況等を踏まえ、目視、触診等により施設の点検を行います。これにより、各施設の不具合状況を把握するとともに、施設管理担当職員の安全確保に関する意識の向上を図ります。

３－１－９　区有施設における不審者侵入対策



所管課：防災危機管理室防災危機対応力強化担当
各施設管理所管課

幼稚園、保育園、小・中学校、学童クラブ、児童館、いきいきプラザ、高齢者相談センター、障害保健福祉センター等の区有施設に、不審者侵入対策として刺股、防護盾等の防犯機器を配備します。各施設は、立地や利用状況等の実情に応じ、防犯機器を活用した不審者侵入対策訓練を年１回程度、可能な限り警察署と連携して実施します。小・中学校では、児童・生徒が参加する不審者侵入を想定した避難訓練を教育課程に位置付け、年１回以上実施します。

３－１－10　区立小学校の警備



所管課：教育委員会事務局学校教育部学務課

不審者の侵入や犯罪行為の未然防止を図るため、小学校全校に警備員を配置するとともに、近接する区立幼稚園、中学校の巡回も実施します。全区立小学校 19 校に各１名以上配置し、児童登下校時の立哨、校内巡回を行います。また、近接する区立幼稚園 12 園では、幼稚園の登園・降園の時間帯に合わせて巡回警備し、近接する区立中学校４校では適宜巡回警備を行います。

３－１－11　学童クラブにおける安全管理・危機管理体制の強化



所管課：子ども家庭支援部子ども若者支援課

事件・事故から子どもを守り、保護者の安心につながるよう、学童クラブを利用する児童の保護者へ、児童の学童クラブの入退室時刻や安全に関わる情報をメール又はアプリで配信する「学童クラブ児童見守りシステム」を運用します。

３－１－12　区立公園・児童遊園における安全対策



所管課：各総合支所まちづくり課
街づくり支援部土木課

（１）安全・安心に配慮した修繕

所管課：各総合支所まちづくり課

区職員、指定管理者による巡回点検などで公園・児童遊園等に設置されている照明等に不具合が発見された場合は、防犯・防火面に配慮し早急に修繕を実施します。また、公園等の植栽の維持管理や樹木の剪定に当たっては、周辺からの見通しの確保や枯れ葉の除去など、防犯・防火面に配慮します。

（２）防犯カメラの設置

所管課：各総合支所まちづくり課
街づくり支援部土木課

公園・児童遊園等における犯罪を防止し、子ども、女性等犯罪被害に遭いやすい利用者の安全確保を強化するため、「港区立公園等における防犯カメラの設置及び運用に関する要領（平成29（2017）年３月）」に基づき防犯カメラを設置します。

（３）遊具等の点検

所管課：各総合支所まちづくり課

公園・児童遊園等内に設置されている遊具等を安全に利用できるように、指定管理者や区職員による日常の点検及び定期的な巡回点検を実施します。また、専門業者による点検も年１回実施します。

３－１－13　区有施設への警備員等の配置



所管課：各施設管理所管課

本庁舎・各総合支所等、区民が身近に利用する区有施設において、不審者侵入・迷惑行為・盗難等の犯罪行為の未然防止及び発生時の迅速な対応を図るため、各施設の実情に応じた警備員や巡回専門スタッフの配置を行い、施設内及び施設周辺の巡回等を実施します。

３－１－14　街頭消火器の設置・消火器薬剤補充支援



所管課：防災危機管理室防災課

（１）街頭消火器の設置

所管課：防災危機管理室防災課

平常時の火災や地震等に関連した災害時の火災の初期消火に役立てるため、区内の道路上等に消火器を設置し、管理しています。現在、港区内には約 1,400 本の街頭消火器が設置されており、外国人にも分かるよう、格納箱には日・英の２か国語で消火器と標記しているほか、震災時、火災の延焼から避難する広域避難場所を記した地図を貼付しています。

（２）消火器薬剤補充支援

所管課：防災危機管理室防災課

初期消火活動の促進を図るため、区内で発生した火災の消火に協力するために使用した消火器の薬剤を区が補充します。

関連計画等

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

■ 方針２　青色防犯パトロールや客引き対策、環境浄化等による安心感向上

犯罪や迷惑行為を未然に防ぎ､地域での安心感を高めるためには､地域の状況を把握し､課題に応じた継続的な対策を進めることが重要です。

青色防犯パトロールや地域団体によるパトロール、客引き対策等を関係機関や地域と連携して実施するとともに、落書きや不法投棄、放置自転車等への対策、道路・公園等の巡回・点検など、地域環境の改善に取り組みます。地域の実情に応じた取組を重ねることで、犯罪や迷惑行為が起こりにくく、誰もが安心を実感できるまちづくりを推進します。

３－２－１　青色防犯パトロール





所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

犯罪の機会を未然に防止するため、青色防犯パトロール車両（青パト）により区内全域を 24 時間体制で巡回します。犯罪機会論に基づき､「誰でも入りやすく、見えにくい場所」や落書きの多い場所等のホットスポットを重点的に巡回し、事件・事故の発生時には巡回ルートを柔軟に変更します。特殊詐欺、客引き、火災予防等の注意喚起を行うほか、不法投棄物を確認した場合は区や関係機関へ報告し、関係機関と連携して効果的なパトロールを実施します。

（１）子どもの施設等巡回パトロール

所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

公園・児童遊園、保育園等の子どもが利用する施設を中心に区内全域を巡回し、犯罪が起きにくい環境づくりを推進します。

（２）通学路パトロール

所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

平日及び学校の土曜授業日の登下校時に、通学路周辺を青パト及び徒歩の隊員が巡回します。

（３）夜間パトロール

所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

午後９時から翌朝午前７時まで、犯罪発生件数の多い繁華街や区民から巡回要望の多い場所を重点的に巡回し、夜間の犯罪防止と体感治安の改善を図ります。特殊詐欺の予兆電話が確認された地域では注意喚起を行い、無人 ATM 利用者への声かけ等により被害防止につなげます。

３－２－２　地域団体のパトロール活動等への支援



所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

（１）自主防犯団体などが行う防犯・防火活動への助成

所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

区民や事業者等を構成員とする自主防犯団体（※）がパトロール等の防犯・防火活動を実施する場合の必要な経費に対し、その一部を港区安全安心まちづくり補助金交付要綱に基づき、補助金として交付します。

※自主防犯団体：町会・自治会は、下記（２）「町会・自治会が行う生活安全活動への補助」で補助金を交付するため、当助成制度の対象外です。

（２）町会・自治会が行う生活安全活動への補助

所管課：各総合支所協働推進課

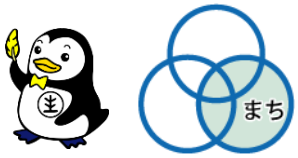
町会・自治会が行う生活安全の確保及び犯罪や火災の防止を目的としたパトロール活動やキャンペーン実施、講習会開催、資器材・物品等の購入、意識啓発等に要する経費について、港区町会等補助金交付要綱に基づき、その一部を団体活動費補助金として交付します。

（３）地域団体の防犯・防火活動についての情報発信

所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

地域団体が行うキャンペーンの実施等の防犯・防火活動について、区ホームページや X（旧 Twitter）等を活用して積極的に情報発信し、地域団体の活動を広く紹介するとともに、区民の参加を促進していきます。

３－２－３　客引き防止プロジェクト



所管課：防災危機管理室生活安全担当

近年、区内の繁華街において一部の飲食店等による営業競争が激化し、店との雇用関係を持たずに「客引き行為」の成功報酬を歩合制で得る者が出現するなど、路上や広場で客引き行為等を行う者や、酔客を強引に店舗へ案内するなどの悪質な行為もあり、区民や来街者に不安感を与える要因となっています。区では、平成 29（2017）年４月に、区民や来街者の安全・安心を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、公共の場所において客引き行為等を明確に規制する「港区客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、違反者への指導を行う「港区生活安全パトロール隊」の配置や飲食店事業者からの誓約書の提出など、条例に基づく取組を推進しています。生活安全パトロール隊は、新橋地区、六本木地区、赤坂地区などの繁華街において、悪質な客引き行為を行うものに対しての指導や、吸い殻のポイ捨てや路上喫煙等を防止するための啓発、来街者への広報活動などを行っています。警察署等関係機関と連携して「客引きしづらい環境づくり」を推進するとともに、条例の違反者に対する過料・公表の更なる適用、違反行為に関係する営業所の名称等の公表など、実態に即した効果的な対策により、繁華街における安全・安心の確保に向けた取組をさらに強化します。また、生活安全協議会等を通じて、生活安全パトロール隊の指導状況等について積極的に情報発信するとともに、安全安心メールや X（旧 Twitter）等を活用して、安全に区の繁華街で楽しんでもらうためにも、区の条例違反である客引きを利用しないよう啓発を行っていきます。

３－２－４　ＭＩＮＡＴＯフラッグ制度

所管課：防災危機管理室生活安全担当

ＭＩＮＡＴＯフラッグ制度は、区の安全・安心に関する取組に賛同・協力する夜間営業事業者と連携し、夜の観光振興と区民や来街者が安全で安心して楽しめる環境の確保を両立させることをめざす事業です。フラッグを掲げることで、安全・安心のための取組に協力する店舗であることが一目で分かり、フラッグを掲げる店舗を増やすことで、体感治安の向上を図り、まちのイメージアップにつなげます。

対象事業者　：午後８時から翌日午前０時まで（又はその一部）の時間に営業する事業者

区の役割　　：申し込みのあった夜間営業事業者へ、ＭＩＮＡＴＯフラッグ（青い小旗）を交付します。区の観光イベントや、民間企業と連携した様々な広報媒体において、フラッグを掲げている店舗は、区の安全・安心に関する取組に協力する事業者であることを周知していきます。

事業者の役割：ＭＩＮＡＴＯフラッグを店舗の入り口等に掲げ、区の取組に協力する事業者であることをＰＲします。

〇客引きを利用した営業はしない

〇暴力団と交際せず、利用もしない

〇看板等を設置する際は、通行の妨害とならないように配慮する

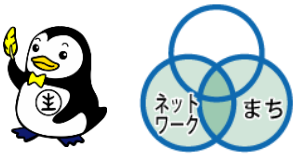
〇ごみ出しのルールを守る

〇各種法令を遵守するとともに近隣の迷惑となる行為はしない

〇パトロール等、地域の安全・安心に関する取組に参加・協力する

〇夜のまちの健全なにぎわいに向けた区や地域の取組に協力する

３－２－５　港区暴力団排除条例に基づく取組



所管課：防災危機管理室生活安全担当

暴力団は、住民生活や事業活動の場にも深く介入して様々な資金獲得活動を行っており、その手口は多様化、巧妙化しています。特に、東京は経済・産業の中心地であることから、都内に集中する様々な利権を狙って暴力団が進出してきています。このような状況を踏まえ、区では、平成 26（2014）年４月に港区暴力団排除条例を制定し、暴力団排除に関する区、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、社会全体で暴力団排除活動を推進しています。

（１）飲食店事業者からの暴力団排除誓約書の提出

所管課：防災危機管理室生活安全担当

港区暴力団排除条例第 10 条「誓約書の提出」に基づき、区は新たに飲食店営業許可を受けた事業者から「暴力団の威力を利用しないこと」や「暴力団等に利益を供与しないこと」を遵守することなどを記載した誓約書の提出を受けます。提出した事業者には、誓約の証としてステッカーを交付します。

（２）「不当要求防止責任者講習会」の開催

所管課：防災危機管理室生活安全担当

港区暴力団排除条例第 11 条「区の行政対象暴力に対する措置」に基づき、区職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、課長級職員及び係長級職員を対象に、「不当要求防止責任者講習会」を実施します。

（３）「港区暴力団排除審議会」の運営

所管課：防災危機管理室生活安全担当

港区暴力団排除条例第 16 条「港区暴力団排除審議会」に基づき、区が実施する暴力団排除活動を推進するための措置（事務事業及び公の施設からの暴力団排除）を適切に実施するため、区長の付属機関として設置された「港区暴力団排除審議会」を運営します。

（４）区民等や事業者が取り組む暴力団排除活動への支援

所管課：防災危機管理室生活安全担当

港区暴力団排除条例第 18 条「区民等及び事業者に対する支援」に基づき、区民等や事業者が取り組む暴力団排除活動を支援するため、暴力団対策に精通した弁護士をアドバイザーとして派遣するとともに、活動に必要な物品（のぼり旗、横断幕等）を貸与します。

（５）暴力団排除に関する啓発活動の実施

所管課：防災危機管理室生活安全担当

区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより、暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、町会等の地域団体や警察署等と連携し、啓発活動を実施します。

３－２－６　落書き消去事業



所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

落書きは、地域の美観を損ねるだけでなく、区民に不安感を与え、犯罪を誘発するおそれがあります。区は、快適で良好な生活環境を保持し、体感治安を高めるため、区民への落書き消去剤等の貸与や専門事業者の活用による落書き消去を支援します。また、区民や事業者等が協働して行う地域の落書き消去活動を支援することにより、犯罪防止の効果を高めます。さらに、注意喚起のポスターを多言語で作成するなど、落書き防止のための啓発活動にも取り組みます。大きな落書きの消去など、消去の周知が防犯上効果があると認められる場合については、区ホームページや X（旧 Twitter）等を活用して、写真を使用して分かりやすく情報発信を行います。

３－２－７　道路上の違反広告物等路上放置物の撤去



所管課：各総合支所まちづくり課
街づくり支援部土木管理課

限られた歩行空間における商業広告の看板等は、歩行者の通行の妨げになるだけでなく、火災や災害時の救助活動等にも支障をきたすおそれがあります。交通安全、防災、防火、防犯などの観点から、道路の適正な利用を促進するため、道路本来の通行機能を阻害している置き看板やのぼり旗などの路上放置物に対し、各関係機関と連携・協力し、是正指導・除却等を実施します。

３－２－８　民有地の不法投棄対策



所管課：環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所

民有地の不法投棄は、管理者の責任で処分等を行いますが、処分費用が管理者に転嫁されてしまうことなどから、不法投棄ごみが集積する実状があります。区は、犯罪や火災に強い、清潔できれいなまちの実現に向けて、区内全域で発生している民有地への不法投棄対策として、土地所有者等からの申請に基づき、回収、処分、再発防止支援を実施します。

３－２－９　みなとタバコルールの推進



所管課：各総合支所協働推進課
環境リサイクル支援部環境課

たばこの吸い殻のポイ捨てが多い場所は、地域の美観を損ねるだけでなく、犯罪や火災を誘発するおそれがあります。区では、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちをめざし、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で、港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルールとして「みなとタバコルール」を定めています。区内における屋外の公共の場所で、吸い殻のポイ捨てや路上喫煙等を防止するため、指定喫煙場所の整備や指導員による指導・啓発を行うなど、区民や来街者に対し、「みなとタバコルール」の一層の浸透を図ります。

（１）周知・啓発

所管課：各総合支所協働推進課
環境リサイクル支援部環境課

ポスターや路面シールの掲出、キャンペーンの実施、港区喫煙場所マップの配布など、対象者や場所に応じた効果的な手法をとることで、区を初めて訪れた人も含めて「みなとタバコルール」の周知徹底を図るための啓発を行います。

（２）巡回指導

所管課：環境リサイクル支援部環境課

区内全域を指導員が巡回し、ルールを守らない喫煙者一人ひとりへのきめ細かな対応、丁寧な周知など、ねばり強い取組を行うことで「みなとタバコルール」の遵守・徹底をめざします。

（３）喫煙場所の整備

所管課：環境リサイクル支援部環境課

たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちを実現するため、屋内外に密閉型喫煙場所の整備を推進します。

３－２－10　放置自転車対策



所管課：各総合支所まちづくり課
街づくり支援部地域交通課

（１）放置自転車対策の推進

所管課：各総合支所まちづくり課
街づくり支援部地域交通課

地域の実情に応じて放置自転車の整理・警告・通告・撤去を行い、区民の安全で快適な歩行空間の確保及び安全なまちづくりを推進するため、歩行者等の通行の妨げとなる放置自転車対策をより一層充実させていきます。放置自転車の多い駅周辺などを中心に、自転車等駐車場を設置することで、放置禁止区域を適宜設定していき、即時撤去の実施及び違法駐輪に対する監視や指導を行っていきます。

（２）自転車等駐車場の整備

所管課：各総合支所まちづくり課
街づくり支援部地域交通課

駅周辺の放置自転車等の削減により、安全で快適な歩行空間の確保と自転車等利用者の利便性向上を図るため、「港区自転車交通環境整備計画」に基づき、駅周辺の自転車等駐車場を整備します。これまで、駅周辺に近接した自転車等駐車場の整備用地の確保や整備手法の検討により、機械式駐輪場による整備など限られたスペースを有効活用して整備を図ってきました。本格的な自転車等駐車場用地の確保が当面困難な地域においては、周辺再開発に合わせた民間自転車等駐車場の整備の指導・誘導や、既存の民間自転車等駐車場の活用など、官民連携による放置自転車対策を進めるとともに、駅近隣の民有地、広い歩道等に設置する暫定自転車等駐車場の整備を引き続き行っていきます。

３－２－11　雑居ビルの防火安全対策の推進



所管課：街づくり支援部建築課

新橋・六本木・赤坂などの繁華街に存在する雑居ビルは、建築基準法上不適切な箇所や維持管理上好ましくない部分を解消するなど、火災時における安全性の確保が求められています。繁華街の飲食店や風俗営業店の頻繁な入れ替わり及びそれに伴う改修工事に際し、関係行政機関と連携し情報提供を受けることで、用途や形態が変わる雑居ビルの調査・指導を早期に行い、火災時においても安全に避難できる建築物にします。

３－２－12　日常の安全・安心を確保する環境づくりの取組



所管課：街づくり支援部都市計画課

「港区まちづくりマスタープラン」（平成 29（2017）年３月改定）に基づき、子どもや高齢者、障害者、外国人などを含め、誰もが安全・安心に暮らせるよう道路や公園、オープンスペースなどの防犯性に配慮した施設の整備を推進するとともに、国内外からの旅行者の増加などを踏まえて、安全で清潔感のある再訪したくなるまちづくりをめざします。また、大規模な開発等が実施される際には、安全・安心な生活環境を創出するよう事業者を指導・誘導します。

３－２－13　道路、公園等施設の巡回・点検



所管課：各総合支所まちづくり課

道路や公園等に設置されている施設を安全で安心して利用できるように区職員や指定管理者による巡回や点検を実施します。道路では、区職員により、公園等では区職員や指定管理者による日常点検と定期的な巡回点検（月１回）を実施して施設の安全を確保します。また、街路灯は区職員により夜間巡回（２か月に１回）を実施して街路灯の保守作業を実施します。エレベーターやエスカレーターについては、定期的な点検と、長期修繕計画に基づく修繕、部品の交換により設備を健全に維持します。

３－２－14　運河に架かる橋りょうのライトアップ



所管課：芝浦港南地区総合支所まちづくり課

芝浦港南地区の貴重な地域資源である水辺空間の魅力をさらに向上させるとともに、東京タワーやレインボーブリッジと調和させた良好な景観形成と、地域コミュニティや観光・産業の活性化を図るため、橋りょう、モニュメント等のライトアップを実施します。ライトアップにより、暗かった橋の下、運河沿緑地、航路等の周辺夜間景観を明るくすることで、運河沿緑地等の水辺空間の利活用を促進させ、地域のより安全・安心なまちづくりにつなげます。

関連計画等

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

■ 方針３　まちの見守り活動や青少年の健全育成、再犯防止対策等の推進

犯罪や非行を防ぎ、誰もが地域で安心して生活していくためには、地域での見守りや青少年の健全育成に加え、困りごとや生きづらさを抱える人を早期に把握し、必要な支援につなげていくことが重要です。

通学路の見守り、青少年への相談・居場所づくり・学習支援等を進めるとともに、犯罪をした者等を含め、生活困窮、住居、福祉、保健医療等の課題を抱える人が必要な支援を利用できるよう、関係機関が連携した相談・支援体制を充実します。地域での見守りと切れ目のない支援を通じて、犯罪や再犯を防ぎ、誰もが孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを推進します。

３－３－１　子どもの見守り・安全対策等の推進



所管課：教育委員会事務局学校教育部学務課／教育指導担当
教育委員会事務局教育推進部教育長室
各総合支所管理課／協働推進課／まちづくり課
子ども家庭支援部保育課
子ども家庭支援部子ども家庭支援センター
街づくり支援部地域交通課
防災危機管理室生活安全担当

子どもたちの安全・安心を守る上で、通学路の安全を確保する取組はきわめて重要です。区では、区内警察署やＰＴＡ等とも連携して、登下校や屋外での活動中の子どもの見守りや通学路点検など、通学路の安全に関する様々な取組を行っていきます。

（１）登下校時の見守り活動の実施

所管課：教育委員会事務局学校教育部学務課

子どもが、安心して、安全に登下校できるよう、シルバー人材センターの誘導員及び学校警備員が児童の登下校時の見守りを行っています。この取組は、すべての区立小学校において、児童が登下校する全ての日（夏季水泳指導期間を含む）に行っています。本活動は交通安全とともに、誘導員と児童との挨拶等のコミュニケーションを通じた見守り活動にもつながっています。

（２）児童・生徒への防犯ブザーの貸与

所管課：教育委員会事務局学校教育部学務課

通学路等における安全確保のために、新入学児童及び希望する児童・生徒に携帯防犯ブザーを配布します。平成 15（2003）年度から区立小・中学校の全児童・生徒に防犯ブザーを配布し、以降、毎年度始に新入学児童に対し配布しています。私立小・中学校の児童・生徒については、希望者に対し、学務課又は各学童クラブ・児童館・各子ども中高生プラザを通じて配布しています。

（３）児童一人ひとりの通学路安全安心マップの作成

所管課：教育委員会事務局学校教育部教育指導担当

親子で通学路の点検・見直しを行い、児童一人ひとりの通学路安全安心マップを作成します。作成に当たっては、小学校を通して各家庭に対し協力を依頼します。

（４）子ども見守り活動への支援

所管課：防災危機管理室生活安全担当

子どもの安全確保及び地域の防犯力の向上の観点から、ＰＴＡ等が児童・生徒の登下校する時間帯に合わせて、通学路での声かけや安全確保の活動を実施する際に必要な物品（ベスト、腕章及び自転車用プレート）を貸与します。

（５）通学路の安全対策の実施

所管課：教育委員会事務局学校教育部学務課

各小学校では、通学路における様々な危険から子どもたちを守るために、ＰＴＡ、警察署、各総合支所、道路管理者、地域の町会・自治会、学童クラブとの連携・協力のもと、春と秋に通学路点検を実施しています。点検の結果、改善を要する箇所について各関係機関と協議するとともに、学校は児童へ危険箇所の周知徹底を行うなど、児童の安全を確保します。

（６）保育施設等における安全確保の推進

所管課：各総合支所管理課／まちづくり課
子ども家庭支援部保育課
街づくり支援部地域交通課
教育委員会事務局教育推進部教育長室
教育委員会事務局学校教育部学務課

区は、令和元（2019）年９月に保育施設等の散歩経路について、警察や道路管理者、保育施設等による合同点検を行い、ガードパイプを設置するなど安全確保に取り組んでいます。保育施設等における園外活動時の安全確保を推進するため、警察署などの関係機関と連携しキッズ・ゾーン等の安全対策に取り組むとともに、園外活動時における安全体制の強化を支援します。また、幹線道路などから外れた場所に位置する保育施設等の入口まで、自転車が安全に通行可能な路線として自転車ナビマークや案内サインなどを設置する「子育て送迎ルート」を整備することにより、通行するすべての人や車両に「子育て施設につながる道路」であることを周知します。

（７）子どもへの性暴力防止

所管課：子ども家庭支援部子ども家庭支援センター

令和８年 12 月の「こども性暴力防止法」施行に伴い、区立学校や保育所等の対象施設において、子どもと接する業務に従事する職員等の特定性犯罪歴の確認を適切に実施します。併せて、性暴力を未然に防ぐための職員研修や安全確保措置、相談・通報体制、事案発生時の対応手順、個人情報の適正な管理体制を整備し、関係部署が連携して子どもの安全を確保する取組を進めます。

（８）青色防犯パトロール車両（青パト）によるホットスポットパトロール

所管課：各総合支所協働推進課
防災危機管理室生活安全担当

犯罪の機会を未然に防止する目的で、青色防犯パトロール車両（青パト）により区内全域を 24 時間体制でパトロールします。子どもや女性への声かけ事案などが発生した場合、巡回ルートを柔軟に変更してパトロールを強化し、子どもや女性の安全を確保します。

① 子どもの施設等巡回パトロール

犯罪が起きにくい環境づくりを推進するため、青パトが公園・児童遊園、保育園等の子どもが利用する施設を中心に区内全域をパトロールします。

② 通学路パトロール（六本木地区）

「安全・安心まちづくり推進地区（六本木地区）」の取組の一環として、指定地域内及び隣接地域の学校を対象に、青パト及び徒歩（青パト隊員）により、登下校時のパトロールを実施します。

（９）ＧＰＳ機能付き見守り端末の貸与及び補助

所管課：教育委員会事務局学校教育部学務課

港区立小学校に在籍する児童を対象に、ＧＰＳ機能付き見守り端末の貸与を実施しています。保護者はスマートフォン等のアプリケーションを通じて児童の居場所をリアルタイムで確認できるほか、登録地点への発着通知機能や緊急時の連絡機能を利用することができます。また、私立小学校、国公立小学校、特別支援学校小学部及びインターナショナルスクールに在籍している児童（小学校１年生～６年生）の保護者が、ＧＰＳ機能付き見守り端末を購入した場合に、その費用の一部（最大８,000 円）を補助することにより、児童の登下校時の安全確保を図ります。

３－３－２　児童の非行・養護に関する相談援助

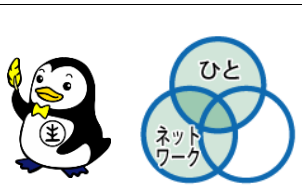




所管課：児童相談所児童相談課

児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等の専門職が、児童虐待等の養護相談、非行相談、障害相談など、子どもと家庭の問題に対応します。ぐ犯行為や 14 歳未満の触法行為等を行った児童への相談援助を含め、迅速な安全確認、調査及び相談を行い、必要に応じて一時保護、里親委託、施設入所等につなげます。子ども家庭支援センターや地域の関係機関と連携し、状況に応じた切れ目のないきめ細かな援助を行います。

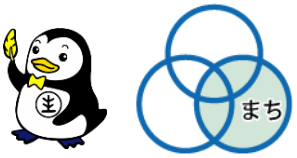
３－３－３　港区青少年対策地区委員会



所管課：子ども家庭支援部子ども若者支援課

青少年健全育成のため、みなとキャンプ村、運動会、スポーツ大会、音楽・映画観賞会、バスハイク、スキー・スケート教室、防災訓練、餅つきなど各地区で特色のある活動を実施し、地域の活動等を通じて家庭を支え、人々が互いに知り合い関わりを深めることのできる機会を作り、青少年をめぐる社会環境の浄化、整備の推進を図ります。

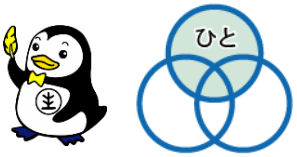
３－３－４　高校生世代等のひとりで過ごせる居場所づくり



所管課：子ども家庭支援部子ども若者支援課

行動範囲が広がり社会への自立に向けて多感な高校生世代等のうち、家庭や学校などに居場所がなく、屋外に留まることで犯罪や非行に巻き込まれないよう、自然体で安心して過ごすことができ、必要に応じて大人に相談できる居場所を設置します。

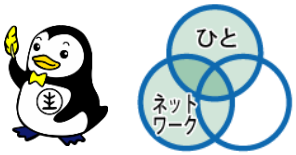
３－３－５　学習支援事業（中学生・高校生）



所管課：保健福祉支援部生活福祉調整課

生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生・高校生を対象に、ボランティア講師による無料学習支援を継続して実施します。基礎学力と学習意欲を高め、高校の中退防止を図るとともに、将来の自立に向けた意欲を育みます。

３－３－６　再犯防止の周知・相談・関係機関連携



所管課：防災危機管理室生活安全担当

（１）再犯をさせない取組・事業者等との連携

所管課：防災危機管理室生活安全担当

港区において再犯者の割合が高い薬物犯罪を防止するため、繁華街や駅などで啓発を行います。また、社会問題となっている闇バイトをきっかけとする犯罪に安易に加担することがないよう、事業者等と連携して周知啓発を行います。特に区内学校において、初犯者と再犯者の割合や大麻の危険性などを周知し、若い世代の犯罪被害防止・加担防止に取り組みます。

（２）再犯防止の推進に関わる相談窓口

所管課：防災危機管理室生活安全担当

犯罪をした者等や、その立ち直りを支援する人などから相談を受け、相談内容に応じた区の窓口や支援機関へつなぐなど、再犯防止推進の取組における最初の相談窓口を担います。

（３）再犯防止の推進に関する広報活動

所管課：防災危機管理室生活安全担当

警察や関係機関と連携し、リーフレットなどを配布することで、再犯防止推進計画、各種再犯防止の取組及び民間協力者の活動について広く周知します。

トピックス

犯罪や非行からの立ち直りを、地域で支える

犯罪や非行からの立ち直りには、本人の努力だけでなく、住まい、仕事、福祉、医療など、生活を支える様々な支援が必要です。港区では、保護司をはじめ、更生保護に関わる人や団体、関係機関、区の各分野が連携し、必要な支援につなぐことで、再犯防止と地域の安全・安心につなげています。

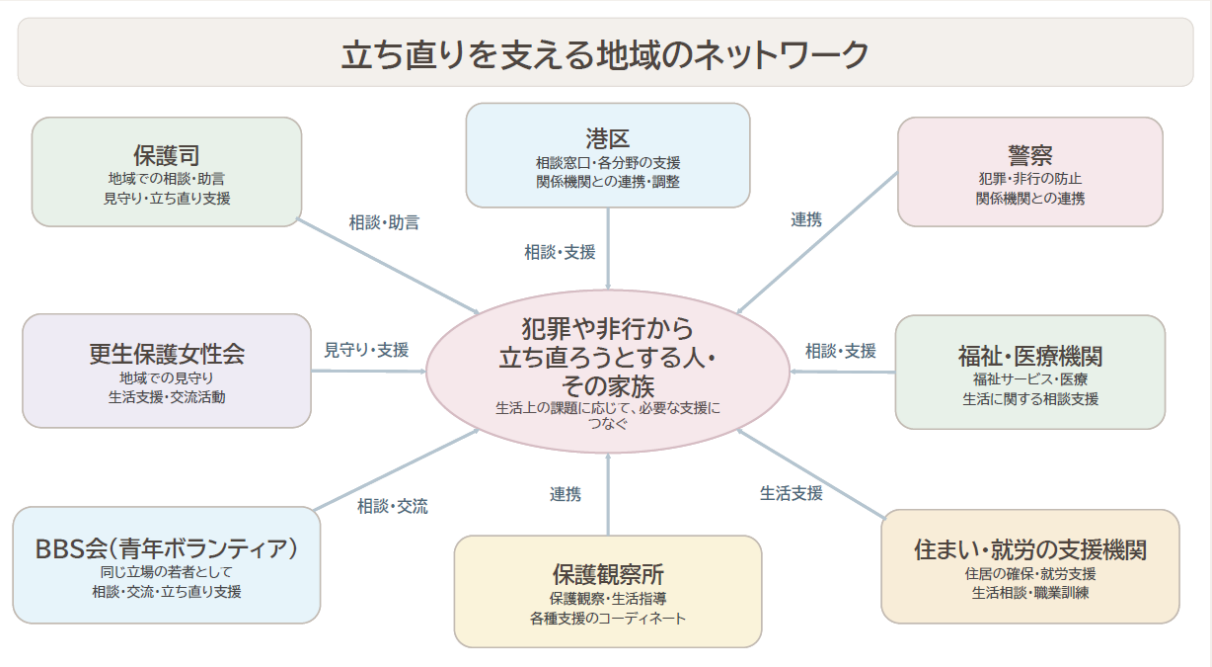
相談・支援の流れ

相談者・支援する人

区の生活安全推進担当・各相談窓口
相談受付・困りごとの把握

相談内容に応じた関係機関への案内・連携
生活・就労／住まい／福祉・医療／教育等

必要な支援につなぐ・関係機関との連携



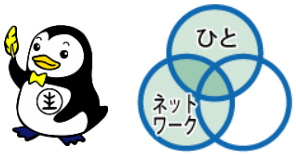
再犯・非行防止、立ち直り支援の相談窓口

再犯・非行防止、立ち直り支援の相談窓口一覧
犯罪や非行からの立ち直りや社会復帰には、住まい、仕事、生活費、こころ・健康、学びなど、さまざまな支援が必要になる場合があります。困りごとに応じて、次の相談窓口をご利用ください。

相談したいこと	主な相談窓口
今夜寝て過ごす場所がない／手持ちのお金がほとんどない	**各地区総合支所 区民課 生活福祉係** **芝：**03-3578-3171　**麻布：**03-5114-8823 **赤坂：**03-5413-7277　**高輪：**03-5421-7087 **芝浦港南：**03-6400-0023
住居を探したい	**住宅課 住宅管理係（区営住宅）：**03-3578-2266 **住宅課 住宅政策担当（民間賃貸住宅入居支援）:**03-3578-2289
当面の生活費はあるが、生活が苦しく今後が不安	**港区生活・就労支援センター：**03-5114-8826
仕事について相談したい	**港区生活・就労支援センター「みなとジョブスポット」：** 03-5114-8826
高齢者の悩みについて相談したい	**各地区高齢者相談センター** **芝：03-5232-0840**　**麻布：03-3453-8032** **赤坂：03-5410-3415**　**高輪：03-3449-9669** **芝浦港南：03-3450-5905**
発達障害・知的障害・身体障害などについて相談したい	**各地区総合支所 福祉総合窓口（区民課保健福祉係）** **芝：03-3578-3161**　**麻布：03-5114-8822** **赤坂：03-5413-7296**　**高輪：03-5421-4085** **芝浦港南：03-6400-0622**
精神疾患や依存症について相談したい	**港区みなと保健所：03-6400-0050** **各地区総合支所福祉総合窓口** **芝：03-3578-3161**　**麻布：03-5114-8822** **赤坂：03-5413-7276**　**高輪：03-5421-7085** **芝浦港南：03-6400-0022**
学び直しについて相談したい	**東京都教育相談センター（教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン）：**0120-53-8288
子ども・若者の悩み、児童生徒の悩みについて相談したい	**港区子ども家庭支援センター（港区子ども家庭相談ダイヤル）：**03-5962-7215

どこに相談したらよいか分からないとき 再犯防止や犯罪からの立ち直りに関する相談を受け、内容に応じて区の窓口や支援機関へつなぎます。
港区 防災課 生活安全推進担当：03-3578-2272

３－３－７　生活困窮者の自立・就労・生活支援



所管課：保健福祉支援部生活福祉調整課

（１）自立相談支援

所管課：保健福祉支援部生活福祉調整課

港区生活・就労支援センターにおいて、失業等による経済的な問題だけでなく、支援が必要と思われるものの関係機関からの支援が得られていない場合など、相談支援員が本人に寄り添いながら課題を整理し、解決に向けた支援を行うことで、日常生活の安定と社会復帰を推進します。

（２）就労支援・就労準備支援

所管課：保健福祉支援部生活福祉調整課

就労支援員が希望する職種等を聞き取り、就労先を一緒に探します。また、センターに併設するハローワーク品川の出先機関「みなとジョブスポット」と連携し、職業相談や職業紹介を行い、新規就労につなげます。初めて又は久しぶりの就労に不安がある方や、他人とのコミュニケーションが苦手な方には、一般就労に先立ち、生活習慣の改善や社会参加能力の向上を支援し、就労への自信と選択肢を広げます。

（３）家計改善支援

所管課：保健福祉支援部生活福祉調整課

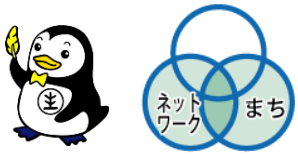
家計の収支バランスが取れず生活に困っている方に対し、相談支援員が家計管理に関する助言や情報提供を行います。債務や滞納等の整理が必要な場合は、法テラス等の関係機関の紹介や同行支援を行い、生活状況の改善を図ります。

（４）住居確保給付金による支援

所管課：保健福祉支援部生活福祉調整課

失業・離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれがある方のうち、就労能力及び意欲がある方に対し、家賃額相当分や転居費用を支給上限額の範囲で支給します。併せて就労支援事業や家計改善支援を活用し、住居と就労機会の確保、日常生活の安定及び社会復帰を支援します。

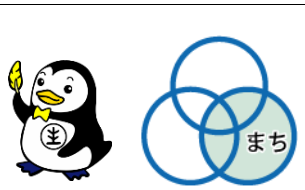
３－３－８　住宅確保・入居支援



所管課：街づくり支援部住宅課

高齢者や障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する住まいの確保のため、民間賃貸住宅への入居を支援しています。住宅確保要配慮者が、安定的な生活を送れるよう、庁内関係部門との連携による住宅セーフティネット施策を推進します。

３－３－９　公的住宅の管理運営・入居支援



所管課：街づくり支援部住宅課

（１）区営住宅の管理運営・入居支援

所管課：街づくり支援部住宅課

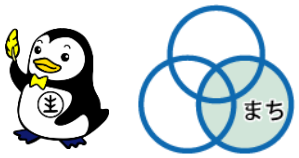
住まいに困窮する所得の低い方を対象とする区営住宅について、単身者向け及び家族向け住宅の管理運営を行います。毎年６月と 12 月に入居者を募集するとともに、同様の住居である都営住宅の定期募集も含め、住まいに困窮している方へ募集時期等を周知します。

（２）地域優良賃貸住宅の管理運営・入居支援

所管課：街づくり支援部住宅課

居住の安定に特に配慮が必要な高齢者世帯、障害者等世帯、子育て世帯及び新婚等世帯を対象とする家族向けの地域優良賃貸住宅について、管理運営を行います。毎年６月、12 月及び３月に入居者を募集し、対象世帯へ募集時期等を周知します。

３－３－10　高齢者向け住宅の供給・居住支援



所管課：保健福祉支援部高齢者支援課

（１）サービス付き高齢者向け住宅の供給

所管課：保健福祉支援部高齢者支援課

バリアフリー設備を備えた高齢者向け住宅について、一般型では施設スタッフによる安否確認や生活相談サービスを提供し、介護型では施設内で介護サービスを受けられる環境を確保します。区内住宅の入居募集・管理及び事業者を通じた間接的な家賃補助を行い、住まいに困っている高齢者を支援します。

（２）ケアハウスの供給

所管課：保健福祉支援部高齢者支援課

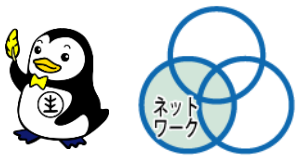
自宅での生活が困難な高齢者が入居できるケアハウスを供給します。入居者は所得に応じた使用料の減免を受けることができ、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅と比べて低価格で利用できる場合があります。

（３）高齢者集合住宅の供給

所管課：保健福祉支援部高齢者支援課

バリアフリー設備を備え、緊急時の対応、安否確認及び相談対応等を行う生活協力員が常駐する住宅を、住宅に困窮している一人暮らし又は高齢者のみの世帯に提供します。区立４か所の施設管理と年１回の入居募集を行い、入居者の日常生活の安定を支援します。

３－３－11　障害者相談支援体制の充実



所管課：保健福祉支援部障害者福祉課

（１）障害者本人・家族への相談支援

所管課：保健福祉支援部障害者福祉課

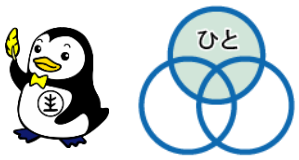
障害の区分を問わず、障害者が自ら住む場所を選択し、必要な障害福祉サービス等を利用しながら安定した生活を送れるよう、本人と家族の生活状況を伺い、将来を見据えた生活プランを一緒に検討します。福祉サービスの体験利用なども提案し、本人の意思決定を最大限尊重しながら、関係機関と連携して必要な支援体制を整えます。

（２）相談支援事業所への専門的支援

所管課：保健福祉支援部障害者福祉課

相談支援事業所に対し、相談対応の助言やサービス等利用計画の作成支援を行います。複雑な相談事例については、専門家の意見等を参考にしながら相談支援事業所を支援し、課題の解決に取り組みます。

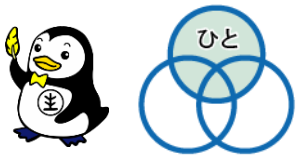
３－３－12　障害者各種手当の相談



所管課：保健福祉支援部障害者福祉課

障害者への各種手当は、障害の内容、等級により異なり、障害者自身が受け取ることができるのか判断するのが困難なため、支援が必要なケースについて、障害者自身及び支援者に対し丁寧な説明を行い、該当する手当の認定や支給漏れとならないよう所管内においても情報共有を行い、安定した生活への推進を図ります。

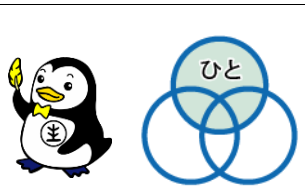
３－３－13　一般健康相談



所管課：各総合支所区民課
※区役所改革により所管課が変更予定です

障害に関する各種手帳や受給者証などには該当しない場合でも心身の健康に関する疑問や日々の生活で不安に感じていることについて、保健師に相談することで疑問や不安を解消し、健康な生活を継続、心身の回復を目的とした取組を推進します。

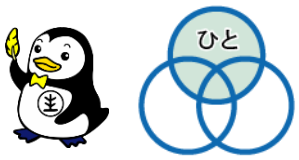
３－３－14　自立支援医療（精神通院医療）



所管課：保健福祉支援部障害者福祉課

精神障害及び当該精神障害が起因となる病態のうち、継続して通院治療にかかる費用を各種健康保険と公費で負担し、利用者の自己負担を免除又は減額することで社会復帰への支援を図ります。

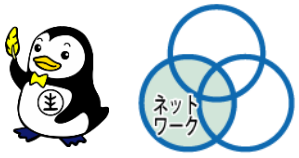
３－３－15　こころの健康相談（精神保健福祉相談）



所管課：みなと保健所健康推進課

こころの病気や依存症（お酒、薬物、ギャンブル、ネット等）や認知症の早期発見・早期治療・対応の仕方等について、精神科医師が月３～５回相談に応じています（予約制）。保健師は随時、相談を行っています。

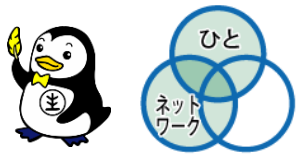
３－３－16　福祉総合窓口事業



所管課：保健福祉支援部保健福祉課

全ての福祉相談を福祉分野を問わず受け止め、包括的な支援体制のもと、複雑化・複合化した福祉課題に迅速に対応します。

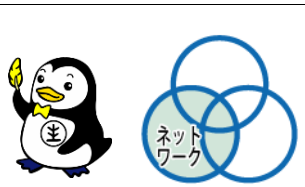
３－３－17　重層的支援体制整備事業の実施



所管課：保健福祉支援部保健福祉課

既存の取組を生かしつつ、包括的に相談を受け止める相談支援、段階的に社会との繋がりを回復する参加支援、地域でのセーフティネット強化のための地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。伴走型支援を通じて寄り添い、孤立化を防ぎます。

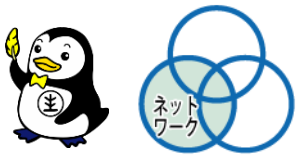
３－３－18　地域包括ケアの推進体制の充実



所管課：保健福祉支援部保健福祉課

すべての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう港区在宅療養相談センターにおける相談対応や、医療と介護の連携、多機関・多職種連携による地域課題への対応強化等、支援の充実を図ります。

３－３－19　高齢者相談センター（地域包括支援センター）による相談



所管課：保健福祉支援部高齢者支援課

介護保険制度や高齢者福祉サービスの説明・受付など、総合相談支援を行います。併せて、介護予防ケアプランの作成や身体機能の不安解消、健康維持のための取組を行います。また、高齢者の尊厳や財産を守る権利擁護の相談、高齢者虐待の相談・防止の取組及び家族支援、認知症などにより判断能力が低下している人の支援を行います。
加えて、地域の高齢者支援のネットワーク拠点として、関係機関との連携や地域のケアマネジャーの支援・指導を行います。

コラム

青色防犯パトロールの一日
― 24 時間、まちを見守る ―

港区では、青色防犯パトロール車が 24 時間体制で区内を巡回しています。日中は保育園や公園など子どもが利用する施設、登下校の時間帯には通学路、夜間には繁華街や区民から要望のあった場所など、時間帯や地域の状況に応じて見守る場所を変えています。

また、事件等が発生した際には巡回ルートを見直すほか、特殊詐欺や火災予防の注意喚起、不法投棄の発見・報告なども行っています。身近なところを走る青色防犯パトロール車は、地域の安全・安心を支える取組の一つです。

関連計画等

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

参考資料

1 関連計画等一覧

分野計画

分野	名称等（計画期間）	内容
子ども・ 子育て	港区子ども・若者・子育て総合支援計画 （令和 7 年度～令和 11 年度）	子ども･若者が健やかに成長し、幸福な生活ができる地域共生社会の実現をめざすとともに、幼稚園･保育園及び地域子ども･子育て支援事業等の提供体制や質の確保を計画的に推進する計画です。
福祉・ 保健	港区地域保健福祉計画 （令和 9 年度～令和 14 年度）	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉など、福祉の各分野の共通的な事項や、健康づくり・保健に関する事項等の地域保健福祉施策を総合的に定めた計画です。「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」など、関係する計画を一体的に策定しています。
街づくり	港区まちづくりマスタープラン （平成 29 年度からおおむね 20 年後）	都市計画に関する基本的な方針を示す港区の街づくり分野の最上位の計画です。港区における今後のまちづくりの“道しるべ”となり、区民、企業等、行政がまちの将来像を共有するためのよりどころとなるものです。
環境・ リサイクル	港区環境基本計画 （令和 9 年度～令和 12 年度）	環境分野に関する取組の基本的な方向性を示す計画であり、「港区地球温暖化対策地域推進計画」「港区環境率先実行計画」「港区生物多様性地域戦略」「港区気候変動適応計画」「港区環境教育等行動計画」を包含しています。
防災・ 危機管理	港区地域防災計画 （計画期間なし）	区及び地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防・震災応急対策や震災復興を計画的に実施することにより、区民の生命や身体、財産を災害から保護することを目的とした計画です。

分野	名称等（計画期間）	内容
	港区生活安全・再犯防止推進計画 （令和 9 年度～令和 12 年度）	令和９年度から港区生活安全行動計画と港区再犯防止推進計画を一体の計画へと統合し、犯罪被害の防止、犯罪への加担防止、再犯防止、立ち直り支援及び地域での見守りを相互に関連付け、港区に住み、働き、学び、訪れる全ての人が安全・安心を実感できるまちの実現に向けた方針と取組を示します。
産業・ 地域振興	港区地域振興プラン （令和 9 年度～令和 12 年度）	地域コミュニティ、国際化及び文化芸術の３分野に関する施策・取組を一体的に示し、多様な人・文化・地域資源がつながり、誰もが地域活動や交流に参加できる地域社会の実現に向けて、地域振興を総合的に推進する計画です。
	港区産業・観光振興プラン （令和 9 年度～令和 12 年度）	産業・観光分野の今後の方向性や取組を示す計画であり、中小企業支援、商店街振興及び観光振興における施策を体系的に掲げるとともに、分野を横断する共通課題への取組を一体的に定めています。
教育	港区教育推進計画 （令和 9 年度～令和 12 年度）	港区教育ビジョン・港区教育大綱の理念を踏まえ、将来像や政策・施策の方向性を具体化し、教育施策を総合的に推進するための計画です。学校教育・幼児教育、生涯学習、スポーツ、図書館サービスの４分野に加え、学びを支える環境づくり分野を新たに位置付け、５分野を一体的・横断的に推進します。

個別計画

分野	名称等（計画期間）	内容
子ども・ 子育て	港区社会的養育推進計画 （令和 7 年度～令和 11 年度）	社会的養育の現状を踏まえ、課題解決に向けた基本的考え方や、体制整備に向けた取組の方向性、具体的将来像等について示した計画です。

分野	名称等（計画期間）	内容
福祉・ 保健	港区国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） （令和 6 年度～令和 11 年度）	健康・医療情報を活用した、効果的かつ効率的な保健事業を実施することで、被保険者の健康を保持増進することを目的とした計画です。
	港区国民健康保険特定健康診査等実施計画 （令和 6 年度～令和 11 年度）	被保険者に対して実施する、特定健康診査、特定保健指導の実施方法や目標に関する基本的な事項を定めた計画です。
街づくり	港区低炭素まちづくり計画 （令和 3 年度～令和 12 年度）	社会活動に伴って発生するCO_2の相当部分が都市において発生していることを踏まえ、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針、目標、施策等を定めた計画です。
	港区緑と水の総合計画 （令和 3 年度～令和 12 年度）	緑地の保全及び緑化の目標・施策、都市公園の整備及び管理の方針等、更には水循環系も含めた、港区の緑とオープンスペース、水に関する総合的な計画です。
	港区住宅基本計画 （平成 31 年度～令和 10 年度）	住宅に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画で、国による住生活基本計画、東京都による東京都住宅マスタープランと整合しています。
	港区バリアフリー基本構想 （令和 3 年度～令和 12 年度）	高齢者、障害者等誰もが安全に安心して快適に移動できるバリアフリー空間の計画的な整備を進める方針として、策定している基本構想です。
	港区総合交通計画 （令和 5 年度～令和 14 年度）	持続可能な交通手段を確保するための地域交通に関する新たな方針を示すとともに、地域交通、新たなモビリティＭａａＳ等の新たな取組を推進するための交通に関する総合的な計画です。
	港区景観計画 （計画期間なし）	景観形成に関する総合的な計画として、港区における景観形成の基本方針を示すとともに、景観法に基づく届出制度の活用に当たり、場所に応じたきめ細かな基準等を示した計画です。

分野	名称等（計画期間）	内容
	港区無電柱化推進計画 （令和 4 年度～令和 13 年度）	「都市防災機能の強化」・「安全・安心で快適な歩行空間の創出」・「美しい街並み景観の形成」などを図るため、電線類地中化を優先的に取り組む地域や路線を示し、計画的に整備を進めるものです。
	港区にぎわい公園づくり推進計画 （計画期間なし）	区民・公園利用者・指定管理者等とともに魅力ある公園づくりを進めるための計画です。
	港区耐震改修促進計画 （令和 9 年度～令和 13 年度）	首都直下地震の切迫性が指摘される中で、区民の生命と財産を保護するとともに、都市機能を有効に維持するため、区内にある建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することを目的に定めた計画です。
	港区マンション管理適正化推進計画 （令和 5 年度～令和 10 年度）	マンションの適正管理と良質な住環境を形成するため、マンションの社会貢献に資する取組を評価する管理計画認定制度を創設し、老朽化対策や機能・価値の向上など管理組合を積極的に支援する施策をまとめた計画です。
	港区交通安全計画 （令和 8 年度～令和 12 年度）	交通事故等交通災害から区民の生命を守り、安全で快適な暮らしを確保するため、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。
	港区自転車通行空間整備計画 （令和 5 年度～令和 14 年度）	自転車だけではなく歩行者、自動車など道路を利用する全ての人がより一層安全・安心で快適に通行できる環境を整備することを目的とし、自転車通行空間及び通行環境の整備を進めるための計画です。
	港区自転車交通環境整備計画 （令和 4 年度～令和 13 年度）	自転車等駐車場の整備や自転車シェアリングの推進、自転車活用の推進、自転車通行空間の整備の推進などをめざした、自転車に関する総合的な計画です。
	港区防災街づくり整備指針 （平成 6 年度～令和 15 年度）	防災性の高い都市構造の在り方や、災害に強い街づくりの実現に向けた目標、方針等の基本的な方向性を示した指針です。建築物の新築時等、防災性を向上させるための手引きです。

分野	名称等（計画期間）	内容
環境・ リサイクル	港区一般廃棄物処理基本計画 （令和 3 年度～令和 14 年度）	区における一般廃棄物処理に係る長期的・総合的視点に立った基本方針を明確にする計画です。
	港区災害廃棄物処理基本方針 （計画期間なし）	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（環境省）において、地方公共団体が策定するものとする災害廃棄物処理計画です。
防災・ 危機管理	港区国民保護計画 （計画期間なし）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条の規定に基づき、区が実施する国民保護の措置に関する事項等を定めた計画です。
	港区地域強靭化計画 （令和 9 年度～令和 12 年度）	大規模自然災害等による被害をできる限り軽減し、迅速な復旧・復興につなげるため、平時から取り組む施策を分野横断的に整理し、地域の強靭化を推進するための計画です。
	港区業務継続計画【震災・風水害編】 （計画期間なし）	港区防災対策基本条例第 19 条第 1 項に基づく区における震災及び風水害対策についての業務継続計画です。
	港区災害時受援・応援計画 （計画期間なし）	大規模災害が発生した際に、他自治体等からの人的・物的資源を円滑に受け入れるとともに、被災自治体への人的・物的資源の提供を効率的に実施するための基本的な考え方や体制、手順等を定めた計画です。
	港区業務継続計画【新型インフルエンザ編】 （計画期間なし）	新型インフルエンザが発生し、多くの職員が罹患した場合においても、区の業務を継続し、区民サービスを提供していくための体制や手段を定めた計画です。
人権・多様性	港区男女平等参画行動計画 （令和 9 年度～令和 12 年度）	あらゆる分野・施策に男女平等参画・女性活躍の視点を反映させ、全ての人が性別等にとらわれず、自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会の実現に向けた計画です。

分野	名称等（計画期間）	内容
行政経営	港区公共施設マネジメント計画 （令和 9 年度～令和 20 年度）	公共施設の整備・活用・維持管理の方法など、これからの公共施設のあり方に関する基本的な考え方を示し、今後の全庁横断的な取組を総合的に推進することを目的とした計画です。
	港区職員の働きやすい職場づくり推進計画 （令和 8 年度～令和 12 年度）	仕事を継続しながら子どもを養育する職員の支援並びに女性職員及び障害がある職員の活躍を推進し、職員の誰もが働きがいややりがいを実感しながら新たなことに挑戦し、活躍できる職場をめざすための取組を定めた計画です。

２　ＳＤＧｓと施策の関係

3 策定会議設置要綱

○港区生活安全行動計画・港区再犯防止推進計画策定会議設置要綱

平成２３年３月２９日
２２港防防第１５９４号

（設置）

第１条　港区生活安全行動計画（以下「行動計画」という。）及び港区再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、港区生活安全行動計画・港区再犯防止推進計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　行動計画の策定に関すること。

（２）　推進計画の策定に関すること。

（３）　その他必要な事項

（組織）

第３条　策定会議は、区民、事業者、有識者、関係行政機関の職員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員１２人以内をもって構成する。

（任期）

第４条　区長が委嘱する委員の任期は、原則として委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

（会長）

第５条　策定会議に、会長を置く。

２　会長は、有識者をもって充て、会務を統括する。

（運営）

第６条　策定会議は、必要に応じ会長が招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、策定会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（公開）

第７条　会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。

（庶務）

第８条　策定会議の庶務は、防災危機管理室防災課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

付　則

この要綱は、平成２３年５月１０日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年５月１０日から施行する。

付　則

この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

4 策定会議委員名簿

港区生活安全行動計画・港区再犯防止推進計画策定会議委員名簿

	氏名	属性
1	古屋 丈順 （ふるや たけのぶ）	新井法律事務所・弁護士
2	高畠 弘子 （たかばたけ ひろこ）	メゾン田町自治会　会長
3	竹内 陽治 （たけうち ようじ）	港区保護司会　副会長
4	田中 泉　（たなか いずみ）	港区民生委員・児童委員協議会　会長
5	葛西 昭人 （かさい あきと）	JCOM マーケティング株式会社 港・新宿エリア　局長
6	鈴木 基之 （すずき もとゆき）	JCOM マーケティング株式会社 港・新宿エリア　地域プロデューサー
7	山口 亜樹 （やまぐち あき）	警視庁高輪警察署　生活安全課長
8	三井 主税 （みつい ちから）	東京消防庁芝消防署　警防課長
9	阿部 俊幸 （あべ としゆき）	御成門学園御成門小・中学校長
10	二藤 泰明 （にとう やすあき）	区民委員
11	宮部 真行 （みやべ まさゆき）	区民委員
12	佐藤 博史 （さとう ひろし）	港区防災危機管理室長

５ 区民説明会開催状況

港区生活安全・再犯防止推進計画の策定経過

区民アンケート結果概要

１．調査の概要

港区では、今後の生活安全施策及び再犯防止に関する取組を検討するための基礎資料として、区民等を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査対象は、住民基本台帳から無作為抽出した区民等のほか、町会・自治会長、民生・児童委員、保護司、区立小・中学校及び幼稚園のＰＴＡ会長などで、計 1,960 人です。郵送で調査票を配布し、郵送またはインターネットにより 671 件の回答を得ました。有効回収率は 34.23%でした。

調査期間	令和８年６月 12 日～７月 10 日
配布数	1,960 件
有効回答数（有効回収率）	671 件（34.23%）

２．アンケート結果

（１）地域の治安や犯罪に対する意識

■ 地域の治安は「変わっていない」が多数を占める一方、悪化したと感じる人も約３割

・３年前と比べた居住地区の治安については、「変わっていない」が 61.3%と最も多くなっています。一方、「悪くなっている」「やや悪くなっている」を合わせると 28.2%で、「良くなっている」「やや良くなっている」の 8.8%を上回りました。治安が悪化したと感じる理由としては、「不審者が多くなった気がする」が 49.2%と最も多くなっています。

・また、自分や家族が犯罪被害にあうかもしれないことについて、「非常に不安」「やや不安」と回答した人は 64.4%となっています。特に不安を感じる犯罪としては、「特殊詐欺」が 46.6%、「インターネットを使用した犯罪」が 30.2%、「悪質商法」が 25.3%と高くなっています。

・不安を感じる場所は「自宅」52.8%、「道路」41.4%が多く、必ずしも繁華街などに限定されたものではありません。一方、繁華街についても 53.8%が犯罪被害への不安を感じており、その理由として「酒に酔って迷惑行為をする人がいる」が 61.9%、「客引き行為がある」が 34.4%などとなっています。

■ 区に求められているのは、犯罪情報の提供と具体的な防犯対策

・区に支援してほしいことでは、「犯罪の発生状況などの情報提供」が 46.3%と最も多く、「防犯対策物品の支給や貸与」32.3%、「防犯対策への補助金」24.1%が続いています。

・また、安全・安心のため区に実施してほしい施策では、「指導員や警備員など見守りにあたる人員の配備」38.5%、「防犯カメラの管理体制の整備」34.4%、「防犯カメラの設置に対する補助金の充実」29.2%が上位となりました。

（２）地域の防犯活動への参加

■ **防犯への意識はある一方、地域活動への参加は限定的**

・日常の防犯対策については、「意識を高く持って、欠かさずに取り組んでいる」「意識を持って、ある程度取り組んでいる」を合わせると 54.7%となっています。具体的な対策としては、「玄関又は窓錠の強化」が 56.3%、「インターネットセキュリティ対策」が 31.0%などとなっています。

・一方、地域の生活安全活動については、75.6%が「参加していない」と回答しています。参加している人では、「地域の防犯パトロール活動」が 83.4%と最も多くなっています。

・参加していない理由としては、「活動を知らない」が 55.1%と最も多く、「忙しい」37.4%、「参加の仕方がわからない」19.2%が続きます。また、参加しやすい条件では、「単発・短時間でできる」46.9%、「自宅の近くで参加できる」38.2%、「一人でも参加できる」22.4%となっています。

・この結果から、地域活動への参加を広げるためには、活動そのものを周知するとともに、短時間・身近な場所など、参加への負担を小さくする工夫が重要であることがうかがえます。

・また、今後特に必要な地域活動としては、「地域の防犯パトロール活動」57.2%、「子どもの通学等見守り活動」45.3%、「危険な場所を点検する活動」33.8%が上位となっています。

（３）再犯防止・立ち直り支援に対する意識

■ **制度の認知度は低い一方、区による取組の必要性は高く認識されている**

・再犯防止・立ち直り支援を「とても身近」「ある程度身近」と感じる人は 32.3%であるのに対し、「あまり身近ではない」「全く身近ではない」は 44.0%となっています。

・また、再犯防止に関する国・東京都・港区の法律や計画について、「どれも知らない」が 76.8%に上り、制度や取組について十分に知られていない状況がみられます。現状の課題についても「分からない」が 42.2%と最も多く、具体的な課題では「支援に関する情報発信が十分でない」22.8%、「区民等の理解促進・意識啓発が十分でない」22.4%が上位となっています。

・一方で、港区独自の再犯防止・立ち直り支援施策については、「ぜひ必要」28.8%、「ある程度必要」38.3%で、合わせて 67.1%が必要と回答しています。制度の認知度は低い一方で、区が取組を進めることについては一定の必要性が認識されていることがわかります。

・今後優先すべき施策としては、「就労支援」が 51.6%と最も多く、「若者支援」38.5%、「依存症支援」27.1%が続いています。

・再犯防止活動への協力については、「積極的に協力したい」「できる範囲で協力したい」が 46.8%である一方、「あまり協力したくない」「全く協力したくない」も 48.6%となっています。協力したくない理由では「関わることに不安がある」が 45.7%と最も多く、「余裕がない」34.0%、「どう協力すればよいかわからない」27.3%が続いています。

・そのため、再犯防止・立ち直り支援については、制度や取組を単に周知するだけでな

く、「なぜ必要なのか」「区民がどのような形で関われるのか」を分かりやすく伝えていくことも重要と考えられます。

（４）アンケート結果からみえる主なポイント

■ 犯罪への不安は身近な生活空間にも及んでいる

・犯罪被害への不安を感じる人は 64.4%で、特殊詐欺やインターネット犯罪への不安が大きくなっています。また、自宅や道路など、日常生活の場で不安を感じる人も多くなっています。

■ 地域防犯活動の必要性は認識されているが、参加につながっていない

・地域活動への参加者は 24.3%にとどまり、参加していない理由では「活動を知らない」が最も多くなっています。短時間・身近な場所など、参加しやすい仕組みづくりが求められています。

■ 再犯防止は認知度向上と理解促進が課題

・再犯防止関係の制度・計画を「どれも知らない」人が 76.8%に上る一方、67.1%が港区独自の施策を必要としています。就労支援をはじめとする具体的な支援とともに、再犯防止・立ち直り支援の意義や取組を分かりやすく伝えていくことが求められています。

○ 関連する条例等

○ 本計画の担当部署一覧

○ 総合支所・警察署・消防署管轄表

○ 区内の犯罪統計データ等

港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。
旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

区　の　木



ハナミズキ

区　の　花



アジサイ



バラ

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　区

港区では世界の恒久平和と核兵器の廃絶を広く訴えるため、
昭和６０年８月１５日に「港区平和都市宣言」を行いました。

発行番号 ●●-●

港区生活安全・再犯防止推進計画

令和８（2026）年 10 月発行

編集・発行　港区防災危機管理室生活安全担当
東京都港区芝公園一丁目５番 25 号
電話（3578）2111　代表

裏表紙